

書(大阪府吹田市議会)(第六一五八号) 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(大阪府貝塚市議会)(第六一五九号) 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第六一六〇号) 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(兵庫県豊岡市議会)(第六一六一号) 介護保険制度の充実を求める意見書(兵庫県三木市議会)(第六一六二号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の早期制定を求める意見書(宮城県山元町議会)(第六一六三号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(栃木県市貝町議会)(第六一六四号) 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書(東京都江東区議会)(第六一六五号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(三重県伊賀市議会)(第六一六六号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(大阪府島本町議会)(第六一六七号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(兵庫県加西市議会)(第六一六八号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(兵庫県猪名川町議会)(第六一六九号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(奈良県橿原市議会)(第六一七〇号) 国の強力な雇用創出対策を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第六一七一号) 痙攣性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(千葉県市川市議会)(第六一七二号) 現行保育制度のもとでの待機児解消と最低基準の維持・向上を求める意見書(東京都武蔵村山市議会)(第六一七三号)	雇用対策の拡充を求める意見書(札幌市議会)(第六一七四号) 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(札幌市議会)(第六一七五号) 国民健康保険財政の安定化等を求める意見書(山形市議会)(第六一七六号) 「子どもの貧困対策基本法(仮称)」の早期制定を求める意見書(東京都文京区議会)(第六一七七号) 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(東京都日野市議会)(第六一七八号) 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第六一七九号) 国民健康保険に対する国庫補助の増額を求める意見書(東京都大島町議会)(第六一八〇号) 子供たちの育ちを保障する保育所の最低基準の堅持等を求める意見書(神奈川県秦野市議会)(第六一八一号) 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(富山県砺波市議会)(第六一八二号) 子ども手当の財源の地方負担に反対する意見書(石川県小松市議会)(第六一八三号) 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(福井県永平寺町議会)(第六一八四号) 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(長野県朝日村議会)(第六一八五号) 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(静岡県御前崎市議会)(第六一八六号) 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書(京都府宇治市議会)(第六一八七号) 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(京都府宮津市議会)(第六一八八号) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書(京都府城陽市議会)(第六一八九号) 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書(京都府城陽市議会)(第六一九〇号)	国民健康保険制度を堅持するための改善を求める意見書(京都府京丹後市議会)(第六一九一号) 国民健康保険制度の抜本的改善を求める意見書(京都府木津川市議会)(第六一九二号) 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書(京都府久御山町議会)(第六一九三号) 公契約に関する基本法の制定を求める意見書(大阪府貝塚市議会)(第六一九四号) 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第六一九五号) 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第六一九六号) 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書(大阪府南市議会)(第六一九七号) 雇用対策強化を求める意見書(大阪府阪南市議会)(第六一九八号) 公契約に関する基本法の制定を求める意見書(大阪府阪南市議会)(第六一九九号) 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書(大阪府千早赤阪村議会)(第六二〇〇号) 国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書(兵庫県西脇市議会)(第六二〇一号) 後期高齢者医療制度をただちに廃止することを求める意見書(兵庫県三木市議会)(第六二〇二号) 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書(鳥根県安来市議会)(第六二〇三号) 国民健康保険に対する国庫負担の引き上げを求める意見書(鳥根県吉賀町議会)(第六二〇四号) 国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書(鳥根県吉賀町議会)(第六二〇五号) 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書(沖縄県八重瀬町議会)(第六二〇六号) 三百五十万人のウィルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県糸魚川市議会)(第六二〇七号)	三百五十万人のウィルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県阿賀町議会)(第六二〇八号) 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める意見書(三重県亀山市議会)(第六二〇九号) 三百五十万人のウィルス性肝炎患者の救済に関する意見書(鹿児島県指宿市議会)(第六二一〇号) 三百五十万人のウィルス性肝炎患者の救済に関する意見書(鹿児島県霧島市議会)(第六二一一号) 三百五十万人のウィルス性肝炎患者の救済に関する意見書(鹿児島県大崎町議会)(第六二一二号) 市町村国保の改善を求める意見書(長野県小布施町議会)(第六二一三号) 歯科技工物の安全性を求める意見書(大阪府島本町議会)(第六二一四号) 歯科技工物の安全性を求める意見書(大阪府忠岡町議会)(第六二一五号) 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書(沖縄県石垣市議会)(第六二一六号) 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書(沖縄県与那原町議会)(第六二一七号) 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書(沖縄県南風原町議会)(第六二一八号) 社会的セーフティネットの拡充に関する要望意見書(北海道滝川市議会)(第六二一九号) 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書(福島県磐梯町議会)(第六二二〇号) 障害者自立支援法の見直しを求める意見書(兵庫県豊岡市議会)(第六二二一号) 「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の時効撤廃を求める意見書(大阪府吹田市議会)(第六二二二号) 前期高齢者財政調整制度等の見直しを求める意見書(沖縄県名護市議会)(第六二二三号)
--	--	--	--

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鉢呂委員長 田村憲久君外四名提出、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案及び園田康博君外六名提出、障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。加藤勝信君。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○加藤(勝)議員 ただいま議題となりました障害者自立支援法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十八年四月から施行されている障害者自立支援法につきましては、同法の附則に施行後三年を目途とする検討規定が定められております。我々の政権下におきましては、与党主導のもと社会保障審議会において、地域における自立した生活のための支援等の課題について議論を重ね、改正案を取りまとめ、昨年の第七十一回国会に閣法として提出していたところであります。その内容は、利用者負担の見直し、障害者の範囲及び障害程度区分の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等制度全般にわたるものであり、関係者の皆様からもその成立が強く期待されていたものであります。委員会に付託されることなく、解散となってしまいました。

しかしながら、この改正案は、障害者施策推進のために極めて重要な内容であることから、我々は、これを改めて提出すべく検討してまいりました。検討に当たっては、より一層障害者等の関係者の皆様のニーズに合ったものとするため、数々にわたり意見を聴取する機会を設けました。本法律案は、それらの意見を可能な限り反映したものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、障害福祉サービス等の利用者負担について、利用者の家計の負担能力に応じた負担が原則であることを明示することとしております。

第二に、発達障害者が障害者に含まれることを明示するほか、障害程度区分の名称及び定義を見直し、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す区分であることを明確化することとしています。

第三に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、利用者がより適切なサービスを利用できるよう支給決定手続を見直すこととしております。

第四に、障害児ができるだけ身近な地域で支援を受けられるようにするため、現在、障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすることとしています。

以上は昨年の閣法にあった事項であります。このほかには次の三点を加えることとしております。

第一に、目的規定等に含まれている「その有する能力及び適性に応じ」という表現は、能力や適性に応じたサービス量しか支給しないように読めるとの指摘があったことから、必要な人には必要なサービス量をきちんと支給するという理念が明確となるよう、この文言を削除することとしております。

第二に、成年後見制度利用支援事業を、その事業の重要性にかんがみ、市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすることとしております。

第三に、児童デイサービスについて、利用年齢を延長してほしいとの要望があったことから、二十歳に達するまで利用できるよう、特例を設けることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 ありがとうございます。

次に、三宅雪子さん。

障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○三宅議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合及び国民新党提出の障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

障害保健福祉施策につきましては、現在、障がい者制度改革推進本部やその下部組織である総合福祉部会等において、障害当事者の方々と交えて、障害者自立支援法の廃止を含め、鋭意議論が進められているところであります。しかし、その見直しを実施されるまでの間にも障害者や障害児の皆様が暮らしは続いているのであり、地域生活を支援するための施策を整備する必要があることから、抜本見直しまでの間におけるつなぎとして、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律は、平成二十五年八月までに障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものであります。

第二に、障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、利用者の家計の負担能力に応じたものとし、障害福祉サービス等に要する費用から利用者の家計の負担能力に応じて定める額を控除した額を給付することを原則とすることとしております。

第三に、発達障害者が障害者に含まれることを明示することとしております。

第四に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、利用者がより適切なサービスを利用できるよう支給決定手続を見直すこととしております。

第五に、現在障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすることとしております。

第六に、政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援のあり方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 ありがとうございます。

以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○鉢呂委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田名部匡代さん。

○田名部委員 民主党の田名部匡代でございます。

きょうは、久しぶりの質問でございますし、また十五分という短い時間でございますので、どうぞ答弁者の皆さん、よろしくお願いを申し上げます。

自立支援法が成立したのは二〇〇五年でありました。私が二期目の当選をさせていただいてすぐに、この審議が始まりました。大変、私も、今でもそのときの審議を明確にというか鮮明に覚えております。国会で議論をする法律や制度の一つ一つが国民の生活や命をも左右する、大きな責任を負っているんだということを強く感じましたし、あのときには、全国から多くの障害者の皆さんが国会の前に集まって反対の活動をした、抗議活動がされた、そんな中で成立いたしました。

その後、二〇〇七年、民主党は、障害者自立支援法によって危機的な状況になっている障害者の皆さんの生活を何とか守りたいということで、応益負担廃止ということを柱にした新たな法案を提出しました。そして、幾つかの提言をしました。

そんな中で、昨年、政権交代が実現をして、三党連立政権下で、障害者自立支援法は廃止、制度の谷間がなく、利用者の応益負担を基本とする総合的な制度をつくるんだという合意がなされたわけでありました。

しかし、今回、法案が提出されたことによって、多くの全国の障害者の皆さんが不安を感じていらつしやるし、また不信任感を持たれているのも事実であります。

ここで、確認をさせていただきたいと思っております。

現政権下で合意がなされた、自立支援法は廃止、応益から応能へ、制度の谷間がない、このこ

とはしっかりと守られるんでしょうか。そして、あわせて、これまで民主党がずっと言ってきた、現場の声を、当事者の声をしっかりと受けて法案をつくっていくんだということ、このことも守られるのかどうか。大臣と、また与党の法案提出者の方にお伺いをいたしたいと思っております。

○長妻国務大臣 今おっしゃっていただいた御質問ですけれども、この政権の方針は全く変わっておりませんで、連立政権合意においても、制度の谷間がなく、利用者の応益負担を基本とする総合的な新たな制度をつくることというのを、遅くとも平成二十五年八月までに実施するという方針は変わっていないわけではございません。

そして、多くの当事者の方の御意見もお伺いをして新しい法制度をつくっていくという、その議論の仕組みももちろん変わったわけではございませんで、ことしの四月から、障がい者制度改革推進会議のもとに総合福祉部会を設置して検討を開始しております。多くの皆様方の御意見を聞いて、今度は本当に皆様方が使いやすい、そして、その制度のもとに安心して過ごしたいなというふうに、そういう制度をつくっていききたいというふうに考えております。

○園田(康)議員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。私どもは、今回の自立支援法の見直しは、やはり何と云っても、連立政権合意、三党合意の中でも、あるいは国会の議論の中でも、応益負担をやるべきだ、そして、それを基本として当事者の方々と御一緒にこの制度をつくり上げていかなければいけない、今大臣からも御答弁をいただいているわけでございますけれども、その方針に一貫して変わりが無いということとはまず申し上げておきたいというふうに思っております。

さらに、つけ加えて申し上げさせていただくならば、今回の制度改革推進本部、そして推進会議、あるいは総合福祉部会という形で当事者の方々が鋭意、この二十五年度の八月までという期限の中でしっかりと議論をしていただいている。

そして、私ども立法院の中においても、そのことをしっかりと踏まえて議論をさらに深めていく必要がある。このことは、国会の中で合意形成を、やはり私たちも与党、野党を超えてやっていく必要があるというふうに考えているところでございまして、その点では、一貫してその方針には変わりないという事は申し上げておきたいというふうに思います。

○田名部委員 ありがとうございます。

私たち、野党時代から、当事者の声をしっかりと聞くんだということ、そしてその声を随分多くの全国の団体の皆様から、当事者の皆様から聞かせていただけてまいりました。その中で、自立支援法では生きていけないという苦しみ、声をたくさん聞かせていただけてきました。

そんな中で新政権が発足をして、この合意がなされたことは必ず守っていただきたいというところと、そしてその声を聞くために障がい者制度改革推進会議、こういったものがつくられたわけですので、今回、ある意味、全国の障害者の皆さんが不安や不信を感じていらつしやることは、当事者の声を聞くと言ったじゃないか、そのことが本場に議論の中に取り入れられるのか、自分たちの声はまた聞かないまま法律がつくられてしまうんじゃないかということだと思っております。

ですから、大臣初め、できたこの推進会議の皆さんにも、しっかりと今回の法案の改正の中身を御説明していただきながら、二十五年度までに総合的な福祉政策をしっかりとつくるんだ、その中で今合意がされたことは必ず守るんだということをお話ししていただきたい、そのように思っております。

また、これが、内閣府だ、どこどこ会議だ、厚生労働省だという、今までのような縦割りの弊害がないように、しっかりと一つになってこのことに取り組んで実現をさせていただきたい、そのように思っております。

次に、与党の法案提出者にお伺いをしたいんですが、今回、この改正がなされることで、

今まで行われていたサービスが低下するだとか負担がふえるだとか、そういう点があるのか、今回の改正によってどういう点が変わるのかというところをお聞かせいただきたいと思っております。

○園田(康)議員 ありがとうございます。

今回の法律の改正というものは、まず第一に、先ほど申し上げましたように、応益負担、必ず負担能力に応じた負担というものを原則とするという点を法律上きちっと明記をさせていただくというところでございます。

そして、障害の範囲については、先ほど提出者からもありましたけれども、発達障害者、今までこれが明確になっていなかったわけでございますので、この点を法律上きちっと明確化していくという形になります。

なお、高次脳機能障害の方については、これはまだ法律上ではありませんけれども、告示等を通じてこれも範囲の中にいいますか、今でも精神疾患の中に含まれるわけでございますけれども、それを踏まえて、今後運用の改善がなされていくだろうということが考えられるところでございます。

そのほかに、市町村に総合的な相談支援センターを設置できることや、あるいは地域移行を支援するための相談事業を充実するといった相談支援の強化も盛り込まれているところでございます。また、今障害種別ごとの障害児の方々の施設を一元化させて、より身近な市町村の中でしっかりと支援をしていくことがこの中で明らかになっていくというふうになっております。

それから、グループホーム、ケアホームを利用する際の助成制度も新たに創設をさせていただくということで、いわば障害者の方々の地域生活支援がより強くなっているものだというふうに考えております。

なお、検討条項の中に、まだまだ不十分な点はやはりあるというふうになっております。したがって、今推進会議あるいは総合福祉部会の中で議論をされているところでございますけれども、

難病の方々を、ではどういった総合福祉法の中に入れていくのかというところは、まさしくその中で議論をしていただく形になっていくだろうし、また、移動支援の部分についても、これも今当事者の方々も含めて議論をしていただいているというところでございますので、これもしっかりと、今回の法律上、ちゃんと政府がやるようにということで、検討事項を設けさせていただいております。

○田名部委員 ありがとうございます。

二十五年の総合福祉法というのが成立をするまでの間、今のままで、やはり不十分なことをそのままにするよりは、その間だけでもしっかりと足りない支援をしていくということは、私は大変重要なことだと思っています。

そして、そのことを多くの全国の障害者の皆様にも御理解をいただいて、二十五年には、この約束を守りながら実現していくんだということをしっかりと私たちも伝えていかなければならない、そんな思いであります。

次に、大臣にお伺いをいたしたいと思えます。前回、公明党の高木先生から御質問があったと思うんですが、地域移行は進めていくのかどうかということ、大臣、そのときの御答弁、しっかりと進めていくんだということを御発言されております。これは、総合福祉法の目指す地域移行ということも軌を一にするものでありまして、しっかりとこのことは進めていただきたいと思うんですが、現在、この新体系のサービスへの移行状況というのがどうなっているか、その現状をお聞かせください。

○長妻国務大臣 調査をいたしまして、最新の数字が出ましたけれども、先月、四月一日現在で、新体系サービスへの移行率が五四・二％ということで、昨年の十月一日現在の四五・四％から八・八ポイント上昇しているということであります。

○田名部委員 ありがとうございます。これを進めていくに当たって、二十五年までの間、しっかりと予算措置というものも行っている

なければならぬと思います。

山井政務官にお伺いをいたしたいと思えます。野党時代、厚生労働の理事として大変御活躍をいただく中で、何度も涙を流しながら障害者の皆さんの立場に立った御質問をされていたことを、今でも私も鮮明に覚えております。そして、山井政務官が先頭に立つて、全国の障害者の皆さんの声を受けてきた。そのことを踏まえて、これからぜひその立場に立った取り組みをしていただきたいと思うんですが、そのためには、何といつても予算というものがしっかりと確保していつていたかなければなりません。

この地域移行についても予算措置というものはしっかりと行われるのかどうか、その辺についての対応をお聞かせいただきたいと思えます。

○山井大臣政務官 田名部委員にお答えを申し上げます。

障害者自立支援法の廃止、これは政権交代の大きな眼目の一つでありました。ただ、やはり非常に大きな法律でありますので、法改正をするためには、来年の通常国会ではなく再来年の通常国会になってしましまして、実施は、自立支援法違憲訴訟の原告、弁護士との基本合意に書きましたように、平成二十五年の八月からの実施ということになります。となると、その間できることにしましては少しづつ着実に改善していかないと、やはり私たちは約束を守っていないことになるのではないかと思います。

そういう意味では、ことしにおきましても、四月より低所得の障害のある方の福祉サービス等にかかわる利用者負担を無料としたことや、その他、児童デイサービスの事業所において、障害のある児童を育てた子育ての先輩の方々による相談等の体制整備を行う場合の支援を可能としたりしております。

これからも、地域移行の支援のための予算獲得に向けて全力で力を振り絞りたいと思っておりますし、そのためには、政府がそういう予算を要求する際には、またこれからも部会や推進会議の

方々の要望を、今度も六月一日に部会から要望をいただくことになっておりますので、その方々とも議論をしながら、とにかく、財源確保をするのはなかなか大変であります、全力で頑張ってもらいたいと思えます。

○田名部委員 ありがとうございます。

現政権下で約束がなされた合意というものはしっかりと守っていただくということ、それは大臣からも御答弁をいただきました。そして、推進会議、部会等の当事者の声はしっかりと聞いていくんだ、それを踏まえた議論をするんだということも御答弁をいただきました。ぜひそのことはお約束をしていただいて、しっかりと、この国全体で、与野党関係なく、その枠を超えて、日本の障害者施策はどうあるべきか、そのことをみんなで取り組んでまいりたいと思えます。

きょうはありがとうございます。

○鉢呂委員長 田名部匡代さんの質疑を終了いたします。

次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日議題となりましたこの障害者自立支援法、与党案では、二十五年の八月までの時限立法というものを提案しておりますが、それであっても、実はきょうは、大変に障害者団体からの異論、そして抗議の声が強い中で審議が行われます。傍聴申込者は二百名を超えたというふうにも聞いております。それだけ障害当事者の皆さんが懸念され、事の成り行きを見ているきょうの審議だと思えます。

冒頭、長妻大臣にお伺いをいたします。

長妻大臣は、なぜ障害者自立支援法は廃止されねばならないとお考えになり、また、私どもが野党であったときに、その審議の中から学んだこと、最も大臣にとって大事だと思うこと、一つで結構です、お答えください。

○長妻国務大臣 まず、なぜこの障害者自立支援法を廃止しなければならないのかということとは、

いろいろ論点がありますけれども、一つは、応益負担ということで、障害が重い方ほど負担が大きいうことでございます。

そして、その自立支援法の法案成立等で学んだことは、最も重要なことは、当事者の方の御意見をきちんと聞いて、どういう状況に置かれておられるのか実態把握をする、その法案が施行された後どういうふうな状況が変わるのか、それも実態把握をして、法案を立案し、審議をする、その重要性を学んだというふうに考えております。

○阿部委員 当時の象徴的な言葉で、私たち抜きには私たちのことを決めないでと言われて、これは、実は私は医者です、大変に耳の痛い言葉なんです。医師としてこの治療法がいいと思うけれども、それは受け手の患者さんにとって、その方の人生にとって、どういうところに位置して、本当にそれをするの方が選ばれるのかどうかによって、よいものでも結果的によくなるかもしれないですね。

この障害者自立支援法は、やはり大きな物の考え方の転換点にあるんだと私は思っています。単にムード的に、気持ち的に、何で無視してこんな国会審議を進めるのよ、そういう思いがあるだけではなくて、皆さんが、先ほどの田名部さんもそうでした、少しよくなるんだから、御答弁もそうでした、少しよくなるんだからと。でも、そのよくなっていくという方向と今ここで審議されているものが、本当に障害者の望む自己決定、自分たちの障害を自分たちの人生の中に抱えて生きていくためのものになっているかどうかという点について、次にお伺いをいたします。

十五分で全部を聞けないので、例示をしてお伺いをいたします。

今回私ども、私も与党の提案者の一人として、重度の視覚障害者の方の移動支援というものを、個別支援といって、特に重い方についてその支援を負擔する、もっと楽にしてさしあげようという形で提案をいたしました。

しかし、この間、障害者団体の皆さんが障がい

者制度改革推進会議などで話してこられたのは、その症状の重さいかなではなくて、自分が移動したい、自分がこうしたいと思ったときに、その自分の意思がどのようにサポートされるかという問題であるというふうに提案されてきたと思います。

今の体系は全部、重い方が大変だからやってさしあげよう、これも間違っていないのです。でも、今、障がい者制度改革推進会議、五十人おられますから多様な意見があると思いますが、そこで提起されている本質的な問題は、その方が社会参加をしたい、あるいはその意思を持ったときに、何が足りないか、例えばそれは見守りながら通学を支援することであったり、いろいろなケースがあると思うのです。ここを転換してくれ、重いからお助けしましょうではなくて、自分たちがこうしたいから、その意思にのっとって、足らざる部分を助けをしてくれということなんだと思います。

長妻大臣はどうお考えでしょう。

○長妻国務大臣 今おっしゃられた移動支援ということでありますけれども、確かに、重度の方のみ移動支援というのを充実させていくという考え方というのは、一概にそれは適切だとも言えないのではないかと御指摘は私も理解をするところであります。

今回の法案、議員立法でございますけれども、重度の視覚障害者に対する移動支援は、同行援護として、これはきちっと位置づけることになっていると承知しております。

今後の、今おっしゃっていただいたような支援のあり方については、実施状況を踏まえて検討すべき課題だというふうに考えております。

○阿部委員 私が申し上げたのは、移動の支援とは、単なるこの者をここに移動する支援ではないんです。社会参加ということの支援の一環として多様に考えてほしい、それが障害者の願いなんです。それを、私どもは、やはり重い方を先に助けてあげようと思います、それは常識だから。で

も、そうではないんだ、違う体系を、長年のその体系を打破してほしいというのが障害当事者の思いだということを、ぜひ、きょう審議に参加された各議員と共有したいと思います。

そして、そうした御自身の意思を本当にサポートしていくために何が必要か、それは当然お金の問題も出てまいります。

皆さんのお手元に「移動支援事業 都道府県別の事業費」というものを上げてございます。移動支援を実施している自治体数を聞くと、八十数%は実施していますと出てきます。しかし、ここに「ごらんいただくように、そのおのおのの自治体の実施している金額は、例えば例をとりますと、富山県の一千万円から大阪府の六十七億三千万円まで、非常に幅が広がります。これが現実であります。

移動支援は、もちろん、例えば富山も大阪もしていること集計には出ます。でも、もしも富山県の場合、例えば、富山県だけが悪いわけではないので恐縮ですが、その規模でいうと、ほとんど、さっき言った、行きたいところをサポートしてほしいという思いは実現されません。

こうした実態について大臣はどう考え、どう善処していけますか。簡単に聞くと、移動支援事業の地域間格差、そして、今度の法律では地方にゆだねられる部分が多くなります。しかし、先立つもの、それから体系、さっき言った、それが重いのもの順よという、当然いろいろな意思があるときに、それは酌み入れられなくなります。この問題も生じてまいります。

まず、格差についてどう思うか、これを是正するために厚生労働省の大臣として何をなさるか、お伺いいたします。

○長妻国務大臣 今おっしゃっていただいたように、移動支援には自立支援給付と地域生活支援事業がございますが、地域生活支援事業のお話だと思えますけれども、これについて、確かに地域間の格差というものがございます。これについて、国としても補助金、平成二十二

年度は四百四十億円、予算措置をしておりますけれども、今、具体的な金額をお示しいただきましたけれども、今後、きょうお尋ねもございましたので、具体的にどういう格差があるのか、個別事例も含めて検証をさせていただいて、それが一定の許容範囲を超えた格差となった場合はどういう対策が必要なのか、それについて検討してまいりたいと思います。

○阿部委員 大臣の御発言はありがたいと思いますし、そのとおりだと思います。だからゆえに障害者団体は、その調査をしてから必要な施策に手を打ってくれ、立法化してくれというお声なのです。ここに生じた悲しいねじれだと私は思います。本当にそれは障害者から見るとどうかという点で、その視点で調査し、施策してくれという思いでありますから、今大臣の御答弁をいただきました。

現状のさまざまな地域支援サービスがございす。例えば手話の問題、これも手話をやっていただく方を自治体がキープしておくには、とてもたまたまさまざまな問題がありますから、どこから手をつけるか、そのこと一つ考えるにも実態調査というものは不可欠ですから、ぜひ大臣にはそのことで頑張ってくださいたいと思います。

続いて、きょうのこの法案の中にもありますが、支給決定のプロセスについてということで、ここもまた障害者団体の方が強く懸念されているところ です。

介護保険などと違って、障害者自立支援法における支給決定においては、サービス利用計画というものは、支給が決定されてから、その後、利用計画が立ちます。今度これを、いろいろな方がもつとサービス利用計画を利用できるようにしよう、それはいいことだと思つて立法府は出しているのですが、しかし、そうは受けとめられない。なぜかと申しますと、このサービス利用計画を、十分、当事者の側に立つてサポートする体制がどうなのかということでもあります。

端的に何え、例えばソーシャルワーカーがきちんと配備されて、その方の、例えば病院から退院された、あるいはひとり暮らし、御家族がない状態、そしてその後の支援などで何をどう組み立てていくか。これは逆に、そういうきつちりしたサポーターがいないと、支給量の決定がサービス量を定める逆転現象が起きかねないということでもあります。

人材をきちんと配置して、サービス利用計画が当事者のためになるような体制はどう担保されますか。山井政務官にお伺いいたします。

○山井大臣政務官 今阿部委員が御指摘された、サービス利用計画と自己決定との関係というのは非常に重要であると思っております。

現状のサービス利用計画は、障害のある方のニーズや意向などを踏まえて作成されておりますので、自己決定を尊重しているというふうにおつておりますが、しかし一方で、阿部委員もおつておられるように、先に支給決定というものはあるの、自己決定がおろそかになっているのではないかとという批判があることは私も承知しております。

そういう意味では、今阿部委員がおつしやつた、自己決定の支援ということはどうしつかりサポートしていくのか、そのことについては私たちも検討していきたいというふうに思っておりますし、総合福祉部会や推進会議の御意見もお聞きしていきたいと思っております。

○阿部委員 福祉分野の人材不足は極めて深刻だと思えます。虐待問題でもそうですし、障害のある方のこういう日々の生活の支援問題でもそうです。このことは厚生労働省が大きくかじを切らねば、絶対に、障害者が望む、私たちのことを私たち抜きに決めないでということ担保することができませんので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

時間の制約で、あと、私の考えを述べさせていただきます。現在でも極めて地域格差が大きい中、今与党に

あつては、地域主権という文句のもとに、地域主権推進一括法というのが参議院で可決され、今度衆議院で審議入り待つ状態です。

しかし、これは、さっきの地域間格差というのがある限り、私は、特に福祉分野においては、本当に何をどうサポートしていけばそれが可能になるかというところは極めて大きな問題であると思つています。そして、あわせて、今回の立法は、私は与党の一員として、あくまで時限立法として出させていただきました。それは、障害の方々が一方で一生懸命会議しているのに、私たちの出すものがそのこととそこを来してはいけないという点であります。

園田さんに伺います。時限立法であることの意味をお教えください。

これで終わります。

○園田(康)議員 ありがとうございます。

今、時限立法とおっしゃっていただきました。まさしく長妻大臣がおっしゃっておられるように、そしてまた与党としてもお約束をさせていただいているように、この自立支援法は平成二十五年八月までに新たな総合福祉法にかわります。そして、自立支援法は廃止になります。

したがって、それまでの間の障害者の当事者の方々の地域生活をしつかりと守っていく、支援をしていく、そういう法律であるということを経後に明示させていただきたいと存じます。

○阿部委員 それが明記されない法案には反対をいたします。

ありがとうございます。

○鉢呂委員長 次に、菅原一秀君。

○菅原委員 おはようございます。自民党の菅原一秀です。

今、この場に立ちまして、この改正法案、ようやく審議が始まって方向性が見出せる、非常に遅きに失するとも言えましょうし、そしてまた大事なことだ、こう思っております。

そもそも、この障害者自立支援法、まさに障害を持つ方々が施設から地域に出てともに共生をし

ていく、そしてまた可能な限り自立できるように支援をしていく、こういう理念、そしてそれをまたブレイクダウンして具現化した法であつたわけでありまして。

ところが、施行後、現場そしてまた障害を持つ方々の声は、さまざまな論点、課題、問題点がありました。

したがって、これを昨年の二月、私どもは、当時の与党のこの問題に関するPTのメンバーとして、田村さんと高木さんとともにこの見直しの基本方針を取りまとめをいたしまして、昨年の三月には、政府の提案として、利用者負担を応益から応能負担に、そしてまた障害児の支援の充実、こういう二つの内容を盛り込んだいわば障害者自立支援法の改正案を提出したわけでありまして。ところが、通常国会において審議されないで、結局、解散になって廃案となつてしまつた。非常にじくじたる思いで今日まで来たわけでありまして。

その一方で、民主党の方は、マニフェストにも、障害者福祉施策については、まず障害者自立支援法を廃止して新たな制度を創設する、このように銘打っているわけでありまして。しかしながら、新たな制度といひましても、施行後、この制度を全国の自治体、区市町村ともにいわば具現化し、また実効あらしめる中で、これをまたもとに戻す、あるいは抜本から変えてしまふということにおいては、なかなか時間がかかることでもあり、ましてや今後、難病患者を福祉サービスの対象とする、こういった論点も当然あるかと思ひます。

しかし、そうすると、非常に財源的な厳しさも増してくるわけでありまして、その意味においては、まずは現場で求められている声に対して早急に対策を講ずるということが一番大事なことだ、こう思っております。

そこで、改めて自公の提案者に、この改正案を出した理由を簡単に、明確に述べていただきたいと思ひます。

○田村(憲)議員 菅原委員の御質問にお答えをい

たします。

今委員おっしゃられましたとおり、この障害者自立支援法、十八年の四月に施行をしたわけでありまして、その後、関係者の皆様方からいろいろな御意見を賜りました。

成立してすぐではございましたけれども、十月には特別対策、そして十九年の十二月には緊急対策等々で、利用者の方々の負担の軽減でありますとか事業者の方々の支援をしてきたわけでありまして、一方で、法附則の方で、三年後の見直し、検討規定がございます。そこで、昨年の二月に、自民、公明、当時与党でございましたけれども、プロジェクトチームを立ち上げてまして、そして報告書をつくつた上で改正案を提出したというわけでございます。

中身的には、今もお話ございました。大きなところでは、今も大変おしかりをいただきました。上限等々を大変おしかりをいただきました。上限等々を大変おしかりをいただきました。これは、確におっしゃられるとおり、大変な誤解を招くし、基本的に、法文の中に能力に応じたという文言を入れて応能負担を明確化していくということと、二十九条の三項に「家計の負担能力その他の事情をしん酌して」ということで、応能負担というものを明確に、哲学の転換を図つたところでございます。

他にも、各現場からいろいろな多くの御意見をいただきました。それを盛り込んだわけでございますが、今、総合福祉法、現与党の方で議論が始まつておるようではありますが、この再提出をする中において、我々自民党も、また公明党さんも、さらに各団体から御意見を聴取させていただきまして、その中で、やはり総合福祉法、まだ先のことであるし、議論、これはまだスタートしたばかりである、どうなっていくかわからない中において、とにかく今の現状を少しでも改善してもらわなければ、あすからのそれぞれの御生活の方に不安があるということもございましたので、そういう意味で再度提出をさせていただいた。

なお、三点にわたります。新たな部分もつけ加えさせていただきながら提出をさせていただいたという趣旨でございます。

○菅原委員 民主党並びに自公案、ともに法文を読んでみますと、おおむね同じくする考えが見受けられます。

ただ、その一方で、それぞれまた特色もあるやに感じているわけでありまして、そこで自公提案者に確認、お尋ねをしたいと思ふんですが、今回、この法案の中に成年後見制度の利用支援事業を地域生活支援事業の中で、今までであれば任意の事業としてやってきたわけでありまして、これをきちつと必須の事業として行うべきである、こういう旨の条文がございます。このほか、これにかかわる、またその他、今回この法案に新たに追加したものに關して、明確にお示しをいただきたいと思ひます。

○田村(憲)議員 三点ほど追加をさせていただきます。

まず第一点は、今委員がおっしゃられました成年後見制度、これを地域生活支援事業の中に必須化しようという部分でございます。もう御承知のとおり、成年後見制度は、障害者の方々の権利擁護でありますとか虐待の防止という意味で大変大きな役割があると思ひますが、今まで任意事業でございましたので、各自自治体の状況を見ますと、去年の四月の時点で四割にこの実施状況がとどまつております。そういう意味で、ニーズを考えたときに、これを必須事業化するということと、より多くの方々にこの成年後見制度を御利用いただきたい、こういう思いでこの点を盛り込ませていただきました。

第二点は、児童デイサービス事業についてでありますけれども、現在は十八歳未満となっております。満十八歳になるまで。そうなりますと、特別支援学校の高等部三年生、途中で、十八歳になられますと、この児童デイサービスが受けられなくなつてしまふという問題が起つております。そこで、これを二十歳に到達するまでというふう

に書きかえさせていただいております。

三点目は、その有する能力及び適性に応じてという文言が使われておるんです。例えば、この第一条の中に「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い」というふうに書いてありますが、この文言がございまして、能力及び適性に応じた自立に向けたサービス量しか支給されないようにやはり読めるという御指摘をいただきましたので、この文言を削除させていただきます。

以上三点でございます。

○菅原委員 非常に大事なポイントでありまして、この障害者自立支援法、いわば机上の議論であつては当然だめだ。また、私どもも現場に赴き、実態を把握し、また団体の皆様、障害を持つ方々からその声を真摯に受けとめて、それを法律にちりばめていく、これが国会の役割であろうと思っております。

その今の御指摘を踏まえれば、今後この方向性が、一定方向が出されたとしても、実態に合わせて常にチェックというものが大事ではないか、こう思っております。

さて、障害程度区分ということが論点としてございました。これは、自公案においては、障害支援区分に改めて、そしてまた障害程度区分の見直しということで銘打っております。

御案内のとおり、ずばりこの障害程度区分というのは、いわゆる介護保険の要介護認定、これをもとに制度設計されたという背景があると思います。しかしながら、身体であればそれなりの明確化ができる、しかし一方で、知的ですとか精神ですとか、例えば調子のいいときとそうでないときがあるわけですから、一律に程度区分を設けることによって、結果的に本当に適切なサービスが受けられない、こういう解析といいましょうか、これまでの足跡があると思います。

したがって、私どもは、当然これは見直しをし

なければいけないという議論を踏まえてきたわけですから、政府側にお尋ねをしたいのは、この点、現状でどう対応されるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○山井大臣政務官 菅原委員にお答え申し上げます。

まさに菅原委員御指摘のように、障害程度区分というのは、残念ながらこの自立支援法、当初からの大きな問題点と言われておりまして、介護保険をモデルにしたことによつて、知的、精神の方々に対しては非常に軽く出てしまふ。そのためにも、ここ数年、そういう問題点をどう減らせるかという努力をしてきたわけではありますけれども、まだまだ十分な点には至っておりません。

このことに関しては、これから制度改革推進本部や総合福祉部会の大きな論点となつていくと思ひますので、将来的には当然これを改正していきたい、変えていきたいというふうに考えております。

○菅原委員 政府側もそういうような御答弁でございますので、ぜひともお進めをいただきたい。また、共通項のもう一つに、障害者がグループホームやケアホームに入居する際の家賃を補助する仕組み、これを設けているわけでございます。この点、どのような制度を導入するのか、そしてまた、その補助の水準についてお考えがあれば教えてください。

○田村(憲)議員 このグループホーム、ケアホームの問題は、実は、自立支援法をつくる当初からかなり議論をしてきたところであります。

現行法ですと、低所得の施設入所者の方々は、手元に実費負担部分を除いて二万五千円残るようになっておりますが、グループホーム、ケアホームの方はそのような規定がございませんので、これはそのままお支払いをいただいておりますこととであります。

しかし、現行はそうであるのですが、地域支援ということ考えた場合に、このグループホーム、ケアホームの役割、これは大変重要なものがあ

りますから、そこに移っていただくためには、この実費負担部分をどうするのかということとをクリアしないとかなかなか進んでいかないであろうということも考えまして、例えば、実費に係る部分に關して何か補足給付ができないかということ、法文の中に入れていただきたしました。

実際問題どれぐらいかということ、家賃の額、こういうものを政府で検討いただいて調査をしていただいて、必要なものを給付するという形にしたいと思ひます。

○菅原委員 最後に御尋ねをしたいと思います。障害者の皆さんの実際の声として、移動にかかわる支援をぜひ拡充してほしい、さまざまなお声をいただいているわけではあります。

今回のこの法案にも、重度視覚障害者に対する移動支援については、同行援護ということ、個別給付とされております。大変このことは重要でありまして、移動支援ということで見ますと、民主党の方にはその検討規定が設けられていたんですが、自公案の方にはこれがないんですね。あれだけ皆さん議論をしたわけでありまして、ぜひこの障害者の移動支援についても盛り込むべきだ、こう思うんですが、この点を田村さんに確認したいと思ひます。

○田村(憲)議員 重度の知的障害のある方々や重度の肢体不自由の方々に關しましては、現行法の中で自立支援給付の中に入れてあるわけでありまして、今回、今言われましたとおり、同行援護という形で、重度の視覚障害者の方々に關して、これを給付対象にしようということを盛り込ませていただきました。

一方、地域生活支援事業の中で今やられております移動支援に關しまして、もっと幅広く検討すべきではないかというのは、我々も議論をしてまいりました。

今回の法案には種々の理由で我々を入れていないんですが、ただ、与党提出の附則の中でこれを入れていただいたというのは大変大きな意味があると我々は思っております。実現するためには非

常に大きな壁がございまして、正直言ひまして。これは、財源的な問題も含めて大きな壁があると思ひます。これを与党の中に入れていただいた、これは我々も全面的に賛同する部分でございまして、協力してこういうことが実現できるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○菅原委員 これで終わりにしますが、大変重要なことでもありますので、ぜひお進めをいただきたい。同時に、この自立支援法の改正と同時に、やはり今回組上に上がったけれども先送りされてしまひましたハート購入法並びに障害者の虐待防止法、これに關して、早急に組上に上げていただいて、しっかりと議論を進めていただきたい、このことを最後に申し上げて、終わります。

○鉢呂委員長 次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。

私は、公明党障害者福祉委員会委員長を務めております。また、先ほどお話ありました、自民、公明、当時与党P.Tの副座長を務め、この障害者自立支援法の改正に取り組んでまいりました。本日、どうあれ、障害者自立支援法の改正案、自公案そして与党案が審議の運びとなり、懸命に取り組んできたこの四年間を思い起こしますと、私は、きょうは一步前進をする大事な日である、まさかここまで来るとは思わなかったというのが実感でございます。御尽力くださった方々に感謝を申し上げたいと思ひます。

昨年九月、長妻大臣は、遅くとも平成二十五年八月までに、障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法を実施するとおっしゃったわけでございます。それでは、今現に障害者の方々の地域生活が困難を来していらっしゃるその現状を三年間も放置することとなつてしまふ、この危機感を恐らく共有していただき、政府提出の閣法を今回、議員立法として引き取りまして、自公案を提出いたしました。そしてまた、与党案も提出されましたことを私は感謝申し上げる次第でございます。

我が党の埼玉県本部では、障害者自立支援法の総点検運動を実行しまして、昨日、その結果の発表が行われました。やはり自立支援法を、あつてよかったという人が半分、また、改善してほしいという方がさらに半分、改善する余地が多くあるという内容でございます。そうした現場の状況。

そしてまたさらに、昨日、私は、日本身体障害者団体連合会の緊急要望をいただきました。緊急的な対応として、障害者自立支援法の一部改正を実現し、障害者が地域で安心して生活できる環境が一つでも進むことを切に要望いたします。このようにございます。私は、一つでも進むことを切に要望いたします。この気持ちをも多くの方が共有され、本日に至ったと承知をしております。この上は、速やかな成立を心から願うものでございます。

本日は、私は提案者でもあり、若干自問自答のような形になりますが、この場をおかりいたしまして、また、この自立支援法の詳細をまだ御承知ない議員の方がもしいらっしゃったらと思ひまして、私どもの考え方、そしてまたこれまでの取り組みにつきまして少し述べさせていただきます。大臣に二、三、質問をさせていただければと思っております。

この障害者自立支援法、障害者が地域で普通に暮らすことや、自立と共生の社会づくりを目指して、知的、身体そして精神、この三障害の一元化、また選択可能なサービスの提供など、障害者の方にとりましてメリットももたらしました。しかし、その一方で、利用者負担の問題など、多くの課題が残っております。国や地方の財政負担が義務化したということは、あの破綻した支援費の中から大きな方向転換であったと思いますが、原則一割負担が導入をされてしまった。

こうした大幅な制度変更、そしてまた残った課題に対して、我が党は、当事者団体の意見を適切に反映してほしい、このことを強く要望しながら、障害者団体と意見交換を重ね、サービス利

用の応益負担の導入や公費負担医療制度の利用者の負担の見直しに当たっては、低所得者に対する十分な配慮ということを強く求めてまいりました。毎日のように多くの障害者団体の方たちから広く御意見を聞きながら検討を行い、政府・与党に働きかけ、障害者自立支援対策臨時特例交付金を確保しまして、基金を積み、今日まで財政措置を講じてきたわけでございます。

その第一回目は、十八年四月一施設行後の八月十五日でした。冬柴幹事長、浜四津代表代行を初め、緊急要望を大臣に対して行いまして、これを受けて、十八年度補正予算によりまして九百六十億を確保し、利用者負担の軽減、また事業者への激変緩和措置などを実施しました。また、平成二十年、緊急措置といたしまして六百五十億円、翌年二十一年、千四百二十五億円と連続してこうした対策を講じ、利用者負担のさらなる軽減、また障害児世帯の負担軽減、事業者への激変緩和措置を実施してまいりました。この二十一年のときは、介護分野と歩調を合わせて、職員の処遇改善に取り組みむ障害福祉事業者に助成を実施したわけでございます。

あわせて、利用者負担の軽減につきましては、当事者の方たちからの御意見と要望を踏まえまして、たび重なる上限額の引き下げを行ってまいりました。そして、措置を受けるための要件も改善をしてまいりました。

このようなことをさせていただいたことを簡潔に御報告いたしますが、二十年七月、所得認定が世帯単位であったのを、本人及び配偶者のみの所得で判断するという個人単位に変えました。また、二十一年四月、障害福祉サービスの報酬改定では、平均五・一％引き上げ、また自立支援医療の負担も軽減。また、七月、これまでの資産要件を撤廃いたしました。

さらに、我が党の北海道の議員から要請がありまして、札幌市長からのヒアリングをもとに、入所施設利用者が心身障害者扶養共済給付金を受け取る際に、収入認定から除外すべきだ、手元金二

万五千円に加算すべきだ、このように主張いたしまして、改善をいたしました。また、十月、身体障害者もグループホーム、ケアホームを利用できるように拡充。

また、昨年の四月ですが、町田市の障害者からの要請を受けて、精神通院医療申請の際に、診断書の提出を毎年一回に改善をいたしました。また、御自身が、お母様ですが、重度の障害を持ち、子育てが困難な方たちからの陳情を受けまして、在宅介護サービスに子育て支援のメニューを追加し、重度の障害があらわれてもしっかりと子育てができるという環境もつくらせていただきました。

このようなきめ細かな対応を行い、実現したわけでございますが、まだまだそれでも課題は多く、当事者の方から、まだ御意見を伺っていないとさまざまおしかりを今いただいているわけでもございますが、ただいま大臣からもお話ありましたように、制度改革推進会議で今検討をされているところでもあり、一歩、ともかくその準備のために階段を上がるという、そんな決意でおります。

現在、昨年一月ですが、利用者負担も平均一割から二％になったとも伺っております。また、この四月、長妻大臣、山井政務官の御努力でしよう、低所得の方ににつきまして、障害福祉サービスと補装具の利用者負担を無料化、百七億円を確保するというお話も伺ひまして、ただ、私、四百億とおっしゃっていたのが百七億、やっぱり財源を確保するのが本当に大変なんだということを改めて痛感をした次第でございます。

一方で、平成十九年ですが、新たな連立政権合意に、公明党の主張によりまして、抜本的な見直しを検討するとともに、障害者福祉の基盤整備の充実を図る、このように盛り込まれたことによりまして、与党P.T.が平成十九年十月に設置となり、我が党は原案を提示し、十二月に報告書、また二十一年二月、基本方針をまとめたわけでございます。

当然、介護との整合性が考慮された当初の仕組みを解消いたしました。障害者の方たちが、社会参加、そしてまたそれぞれの能力が発揮できる、さらには就労支援、こうした流れを障害者福祉の原点に立ち返って見直しを行ったものでございまして、その中には我が党の多くが盛り込まれております。

この基本方針、詳細にきょうは読み上げさせていただきますところでございますが、時間の関係もございまして割愛させていただきます。この内容に盛り込まれましたさまざまな課題と認識をしている部分、そしてまた今後、これは与野党問わず検討を進めなければいけない部分、また当事者の方からさらにお声を伺わなければいけない部分、数多くございますもので、ぜひとも目を通していただきたいと思います。

私は、今後の課題は、やはり障害者の方にとりまして所得保障をどのようにしていくかということが、地域で普通に暮らすといひましても、大きな課題であるかと思ひます。障害年金の引き上げも我が党は提案をさせていただき、坂口副代表を中心に今法案化に向けて準備をしております。しかしながら、この年金につきましても、無年金の方、いかに支給要件の緩和に努力をいたしましても、どうしても制度の谷間に落ちる方を救済するという抜本的なことはできません。

また、例えば発達障害の方など、軽度の発達障害の場合、またその他の障害の場合、就労できない、その間の所得が得られない、こういう方たちが年金では救済できないという状況があります。私は、当然、年金の引き上げ、そしてまたさまざまな住宅手当制度、グループホーム、ケアホーム、これは今回盛り込んでいただきましたが、さらに福祉ホーム等を加えまして、こうした住宅手当の拡充。

さらには、私は、年金というよりも障害者の手当制度として第二のセーフティネットを創設すべきではないかという必要性を痛感しております。就労ができた場合、ある程度の所得があれば

その手当を受け取る必要はない。しかし、一たん解雇されたり、今もさまざまな経済的な事情で苦しんでいらっしゃる方が多くいらっしゃる。そうなった場合、手当を受けてその間何とか生活をし、そしてまた次に希望を持つことができる、このような制度をつくらなければならないと思っております。まず、年金の加算、そして無年金者の残る二種類の救済、これを急ぐための法案を今つくりました。提出をしてまいりたいと思っております。

しかし、こうした流れも、財源措置も、税制を含む社会保障制度一体改革の際に障害者の方たちがそこに取り残されませんように、私どもは、しっかりとアピールをしながら、また法案化等々で説明をさせていただきながら、また何よりも国民の皆様に応じたいと思っております。

最後に、大臣に質問をさせていただきます。ただいまのような、このような取り組みの内容、そしてまた、これから大臣が課題であると思っております点、答弁を求めたいと思っております。

○長妻国務大臣 一つの原点は、ことしの一月七日の「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書」というのを私も持っておりますけれども、そこに書いてあることをきちんと実行していく。その前提として、やはり当事者の御意見をきちんと聞いていくということも含めて、ここに書いてあることを我々政府として一つ一つ履行するというに尽きるのではないかとこのように考えておりますので、今後とも御指導賜りますようお願いいたします。

○高木（美）委員 与党PTが立ち上がったから、こうした改正案が今日に至るまでに約二年半かかっております。そのことを考えますと、この制度改革推進会議、今十分な精力的な御議論をされていらっしゃる、心から敬意を表します。

しかしながら、拙速な議論は私はやめていただきたい。やはり次に大きな変更をするときは、こ

れでいくのだ、このような形がきちんと提示できますように、そしてまた、決まっておりますが、さあ施行、こういう自立支援法の二の舞を踏まなくて済みますように、十分な周知徹底期間を経て、あなたの場合はこのようになります、行政はこのように動きます、市町村の役割はこう、都道府県の役割はこう、国はこうする、こうしたことが総合的に提示をされ、国民にもわかりやすく説明されますように、時間をかけて丁寧に行っていただきますことを要望させていただきます。

あと一分ございますので、これは大臣にお願いでございますが、重度心身障害児につきまして、たび重なる陳情を受けております。

実は、最近、妊婦のたらい回し出産防止のために、NICUをできるだけ早くに退院させるという動きがあります。それにつきまして、在宅に移るわけですが、障害児の在宅医療、介護の基盤整備ができていないという状況があります。大変困っております。医療も必要、また介護も必要、訪問入浴もしてほしい、お母様たちでは手に負えない、レスパイトもある、そういう中で支援体制の整備が急務でございます。自治体によりましてはやっていないところもありますが、三年で切られてしまうという声もあります。この中に、例えば、重度訪問介護サービスにつきましては児童も使えるように検討していただけないか、このような要望もありました。

ぜひと、今在宅で重度の障害児の方たちを介護していらっしゃる、看護していらっしゃる、その支援体制を早急に整備していただきたいということを大臣に要望申し上げたいと思っております。

もし御答弁いただければ幸いです、お願いいたします。

○長妻国務大臣 私も重度の障害者施設へお邪魔いたしましたけれども、やはり今おっしゃっていただいたように、在宅の支援ということで、例えば通園事業は今補助事業なんですけれども、これを何とか法定事業とならないかという声も数多く聞いております。

今回の改正法案ではそれが盛り込まれているということを承知しておりますので、いずれにしても、それだけではなくて、十八歳未満と十八歳以上と、障害者の方に対する法律が違つたというようなことで、お医者様がかわってしまったというお悩みも聞いておりますので、そういうことも含めて、我々としてこういう御心配がないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○高木（美）委員 今の件は、再度また質問をさせていただきます。ありがとうございます。

○鉢呂委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋（千）委員 日本共産党の高橋千鶴子です。時間がありませんので、早速、自民党の提出者に最初に伺います。

自民、公明の改正案は、与党時代に出された法案と基本的に同じものだと思います。若干の追加があるのは承知しておりますが、自民党さんの立場は、障害者自立支援法をいずれ廃止するという立場でしようか。それとも、制度の枠組みは残して修正を図る立場ですか。

○田村（憲）議員 自立支援法の経緯は先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。先生、時間もないと思いますので、端的にお答えいたします。

我々は、これからの、今与党・政府が考えておられます総合福祉法がどういうものになるかわかりませんが、少なくとも福祉サービスをどのような形で提供していくか、就労サービスも含めてでありまして、そういうものに関して、今の自立支援法という枠組みを廃止するという意味でこれを出したわけではございませんで、足らざる部分をしっかりと直しながら、障害者の皆様方の御意見をいただきながら、これを改正の中でよりよいものにしていく、そういう方針でございます。

○高橋（千）委員 まず、確認ができました。自民、公明の案は、自立支援法の枠組みを廃止

するものではないということでありまして。

与党は、自立支援法を廃止し、この一月、自立支援法違憲訴訟原告団と和解し、基本合意を結んだ。廃止というのか、廃止を公約し、基本合意を結んだと思えます。制度改革会議が立ち上がり、精力的な検討を重ねているところでありまして、二〇一三年八月までに廃止するという立場を変えたのですか。大臣に伺います。

○長妻国務大臣 先ほども、この一つの原点が、原告団、弁護団との基本合意文書というのを国として責任を持って交わしたわけでございまして、そこにも、「国は、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成二十五年八月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」ということが明記されているところでありまして。

事実、実際今、障がい者制度改革推進会議やその下の総合福祉部会で当事者の御意見も聞きながらその作業を進めているということで、方針は変わっておりません。

○高橋（千）委員 自民党さんは、枠組みは維持なんだと、そして与党は、廃止という立場は変わっていないんだとおっしゃっているんです。

そうすると、それを一本化するというのはどういうことになるのかということなんです。つまり、だからとおっしゃるかもしれませんが、しかし、では、施行日が二〇一二年四月というのはなぜですか。つまり、二年も待たなければならぬ。おかしくはありませんか。民主党の提出者に伺います。

○園田（康）議員 今回提出をさせていただいている法案をもう一度よくごらんいただきたいと存じます。三つの法施行日となっております。すなわち、この法律改正案が施行される日は、まず法律の公布日が一点、それから公布日から起算して一年六カ月以内、これが二つ目、三つ目に二十四年四月一日というのが出てまいります。

この二十四年四月一日というのは、先ほど公明党の高木委員からも御発言があったように、自立

支援法の制定過程の中で、いわば法律が制定されてから施行されるまで、かなりの短い期間でやっつけてしまったところがある。一つの反省材料ではないかなというふうには私は考えておりました。したがって、きちんと制度を制定され、周知し、そして実施に至るまでの間というのは、その周知期間というものをしっかりと置いていかなければいけないのではないかとというふうには考えているところがございます。

御指摘の二十四年四月一日というのは、先ほど阿部委員からも御指摘があった、支給決定プロセスの見直しのところの部分あるいは障害児の支援の部分でございます。これは、市町村の方々に今後の政省令をもって周知していき、そして制度を整えていかなければいけないとなると、混乱を来してはならないという意味で、幾つかに施行日が分かれていくというところでございます。

なお、発達障害の障害の範囲については、公布日からすぐ施行されるものというふうには考えています。

○高橋(千)委員 つなぎの法案を周知するためにまた一定の時間がかかるのだ。新しい法案をつくるために今改革会議が検討していて、当然その周知の期間などがかりますね。そういうことが二重三重に重なってくる、一体これはどういうことになるのかということがあるわけです。

民主党さんの案には「廃止」という言葉がございます。「廃止を含め」という表現でありますけれども。それから、先ほど阿部委員の質問に対してお答えになっていたように、二〇一三年八月の廃止までの期限、時限立法であるという説明がございました。では、これから出てこうとして、自民党さんの提案と一緒にしたいという一本化案には、その時限立法は含まれません。どうしてですか。

○園田(康)議員 委員御指摘の、一本化と言われるものは、恐らく合意がなされた後の、委員長から提出される合意案であろうというふうには思っておりますけれども、ここにおいては、今鋭意、先

ほど御指摘いただいたように、私どもは、平成二十五年八月までの間において、制度改革推進本部等の議論を踏まえて、そしてきっちりとした新しい総合福祉法をつくっていく、この方針を明確にお示しさせていただいている法律案でございます。

一方、野党案、自公から提出されている法案は、従前の自立支援法の改正という位置づけの中で、幾つかの追加項目があるというふうには承知をさせていただいているところでございます。

したがって、今私どもは、与野党の真摯な検討とそして議論を重ねさせていただきまして、私どもから申し上げたのは、やはり当事者の方々が議論をしていただいている、そしてその推進会議と総合福祉部会等の会議を踏まえずに新しい法制度をつくるというのは、絶対にこれはまかりならぬということを申し上げさせていただいているところでございます。

先ほど高木委員からも、推進会議等ですっかりと議論を踏まえていただいているという御発言がございましたけれども、これは、広く国会内においても、野党の皆さん方もよく御理解をいただいてくるような形になってきたというふうには思っておりますので、そういった点では、私は、方向性は与野党一致できるものではないかというふうには考えております。

○高橋(千)委員 よくわからないんですね。だとしたら、こうした機会を何度も重ねて、検討会議の議論を我々が報告を受けたりとか、あるいは当事者の声を聞いたりして、我々が今できることは何なのか、急ぐべきことは何なのかということをやるときではないか。結論ありきではやはりおかしいのではないかと思っていますね。

皆さんのお部屋にも、先ほど紹介があった、ことしの一月の基本合意を結んだ自立支援法違憲訴訟原告団の皆さんを初め、全国の団体の皆さんから強い抗議声明が寄せられていると思います。私がかこに来るまでの間に数えただけでも、三百七十通以上のファクスが来ています。

私は、両党とも、両党ともというのか、提案者の

皆さん、多分よかれと思って提案されたとは思理解できませんし、内容自体が、少なくとも改悪ではない、改良されている部分があります。では、それでも反対の声が強いのはなぜだと思いますか。

○園田(康)議員 ありがとうございます。

御指摘の違憲訴訟の方々からの緊急抗議声明というものが出されているのではないかとということですが、昨日、私もその原告団の一部の方ではありましたが、お目にかかせていただきました。私からも真摯に御報告をさせていただきました。

その中身につきましては、自立支援法を廃止して、平成二十五年八月までに、制度の谷間をつくらない新しい法律を当事者の意見を十分に聞いてつくるという国及び与野党の姿勢に真向から反するものではないかという御指摘もいただいております。また、内容面においても、改正法案は私たちが願う改正とはほど遠く、基本合意文書の水準を大きく下回るものであるという御意見もいただきました。

昨日のお話の中で、一つちよつと私、誤解をされていらつしたなというふうには、これは私どもの説明不足があったというふうには反省をさせていただいておりますけれども、例えば、自立支援医療の部分も、今般の見直しの中で応能負担化をさせていただいております。平成二十二年度の予算の中においては、低所得者一、二の方々には福祉サービスと補装具だけの無料化をした、残るは自立支援医療の部分ではないかということ、私どもも宿題として、喫緊の課題だということ、基本合意文書の中にももちろん入っております。

したがって、今般のこの見直しの中において、二十九条三項だけではなくて、五十八条においてもきちんと、自立支援医療の部分、これも応能負担化の条文はしっかりと入れさせていただいて、さらに私ども、立法院の立場で今後政府にこの働きかけを、求めていくことは大変重要なことではないかなというふうには思っております。

でございます。

いずれにいたしましても、地域で生活する障害者の方々の生活をしっかりと支援していく、一歩でも前に進めていきたいというところを、今後、当事者の方々にも、私どもの与野党、あるいは与野党を超えて、立法院としての責任としてお伝えをしていくことが大変重要なことであろうというふうに思います。

○高橋(千)委員 済みません、この通告、自民党さんにもしていただんですが、時間の関係で省略をいたします。

今、園田委員から、原告団の皆さんにもお会いしました。そして、抗議されている中心部分についてお話をされたと思うんです。それは、多くの皆さんがやはり受けとめてくださっているはずなんです。なのに、なぜこういう進行なのか。やはり中身ではないんだということをわかってもらわなければならないわけですね。

今、医療の問題を御説明しました。医療の問題が解決すればそれでいいということではありません。確かに、説明の中には医療も同様の措置とすることというふうには書いてございます。でも、例えば自民党さんが出した案の中には、「利用者負担の規定の見直し」ということで、「累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は一割負担が原則となっている。つまり、実質的に負担能力に応じた負担になっている。説明ペーパーで。しかし、これと同じことを、鳩山総理も我が党の志位委員長代表質問に対して答えております。現状が実質的に負担能力に応じた負担であると。

ですから、今回、法律に応能負担と明記するということは、応能負担を撤回するとイコールですか。

○園田(康)議員 当然ながら、旧政権下の方々は少し耳の痛い話かもしれませんが、応能負担というものは、これでまず撤回をされるという

ふうに私は思っております。そして、これから、旧政権下の方々もいろいろ反省をしながら、特別対策であるとか緊急措置であるとか、いろいろ策を講じていらつしやう。この努力というのを私も当然認めさせていただいてるところでございます。大変ありがたい形をやつていただいた。

まだまだ、今回のこの法案のあり方でも実は不十分であるというふうには思っております。したがって、応能負担というもののあり方を含めて、まさしく今、推進会議並びに総合福祉部会というところで当事者の方々に御議論をいただいて、そして、先ほど来お約束をさせていただいてるように、平成二十五年八月までに新しい総合福祉法ができていくんだという流れというのは、幅広く合意をしていただけるものではないかというふうには思っております。

○高橋(千)委員 一言、自民党さんにも確認してよろしいですか。

○田村(憲)議員 一言で申し上げれば、応能負担にこれである。明確にここに応能負担と書いたというところでございます。(高橋(千)委員)応能負担の撤回ですか「と呼ぶ」今まで応能負担であったかどうか。これは、なかなか言葉、明確に難しいですが、応能負担であるというような誤解といえますか、そういうふうには思われた部分が合ったというの事実であるかと思ひます。

○高橋(千)委員 やはり、ここに見解の相違があったのではないかと。応能負担の撤回とは、やはり自民党さんはおつしやならなかった。ですから、そこで一本化するということは、まだそこまではたどり着いていないということでもあります。それから、総合福祉法、仮称ですから、これから新しい法律が目指しているものはそれだけではないというところは、もう御存じだと思ひます。

最後にお話をしたいと思ひますけれども、私、先ほど来、なぜ抗議がこんなにも来ているのかというこの中身、それはもう皆さんが一番よく御存じのことだと思ひます。私たちのことを私たち抜きに決めないでと。そのスローガンがまさ

に踏みけられて、基本合意が踏みにじられていてということに怒っているわけでありまして。元原告の方から寄せられている手紙を一部だけ御紹介したいと思います。

今国会に提案されることの報道に接し、憤りで胸がつぶれそうです。

一月七日に国と私たちが合意した基本合意文書は、歴史的な内容をかち取ることができたと思っています。

障害福祉は基本的人権の行使を支援するものと明言したことは特筆すべきことであり、福祉行政はすべての国民の基本的人権の行使を支援するものへとつながっていく一歩をかち取ることでできた運動の成果を誇りに思ひながら、これからが本番だと思つてきたところです。

しかし、合意文書と一緒に練り上げてきた与党の今回の動きはどういうことなのでしょう。これまでの反省を踏まえ、二度と同じ過ちをしないと、そして、新たな法律を当事者、関係者と一緒につくっていくと、残された緊急課題もあると、それらを基本合意文書で確認したことをいとも簡単にほごにしようとする今回の動きは、到底承服できるものではありません。埼玉の元原告のお母さんから寄せられています。

私どもは、自立支援法が廃止されて、権利条約をも見据えた、真に障害者も安心して暮らせる法律ができることを願つて、寒い日も大雨の日も、車いすを押して地裁に通ひました。

そして、一月七日締結された基本合意文を信じて、制度改革推進会議や総合福祉部会に大いなる期待を持って、傍聴にせつと通つております。

ところが、国民が沖縄の基地に氣をとられてる間に、私どもが推進会議を見守っている間に、他方で、訴訟団との基本合意や推進会議、部会を無視したこのようなやり方には、不安を通り越して、失望と怒りの気持ちを禁じ得ません。

こうした怒りの声が多数寄せられている。それはもう皆さんも御存じだと思ひます。この原則をどうして踏み外すのでしょうか。

昨年の一〇・三〇の大フォーラムを私は忘れることができません。長妻大臣が、大臣として初めて出席をされました。そして、原告の皆さんを初め、全国から集まった障害者運動の皆さんに謝罪をして、新しい法律を皆さんと一緒にすると約束をしたわけです。隣で山井政務官が、肩を震わせて泣いていました。私も、本当に一緒に感動して、本当によかったと思ひました。そういう気持ちを踏みにじることにならないのか、当事者を抜きにした議論をやめるべきではないか、重ねて伺います。いかがですか。

○園田(康)議員 御指摘ありがとうございます。私どもの考え方の中で、先ほど来真摯にお話をさせていただいております。高橋委員がおつしやるように、自立支援法の制定過程の中で、私も二つのことを学ばせていただきました。

それはやはり、当事者抜きで法制度改正といいますが、そういったことをやるべきではないということ。それから、法律が施行されてから、その周知期間、混乱をつくらぬために、きつちりとした準備期間を置きながら皆さん方と御一緒にくつていく、そういう姿勢というものは必ず守つていかなければいけない。

私は、今でもその気持ちは変わっておりませんし、先ほど来お話をさせていただいているように、平成二十五年八月まで、新しい総合福祉法ができていくそのプロセスをきつちりと、今でも制度改革推進本部、そして会議、そして部会という形の中で議論をしていただいているわけでありまして。そして、その方向性をしつかりと、私どもも与党も、あるいは国会として、立法府として踏まえながら今後も進んでいくということを今回の法律で明確にさせていただいている。このことは、高橋委員も御理解をいただけるものだというふう

に私も思っております。ぜひ、御理解をいただいた後に、私も、足らず

前のところはもつとものと当事者の皆さん方や、あるいはさまざまな関係者の方々にもお話をさせていただいて、しつかりと同じ道を歩んでまいりたいというふうには思っております。

どうぞよろしく御願いを申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

○鉢呂委員長 高橋委員に申し上げます。

申し合わせの時間が来ております。

○高橋(千)委員 終わります。

○鉢呂委員長 この際、お諮りいたします。

田村憲久君外四名提出、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案及び園田康博君外六名提出、障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案につきまして、それぞれ提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鉢呂委員長 厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において御協議願つておりましたが、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得た次第であります。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの

間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、利用者の家計の負担能力に応じたものとし、障害福祉サービス等に要する費用から利用者の家計の負担能力に応じて定める額を控除した額を給付することを原則とすること。

第二に、発達障害者が障害者に含まれることを明示すること。

第三に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業とすること。

第四に、現在障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすること。また、児童デイサービスについて、二十歳に達するまで利用できるよう、特例を設けること。

第五に、グループホーム、ケアホームの利用に伴い必要となる費用の助成制度を創設すること。

第六に、政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援のあり方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に、おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

りますので、これを許します。高橋千鶴子さん。○高橋(千)委員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました障害者自立支援法の一部改正案について反対の意見表明を行います。

ことし一月七日、政府は、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束し、障害者自立支援法違憲訴訟原告団、弁護団と歴史的な基本合意を結びました。これに基づき、障がい者制度改革推進会議が設置され、当事者参加のもとで、二〇一三年八月の障害者自立支援法廃止とその後の新法成立へ向けて精力的な協議が始まっており、国連障害者の権利条約にあわしい総合的な新法が期待されているところで、

しかし、今、和解を心から喜んだ原告らが、あの謝罪と約束は何だったのかと怒りの声を上げているのです。

反対の最大の理由は、基本合意を踏みにじり、当事者参加の原則、改革会議の協議を飛び越えて国会が決めてしまおうというやり方に対してです。

この間、委員会が長く不正常な状態が続いていたにもかかわらず、本法案に限って与野党合意が成り立った背景には、選挙を前にした党内事情や、この後に控えている労働者派遣法の強行採決への環境整備という与党の思惑もあり、障害者の問題が政争の具にされているのではないかと、強い怒りを表明するものです。

なぜ今、改正案なのか。旧与党時代に自民、公明が提出した改正案は、一定の改良ではあるとしても、自立支援法の枠組みは維持するための法案です。廃止を掲げた与党が、なぜその自民、公明案と一本化を図ることができるのか、理解できません。

障害者自立支援法三年後の見直しとしてつくった旧与党案と、廃止までの部分修正である与党案が本来合体できるはずがないのです。互いに一本化を優先する余り、廃止を前提としていることがあいまいにされ、時限立法であることすら明記することができませんでした。一方、最大の争点

だった応益負担については、応能負担を原則とするしながら、現在でも実質応能になっているという旧与党の言い分を受け入れており、実際に能力に応じた負担の程度は、時々の政府の判断にゆだねられているのです。

やはり、基本合意が最初に指摘しているように、契約制度、程度区分で障害の程度と利用量を決定し、その利用量に応じて定率の負担をするという仕組みそのものを変えて、憲法に即した福祉の制度でなければならぬという、そのためにこそ議論を重ねるべきだと思います。

最後に、廃止までのつなぎ法案だといいますが、施行日は二〇二二年四月と、最長であと二年もあるのは矛盾しています。また、廃止までの時限立法と明確にすべきです。与党が廃止をためらい、自立支援法延命こそがねらいではないかと強い懸念をぬぐえません。

以上、本法案は廃案にし、きょうの議論を生かして、改革会議の議論の充実と当事者参加を貫いた立法を強く求めて、発言を終わります。

○鉢呂委員長 以上で発言は終わりました。お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鉢呂委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

なお、ただいま委員会提出と決しました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鉢呂委員長 内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省職業安定局長森山寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鉢呂委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。あべ俊子さん。

○あべ委員 自由民主党、あべ俊子でございます。新委員長御就任、大変おめでとうございます。新委員長からのごあいさつの中に、適正な委員会運営に努めるというお言葉がございました。これは、どんな法案であっても、必要であれば十分な審議を尽くし、強行採決は行わないという理解でよろしいでしょうか、委員長。

○鉢呂委員長 適正な委員会の運営に努める、その言葉どおりでございます。

○あべ委員 まず初めに、労働者派遣法改正案、これまでの各党、全体の流れの中で、私は、今回、このいわゆる派遣法に関する改悪法案とも言える法案は見送られるのかなという雰囲気を感じておりました。ところが、急にこの法案が上がってきたのは、小沢幹事長の天の一声で変わったのではないかと感じるのには私だけでしょうか。

また、前藤村委員長、健康不安で辞任をされました。さまざま法案が急に上がってきて、その法案を強行採決することをお嫌である余りに健康不安になられたのではないかと心配をしているところでございます。

委員会理事会での決議、委員長職権で委員会が

続けられていることに關して、議會制民主主義崩壊の危機を感じるのは私だけではないと思います。

さて、法案の方の質問に移らせていただきます。

大臣、今回の派遣法改正案の大きな目的は、一言で何でしょうか。

○長妻国務大臣 人間が人間らしく働ける環境を整備することでありま。

これまで、自民党政権のもと、雇用の規制緩和という美名のもと、物には限度というものがござい、日雇い派遣のような形態も認め、本来に、直接雇用でないわけでは、労務管理も含め管理が甘くなる、そういう問題が数々指摘をされたわけでありま。

詳細には、大きく三つ問題点がござい。

業務量の減少に伴って、派遣先による就業機会の確保の努力がほとんど見られないままに派遣契約が解除されてしま。これは、直接雇用とはまた違う、派遣先は直接雇用をしていないわけでありま、そういう安易な解除がある。

そして、二点目としては、派遣契約が派遣先の都合で解約されたにもかかわらず、解約に伴う損害賠償あるいは休業補償等がほとんどなされない。派遣先と派遣元の契約が契約期限の前に解除される場合や、あるいは派遣元が派遣労働者の雇用を解除する場合など、いろいろありま。

三番目としては、派遣労働者の雇用に最も責任があるはずの派遣元事業主において、雇用維持の努力が不十分であった等々の問題点があつたと考えておりま。

○あべ委員 今大臣がおっしゃった内容と今回のいわゆる派遣の改正法案は、根本解決には全くなっていないというふうに私は思います。

特に、派遣というのは、派遣の働き方そのものが問題ではなくて、これは一つの働き方であつて、解雇をいつされるかわからない、またさらには、解雇された後のセーフティネットの問題というのが一番大きな問題であるというふうに思

ます。

そうした中におきまして、派遣、いわゆる無期雇用型派遣と登録型派遣がござい、これは労働者や経営者が置かれる立場が全く違うものでありま。

いわゆる無期雇用型派遣の場合は、無期雇用です。派遣元の会社は仕事があつても給料を払います。景気や派遣先のいわゆる業務の変動リスクを派遣会社が引き受けるというものです。また、派遣会社は労働者の教育訓練に対するインセンティブがあります。これは、顧客数をふやしたいということでありま。

一方、登録型は、景気変動による解雇リスクを労働者が負うという問題でありまして、今回与党から提出されました労働者派遣法改正法案、日雇い派遣の原則禁止、登録型派遣の原則禁止、製造業派遣の原則禁止など、行き過ぎた規制緩和を是正し、労働者を保護することを目的としているかもしませんが、派遣労働の最大の問題である雇用の安定、これらの改正だけで派遣労働問題の根源にある不安定さが決して解消されるとは思えない。また、登録型派遣だけを改正することは、労働者保護といながら、雇用契約の問題をこまかにしていると思えま。

大臣、今回の法案でどれぐらいの人が仕事を失うかもしれないというシミュレーション、見積もりを出されているのでしたら、数値を出していただきたいと思ひ。

○長妻国務大臣 どのぐらいの方が今回の法案によつて仕事に影響が出るのかということござい、ますけれども、その対象となる方の人数というのは、この前も最新の数字を発表させていただいたわけでありま。

こういう形態といつても、常時雇用、一年以上の雇用の見込みのある場合は、これは派遣元がしっかりと雇用していただくという前提で派遣というのはいずれ得るわけござい、我々としては、直接雇用への転換も含め、雇用が失われないうように努力をしていくことでありま

す。

そして、雇用政策全体、この法案だけで全体の雇用の安定が図られるのかということではもちろんござい、やはり雇用の安定が図られるには、まず雇用のパイをきちと拡大する、そして直接雇用も含めた非正規雇用の問題にもきちと向き合っていくということも必要であるの言うまでもありま。

○あべ委員 大臣、質問にお答えください。それ以外のところは聞いておりま。

今回の法案でどれぐらいの人が仕事を失うと見積もられているのか、数字を御自分でおしやつてくだ。

○長妻国務大臣 そういう見積もりは、我々はしておりま。そうならないように努力をしていくということでありま。

○あべ委員 それは余りにも無責任でありますし、今回の改正法案で何人が影響を受けるかという数値は、大臣、御承知のほどござい。大臣、それはどれぐらいの数が影響を受けるというふう聞いていますか。

○長妻国務大臣 今申し上げているのは、この法案の対象となる労働者の人数ということでありまして、それが約十八万人ということになっておりますけれども、これについては、雇用が失われないうに、直接雇用へ転換されるようにというところで我々は取り組んでいくことござい、ま、直ちに雇用が失われるということは考えておりま。

○あべ委員 長妻さん、この景気の悪いときに、直接雇用ができるほど今企業は余裕があるというのはいずれにも、この法案そのものがタコツボ法案で、日本の全体の景気を全く理解していないといか言えない。

十八万人が影響を受けるかもしれないけれども、これは直接雇用になるという保証を、大臣、この改正案ともに出されるんでしょうか。

○長妻国務大臣 これは、規制がなされると直ちにその方が雇用が失われるのかどうか。当然、会

社というのは需要があるからそういう労働者を雇つておられるわけでありまして、派遣元の派遣会社につきましても、常時雇用の派遣は我々は認めていくわけござい、ま、そういうところに転換をする、あるいは、雇用のニーズがあるということであれば、直接雇用へ転換する。

では、その払う直接の給料という意味でいうと、直接雇用の場合は企業が労働者に直接払う。派遣の場合は、当然、マージンを派遣会社が中間でいただくわけになりますので、事業主の払う給料はその部分が上昇するということにもなりま、す、我々としては、直接雇用を支援するそういう政策も、例えば派遣労働者雇用安定化特別奨励金、派遣労働者を直接雇用する事業主に対する助成制度の活用ということで、いろいろな政策も用意をして、労働者の方が直接雇用へ転換するよううにいうことで取り組んでおりま。

○あべ委員 では、この非常に景気の悪い状態でございますから、一応、今回の改正法案で十八万人影響を受けるけれども、今出されている大臣の政策をもつてして何人ぐらい救えるかというシミュレーションをきちんと責任を持って出すべきではないですか。

国民が今非常に不安に思っているのは雇用問題なんです。大臣、このところをしっかりと精査しないでこの法案だけを出したら、本当に大臣の思つていらつしやる夢物語が実現するか、全くわからないじゃないですか。長妻さん、この辺は責任は持てますか。

○長妻国務大臣 これはあべ委員にも本當にお尋ねしたいぐらいですけれども、本當に日雇い派遣ということが、景気が悪いから日雇い派遣を認めて、それで雇用が拡大するといふうには私は思えま。我々としては、雇用に影響を与えないように、いろいろな施策を使つてそれを下支えするといふことござい。

○あべ委員 長妻さん、具体性が欠けるのは長妻さんのお言葉でありまして、何度も申し上げま、が、労働者派遣の最大の問題は、雇用の安定さの

問題なわけでありす。

ですから、解雇ルールがしっかり守られるということがなければ、いわゆるこの派遣問題、例えば、派遣というのは働き方の一つの形態でありまして、これを続けたいという方も実際いらっしゃることはいらっしゃる。しかしながら、非常にお困りの方の最大の問題は、その方々が解雇されたときのセーフティネットの問題、さらには解雇ルールが明確になっていないということなんです。ですから、そのところを整理しないで、この改正法案を余りにも乱暴な形で出していく理由が私には全くわからないということでございます。

特に、この常時雇用ということの定義の部分、期間の定めのない雇用が入っているということは、長妻さんも御存じだと思いますが、常時雇用で期間の定めなく雇用されている人は四割なんです。この常時雇用の定義の部分をしつかり変えていくのも重要だというふうに長妻さんは自覚をしていらつしやらないのでしょうか。

○長妻国務大臣 常時雇用ということについては、一年以上の雇用の見込みということでございすけれども、これに関しては派遣法でできるといふことになっておりますし、今回の派遣法は、もちろんいいかげんにつくったわけではございませんで、その前提には、労働者側、使用者側が同じテーブルで真摯に話し合つて合意をした上で、我々も法案を作成して国会に提出するというようにしております。

これは、公布の日から三年以内の施行ということで、製造業派遣の原則禁止、登録型派遣の原則禁止、そして登録型派遣の一般事務については公布から五年後に原則禁止ということで、一定の猶予期間も設けておまして、その間に我々としては、雇用を転換して、その方々の職が失われないう、そういう施策をして下支えをするということでありす。

○あべ委員 この常用雇用に関しましては今回例外とされておりますけれども、いわゆる期間の定

めなく雇用されている労働者だけではなく、過去一年を超える期間について引き続き雇用されている方、また、採用時から一年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者といつて非常にいいまな形になっていることは、長妻さんは多分わかつていらつしやるんだと思います。ですから、雇用の安定性ということを考えたときに、この定義づけもしつかり見直しをしなければいけないということを申し上げていくわけでありす。

猶予があるから大丈夫なのか。しかしながら、本間に製造業、さまざまなところは、この改正法案が通つたら採用がしにくくなるということ、違つ方向に転換をしている。正社員になつたというふうな長妻大臣はおっしゃいますが、それをパート、アルバイトに全部差しかえてしまつていふという現実を、大臣の方は、また厚生労働省はデータとしてお持ちなんですか。

○長妻国務大臣 パート、アルバイトに差しかえてしまつていふということでありすけれども、我々としては、派遣の労働者の方々が、それはできれば派遣元に常時雇用されるということでもまづはいいでしょう。あるいは、派遣労働者の方々が派遣先の正社員になるということは、これは一定の理想、あるべき姿ではあると思ひますけれども、何も、派遣の方がパート、アルバイトになつたからそれは悪いという考え方はなくて、やはり我々は、より直接雇用の促進をしていくという考え方もこの法案の根底にはあるわけでありす。

例えば、同じ非正規雇用にしても、派遣元の非正規雇用、あるいは直接雇用の非正規雇用。事業主が指示をして、かつ事業主が雇ひ主といふことで、就業規則や労務管理といふのは、目の前の事業主が働いている方に直接指導するということ、いろいろな面でそれは配慮ができる。

ただ、派遣の場合であります、例えば、派遣先の会社の方にとっては派遣の労働者というのは、指示は自分はいろろするけれども、それを雇つていふのは、また別のところにある会社が

雇つて、労務管理も離れた会社がやるということ、非常に安易な解約、あるいは労務管理が行き届かないのではないかと、こういう問題意識も法案の背景にあるわけでありす。

○あべ委員 長妻さん、聞いていないことまでお答えにならなくて結構でございますので、聞いていふことだけお答えいただきたい。

私は、パート、アルバイトが問題であるといふていふのではなくて、常用雇用を禁止の例外としていふことに對して、常用雇用でも非常に雇用が不安定であるという観点でございまして、派遣先会社と派遣の契約を解除すれば、常用雇用の派遣でも七六・七％の労働者が解雇されるとされていふわけでありす。

すなわち、常用型でも登録型でも、派遣先企業が派遣契約を解除すれば解雇されるという不安定さは一緒なわけでありす。常用型にすれば雇用が安定するという根拠はどこにもないといふことをしつかりと大臣としてわかつていただきたいし、このところをしつかりといふ改正案の中に入れていくことが大切なのではないかと申してはいるわけでありす。

今のいわゆる改正案では余りにも未熟過ぎて、この派遣労働問題の根本の部分を変えていふ影響と、さらにはそれを雇用する側の影響が余りにも大き過ぎる。この法案は、余りにも未熟であります。

特に、今回に関しましては、先ほど申し上げた、職を失つた場合のセーフティネットの部分はどうすればいいか。全員が正社員という社会は現実的ではありません。そのバランスをどうつくつていくかでありまして、派遣という働き方を選択している中、この働き方の多様性を否定する法案ではないのでしょうか。

大臣、この働き方の多様性についてお答えいただきたい。

○長妻国務大臣 これは、日雇い派遣が認められるときの議論でも雇用の多様性という言葉は聞いて

たことがあるわけですが、雇用の多様性という意味で、我々は、派遣の一から十まですべてをこの法案は禁止しているということではございせん。専門二十六業務もございまして、常時雇用される派遣元の方は派遣法でできるといふふうにお答えしておりますけれども、そういう意味では、いろいろな働き方というのはこの法案で否定されるわけではありせん。

ただし、繰り返しますが、日雇い派遣に代表されるような、安易に解雇ができる、しかも、目の前の職員を解雇するときに、本間に自分が雇つていふ人間であれば、多少これは良心の呵責というのか、手続に従つたとしてもそういうものが発生して、次の就職先も含めてどういふふうに手当てをしようか、どういふふうに切り出して、どういふ手厚いその後のフォローをしようかと考えるわけでありすけれども、やはり派遣でありまして、目の前の方にやめていただくときに、派遣会社に言へばその方が契約打ち切りということ、直接解雇するわけではありせんので、精神的負担あるいはその後のフォローといふのも雇う側は考えるのが直接雇用に比べると低まつていくのではないかと申して、事実、派遣村と言われるものもできたわけでありす。

そういうことに対して、我々としては一定の、今おっしゃられた雇用の多様性といふかそういうものは確保しながら、例えば最低限のものについてはやはり規制をする必要があると思ひ、労働者そして経営者側も議論をいただいて、その前提には、我々は丸投げをしたわけではなくて、そこに一定の考え方を示して、その範囲の中で御議論いただきたいといふことで、激論もありましたけれども、ぎりぎりまでつめていただいた案がこちらの案でございす。

○あべ委員 ですから、働き方の問題ではなくて、すなわち雇用の安定性の部分が問題だと何度も申し上げていふわけでありす。長妻さんもそういうふうにお答えになつていながら、この法案と全く乖離した形なのはなぜなのでしょう。いわゆる

解雇における透明性が必要だと私は何度も申し上げているわけです。

労働契約法、二〇〇八年に出たものに關しまして、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でない場合は、権利を濫用したものとして無効としています。具体的基準の明記がないということで、判例法の依存は変わらないというところが問題なわけです。

解雇権の濫用として、解雇の必要性、解雇回避努力、被解雇者の公平な選定、組合との協議、こういうことが、しっかりと公平性に重点を置く規制にすべきであります。すなわち、整理解雇の際の金銭補償、再就職支援に重点を置くべきでありまして、労働契約法の本来の目的は解雇ルールを明確化することであって、働き方が、これがいいとか悪いとかする弾劾の問題ではないわけです。

大臣、解雇ルールを明確にすることを今回の改正案に入れないければ、この改正案は全く意味をなしません、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 今のお話につきましては、派遣というよりも労働契約法、つまり、これは解雇、正社員も含めた解雇はどうあるべきかという前提条件のお話だと思います。

今おっしゃられたような、透明性を高める、そして、まずは今の法律についてきちっと遵守させるように、我々としてもきちっとした監督をしていくというのは大前提でございますけれども、これについて、おっしゃられたような、透明性を高めるとかそういう改善するべき点があれば、我々もそういう御意見を聞いて、これをさらに国民の皆さんの理解を得られるような形で変えることができるかどうか、検討をしていきたいと思っております。

○あべ委員 今、本当に景気が悪い中でございまして、企業が国を選ぶことができる時代になっているということは大臣も御承知だと思っておりますが、今回の派遣労働の禁止により、派遣労働に依存している企業が安い労働力を求めて海外に拠点を移そうというふうな騒がれていることは御存じだと

思います。

今回の法案が成立した場合、どれぐらいの中小企業にどういう影響を与えるか、数値を出しているところなのであれば教えてください。

○長妻国務大臣 今おっしゃられた点というのは、派遣というのが規制をされて、それを利用してある企業が安い労働力を目指して海外に行くのではないかとのお話であります。

確かにそういう御指摘があるのは承知しておりますけれども、そう単純な話なのかどうかということもございまして、やはり労働力の質ということもございまして、あるいは、それはどういう質の労働者がどういう技術を使って仕事をしていくのかということにもよるわけでありまして、直接雇用に切りかわるといことも企業としてはとれるわけでありまして、派遣の事業すべてが禁止になるわけではなくて、派遣元との契約が一定の安定性を確保した契約であれば派遣が可能となるという法案でございまして。

いずれにしても、我々としては、そういうことが起こらないように、これから雇用の安定化もきちっと図り、あるいは経済産業省も含めて中小企業対策というのは行っているところでありまして、各省庁連携をして、中小企業への支援、あるいは中小企業の動向ということについても注視をしていきたいと考えております。

○あべ委員 本日に今回の法案で、この日本の経済に与える影響、確かに労働者を守っていかなくちゃいけない、働き方をしっかりとしていかなきゃいけないというところもわかりますが、両方守らなければ、企業が海外に出てしまえば、逆に言ったら根本の雇用をなくしてしまうということになるわけですね。

そうした中におきまして、どうも常用代替防止がこの法案の目的ではないような気がしますが、労働組合の支援団体を持っている皆さんが正社員保護をしたいのか。しかしながら、正社員に移行させるという話よりも、逆に、この景気の悪いところであるから正社員をもっと働かせろという企

業も出ているわけでありまして。

そうした中におきまして、今、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの調査部の話では、企業の雇用過不足感と労働分配率の試算をしたところ、全雇用者の九・二％、五百万人が余剰となっている段階と言われている中、直接雇用、直接雇用と、今の日本経済の状態を全く無視したような夢物語を言っていることは、私は今回の改正法案を出すことは全く納得ができません。

何回も長妻さんがおっしゃっているように、雇用の安定性であれば、解雇ルールの部分をしっかりと今回の改正法案の中に、また別法案で出していくことがまずは先決なわけでありまして。

大臣、このことに関して、安定性、安定性と言われるのであれば、解雇ルールに関しては今後どうなされるおつもりか、お聞かせください。

○長妻国務大臣 安定性という意味では、今回のお願いをしている法案については、一年以上の雇用見込みということが書いてあるところでございます。

今回の法律で何か日本経済が大変な状態になるというお話もありますけれども、基本的には、これまで、例えば登録型派遣であれば、派遣会社が労働者を雇って労働者を派遣する、そして、派遣元と派遣先の契約、あるいは向こうの、派遣先の都合でその契約が切れたときに、派遣元はその労働者を解雇する、こういうようなこともあったわけでございますけれども、今後は、やはり一年以上は、派遣先と雇用契約が切れたとしても、別の派遣先を探す、あるいは派遣元の企業で働いていただく、こういうようなことは最低限確保しているというふうな、ごく常識的な法案であるというふうには私は考えております。

そういう一年という期限すら確保できないとなると、非常に雇用が不安定になるということである、そういう意味では、一定の雇用の安定という対策もこの法案の中に入っているということでございます。

○あべ委員 今の経済状況を長妻さんが理解して

いるとは全く思えない。派遣労働者が置かれている状況と、雇用を創出しなければいけないというときに、全く逆行するような、また、雇用の安定ということであれば、正規と非正規、無期雇用と有期雇用の全体ビジョンの議論をすべきであって、今回の改正法案はこの問題に対して全く意味のあるものではないということは申し上げたいというふうに思います。

今回の労働者派遣法改正案、これは派遣労働者の問題の根本解決には全くならずに、逆に言いましたら派遣切り法案と言っても仕方がないほどの改悪法案に關しまして、特に民主党の皆様におかれましては、採決要員として何ら問題意識を感じることなくお座りになっていらつしやる、このことに対して非常に違和感を感じるものでござい

ます。

私の質問時間は終わりましたので、これで終わります。

○鉢呂委員長 次に、松浪健太郎君。

○松浪委員 自由民主党の松浪健太郎であります。派遣法の改正案について質問をする前に、今、国会を取り巻く状況は大変重苦しいものがあるかと思っております。

委員長がかわられました。この委員長がかわる経緯は、国民の皆さんはその真実を知っておられると思います。私どもも、強行採決が目の前にあるという前提を持って質問することのむなしさに、身が震える思いであります。

委員長におかれましては、まずお伺いをいたしたいと思います。

藤村委員長はさまざまな思いを持っておられたと思っております。藤村委員長は辞任をされました。委員長は、藤村前委員長の思いをしっかりと胸にとらえて、そしてこれから適正な運営をされるのか、またその適正な運営の中には強行採決は含まれるのか、まず伺います。

○鉢呂委員長 委員長に対する御質問でございます。私は、冒頭の就任ごあいさつでもお話をしまし

たが、委員各位の御協力、御支援をいただいて、適正な委員会運営に努めてまいります。

以上でございます。

○松浪委員 委員長としては非常に月並みと申しましようか、私は、本日に国民の望む公正中立を委員長には行っていただきたいと思ひます。

そして、大臣、副大臣、政務官に伺ひます。

藤村委員長、一応体調不良で引かれたということになっております。しかし、私、新聞記者をやっております。各紙が報道いたしております。党内では強行採決に慎重な藤村氏が身を引いたとの見方も出ていゝるというふうな書き方をすゝる。こういう書き方を新聞記者がするときは、通常は、民主党の皆さんで多くの皆さんが、藤村委員長はということをおつしやつた上で、こういう報道になるわけでありまゝす。

こうしたことを踏まえて、大臣、副大臣、政務官、藤村委員長の思ひにいかなるお考えをお持ちか、伺ひたいと思ひます。

○長妻国務大臣 藤村委員長におかれましては、本日に適切な委員会運営に努めておられるということ、本日に私が尊敬する議員の一人でございます。

ただ、今回のおやめになった経緯というのは、私も健康上の理由というふうにしか聞いてございませんで、それ以上のコメントはできないわけでありまゝす。

○細川副大臣 私は、藤村委員長を尊敬いたしております、これまでの委員会運営については、大変立派な運営だったというふうに思つております。

今回の辞任につきましては、私は藤村委員長から直接お聞きをいたしましたけれども、健康上の問題で辞任をする、こういうふうに言われましたので、そう私は受け取つた次第でございます。

○山井大臣政務官 松浪委員にお答え申し上げます。

藤村委員長、藤村衆議院議員は、私の最も尊敬する、本日に大変お世話になった議員でもあら

ます。

例えば、政権交代前には、藤村先生が厚生労働のNC担当で、私がおの副をさせていたいただいておりまして、本日に、藤村先生のリーダーシップのもと、医療、年金、福祉、子育て支援、雇用の民主党のマニフェストをつくらせていただきました。まさに、そういう厚生労働関係の藤村先生が中心になつてつくられたマニフェストが、政権交代の一つの大きな推進力にもなつたと思ひます。

特に二点申し上げますならば、肝炎対策に関しては非常に力を入れました。選挙前には成立させられなかつた肝炎対策基本法を、委員長としてリーダーシップを持つて、見事、与野党の方々と一緒に、委員長提案で肝炎対策基本法を成立させられましたし、特に、あしなが育英会の活動を大学卒業後もずっとされてきて、子供の貧困への取り組みがすばらしかつたと思ひます。その点では、今回、高校授業料実質無償化や、また母子加算復活、児童扶養手当の父子家庭への支給など、子供の貧困を解決するための本日にリーダーシップをとつてくれました。

そのような藤村先生が今まで委員長をこの委員会ですてくださったこと、おかげで子ども手当法案という重要な法案も通していただきました。そのことには非常に感謝をしております。

○松浪委員 国民は、よく政治を見ております。今までも、自民党の議員でも、体調不良を理由に多くのことを隠してきた。体調不良というところ、その裏に、恐らく民主党の皆さんで、体調不良といつて、その体調不良の内容を確認した方はいらつしやらないと思ひます。国民がしっかりと現実を見据えて事実を見ていることを、皆さんには真摯に受けとめていただきたいと思ひます。(発言する者あり)

大変軽いやじが飛んでおりますけれども、これはそれとして、今回の派遣法につきまして御質問いたします。

私もこれまで多くの文献を読んで、そして、この派遣法の改正案、今回質問をつくつてまいりましたけれども、前提が変わりました。

ほとんどの文献においては、二〇〇八年六月の政府の発表した二百万人という数を基本に、これまでの議論が組み立てられてまいりました。そして一昨日に、私もちょうどこの……(発言する者あり)委員長、よろしいですか。

○鉢呂委員長 はい、どうぞ。

○松浪委員 一昨日に出た状況によりますと、私も、このリーマン・ショックの影響が、派遣切りの影響がいかに強かつたのか、その数字をまざまざと見て愕然といたしました。二〇〇八年六月には二百万人おつたという派遣労働者の数が、約百八万人の状況になつております。これまで法案改正を皆さん統括してこられて、その中で本日に、この二年間で派遣労働者が約半分になつてしまつた。その背景をまづしっかりと踏まえて議論をしなければ、もう議論の前提自体が崩れていゝるのではないかなというふうには私を感じるわけでありまゝす。

一昨日、その内訳を見せていただくに、余りに状況が違ふ。これであれば、新たな規制対象者の割合というものは、先ほどあべ議員の質問にもありましたが、もう一度しっかりと、どれだけの人が規制対象者なのかということを政府はお考えになつていゝるのか、まづ確認したいと思ひまゝす。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

先日発表いたしました平成二十一年度の労働者派遣事業報告の集計結果でございますけれども、これは速報値でございますけれども、これでいきますと、二十一年六月一日現在の派遣労働者数は約百八万人、先生が今おつしやつたとおりでございます。そのうち、今般の改正法案の規制の対象となる派遣労働者数は約十八万人でございます。

その規制の対象となる十八万人の内訳につきましては、製造業務派遣の原則禁止の対象となる労働者が約六万人、それから登録型派遣の原則禁止

の対象となる労働者が約十二万人ということでございます。

○松浪委員 表向きの数字はそうなるわけでありまゝすけれども、今回、常用雇用というものが禁止対象から除外をされていゝるところがありまして、実際、一年間という見込みがあれば常用雇用とみなされたとあるわけでありまゝすけれども、これはあくまで、雇用側が一年以上やるんだということをしつかりと宣言すればいいというだけでありまして、その後ろに何の保証もないということでありまゝす。

こうした状況についてはどのようにお考えになつていゝるのか、また、どういう対策が打ち得るのか、実効性を伺ひます。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

常時雇用の関係でございますけれども、先ほど議論になりましたけれども、これは大きく二つございまして、期間の定めなく雇用された者、それからまた、有期の場合、反復更新された場合に一年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者というところがこの常時雇用の定義でございます。

私ども、今回の法律におきまして、この常時雇用という概念、中心の概念でございますので、この見込まれるという点につきましてはしっかりと、契約等でそれがしっかりと見込まれるということが認められる、そういう内容にしていゝかなきゃならぬと思ひまして、そういうところの対策を、この法律が通りましたならば早速始めたいというふうな考へていゝるところでございます。

○松浪委員 この点、非常にあいまいな部分が多くて、抜け道の可能性が非常に指摘をされるわけでありまゝす。

今回、このように状況が、派遣をめぐる状況がこの二年間で激変した。半分になるといゝるのは本當の異常事態であります。こうした半減したといゝう状況を、今回の派遣法、今まで民主党を応援してきた皆さんが、今、また、国会の外に出ると、強行採決反対だといゝう声を大きくかけていらつしやゐる。私ども自民党とはもちろんアプロー

チの仕方は違うわけでありすけれども、しかし、これでは労働者をめぐる状況はよくならないんじゃないかという認識だけは私は共通しているんじゃないかなというふうに思います。

それはなぜか。

私は、かつてパートタイム労働法という法律を本会議場で代表質問させていただいたときに、非正規と正規という言葉自体の定義がおかしいんじゃないかということ指摘したことがありました。正規というものと正規にあらずというものを分けているというこの概念自体が、もちろん、もう適切ではないのではないかと。ただ、これは言葉遊びで終わらせてはだめだと思えます。非正規という言葉は、幾ら非正規にかわる耳ざわりのいい言葉にしても、労働状況は変わらないと私は思います。

ここに水がめがあつて、今、日本をめぐる雇用というこの水がめは、大きさは変わらないわけでありす。そして、今不況で、この水がめの水はこれから少なくなろうとしている。そして、残念だけれども、正規雇用という水よりも、この上の方にある派遣という水については出したり入れたりやりやすいということで、この問題が、派遣切りの問題も大きくなってきたわけでありす。

この水がめ全体の水をどういうふうにするのかということ議論することなしに、上澄みの派遣というところだけをさわってしまつても、結局は、派遣、パートタイム、いろいろありますけれども、非正規という枠の中で皆さんは水を入れかえようとしている。これはやはり、正規雇用というものがありませんけれども、この正規雇用という水と一緒に議論をしないと、派遣法改正だけでは、今、小手先の改正をして状況がよくなることは、路上にいる皆さんも、そして我々も思えないわけでありす。

そして、今回特に、施行まで、普通、つくれば半年ぐらいで施行するものですけれども、そこから三年あります。三年あるからやりやすというのであれば、今、何も強行採決を急ぐ問題ではな

い。もつと大きな議論をして、そしてその中でこれを一つの課題としてやるのであればわかりすけれども、全体のパッケージ、水がめの水の話をしてないで上澄みの話をするというだけでは、私はやはり非常に不十分なんだと思ひます。

ですから、大臣には、こうした働き方の移動がその上澄みだけで本当に進んでしまつていいのか、それにかわる対策はお考えでないのか、大きな意味でのビジョンを伺ひます。

○長妻国務大臣 日雇い派遣のような、かなりの自民党政権での雇用の緩和というときも、結局、大きな話で、国際競争力とかあるいはグローバル化への対応、雇用の多様な化などの議論もいろいろな方面からもあつたというふうに承知しておりますけれども、その結果が、これほどまで雇用が、派遣で登録型、日雇いということ非常に問題があるということになつたわけでありす。

そして、今おっしゃられた水がめの、雇用の一つのパイということで、雇用のパイをまずは拡大するというのがもちろん重要なことでござひます。これについては、我々は新成長戦略、厚生労働省の分野では特に介護という分野が一番雇用波及係数が高い分野で、そして今、人手が不足しているという分野でありますので、そういうものも戦略的に拡大して雇用の受け皿になるような、そういう取り組みも必要であるというふうに考えておりますが、その中のパイで、いろいろな働き方がある中で最低限度の雇用の安定を図つていくということも重要であります。

今回の法律も、経営者側も御理解、了解をいただいて、国会に労使ともに御了解のもと出させていただいていふこととてござひますけれども、やはり猶予の期間が必要であるという御議論の中で、こういう期間を設けさせていただいていふところでありす。

○松浪委員 私が今申し上げたのは、猶予の期間をそんなに長くするのであれば、もう少し現状を、おとつたばかりのこの劇的な数字を踏まえた上で抜本対策を踏まなければ、幾らこれから

雇用が生まれる、雇用を新成長戦略で生むと言つていても、そこに対して実効性というものが問われるわけでありす。これは、実効性が本当に伴うというふうな論評というものは今のところ余りないのではないかと、そのことに真摯に耳を傾けていただきたいと思ひわけでありす。

そして、先ほどから、中小企業は国外に出ることでできないという声も上がつておりました。そのとおりであります。中小企業は外に出られませんが、その分は、海外に移転をする、雇用がなくなるという縮小の悪循環に陥るということもあるわけでありす。

皆さんも、地元で中小企業の皆さんのところを回つていたらわかると思ひます。本当に中小企業の皆さん、この派遣法改正で、結局、アルバイトに切りかえるとかそういうところでしか対応しようがない、何とかござひますし対応しようがないんだ、そういうふうにおつしやる中で規制強化だということは何とか皆さんには、政治家ですから、本当に現場の中小企業の経営者の皆さんの血のにじむような声に耳を傾けていただきたい。

そして、労政審でも、中小企業側からは、製品のサイクルが短くなる、生産現場の労働需要の上下の激しさというものが厳しくなる、多くの中小企業で自前で人員をそろえることは困難だということが出てくるわけでありすから、これは、三年の猶予で、本当に不況に苦しむ中小企業に対してどこまでの対応を求めるわけですか。

○細川副大臣 これは、派遣の期限というものが三年ということになっておりますので、まず三年のうち、もつと早目にやつちやうと解雇になりますから、まず三年の猶予が必要ではないかというふうに思ひます。

それから、委員は中小企業のことを本当に心配されております。私もよくわかりすけれども、常時雇用については派遣も認めているわけでありすから、派遣元が常時雇用にしてもらつて、そしてその人を派遣していただくというようなこと

になりますから、御心配されるよりは、その方になんか進んでいくんじゃないかというふうに私は思つております。

それから、その他の対策として、中小企業の皆さんに対しては、派遣から直接雇用へ転換をしていくための制度というものがつくつて、それでいろいろな、資金を援助するという派遣労働者雇用安定化特別奨励金という制度をつくりまして、中小企業と大企業にはそれぞれ違った助成金だけれども、期間の定めのない雇用をしていただければ中小企業には一人百万円、それから、有期でも六か月以上の有期ならば一人五十万円の補助金を出すというふうなことで、経済的にもしっかりと援助しながら派遣先にきつと雇用していただけるような仕組みもつくつて、中小企業も当然守りながら、派遣労働者も安定して働けるような制度もつくつていふところとてござひます。

○松浪委員 ちょっと樂觀が過ぎるなという印象を持たざるを得ません。今回の法改正によりまして、派遣労働者の賃金決定において、同種業務の労働者との均衡を考慮するといふふうにありますけれども、具体的にどのような措置を講じるわけでありすでしょうか。簡潔にお願いします。

○細川副大臣 これは、今回の法律におきまして、派遣先の同種の労働者とそれから派遣労働者との賃金を均衡にする、こういう規定です。そこで、これはなかなか難しいところでありすけれども、私も考えておかなければと思つてつくつてしつかりやつておかなければと思つておりますが、先に私どもは労政審にかけまして、審議会で労使の皆さんの代表の方にしつかり議論もしてもらおうと思つております。

その指針の中で検討していただくのは、派遣先の働いている人たちの基本給は幾らなのか、それから役職手当はどうなつていふのか、あるいは家族手当を考慮するかどうかというようなことを派遣労働者と比較をしながら基本給なんかも考えていくといふふうにしておりまして、そういう指針

をつくりましたら、その指針に基づいて、派遣元の企業などについてしっかり指導していきたいというふうに通じております。

○松浪委員 今伺っても、なかなかはっきりとした実効性というのはいえないわけでありまして、当然ながら、先ほど申し上げたように、水がめの中の水の量は変わらないわけでありまして、これはその賃金の差を均衡させる。例えば、ここに四月の週刊ダイヤモンドの記事で、連合傘下の全産別組合が開示した正社員の月収と派遣の職種別時給の対照表のようなものがあります。こうした調査をしつかりと行った上で、どれぐらいが相場なのかということは数値をきっちり決めていくことが大事だと思います。

そして、冒頭申し上げましたように、やはりこれだけで時給を上げろというのは無理な話であります。パイの、水は一緒ですから、その間をどういうふうにならしていくのかという、これまでの既得権とは言いませぬけれども、それは正社員は大事ですけれども、やはりその間に切り込むようなしつかりとした仕組みがないと、実効性がないと言わざるを得ないのではないかと私は思います。

それは、次の質問に移ります。

今回、直接雇用みなし制度というものが導入をされておまして、この違法性をチェックするのは、労働者派遣事業の指導監督を行う需給調整指導官ということになるわけでありまして、この指導官の数が余りに少ないということが指摘をされております。

一人当たり、実際どれぐらいの事業所を担当されるんでしょうか、伺います。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘されました需給調整指導官でございますが、この指導官が労働者派遣事業の指導監督等に当たっているわけでございます。

二十一年度の数字でございますけれども、二十一年度の指導監督実施件数、これは一万二千二百八十四件でございます。そして二十一年度の需

給調整指導官数でございますけれども、これは四百四名でございます。そういう人数の中で指導監督をやっております。それを割り算いたしますと、一人平均三十・四件ということになるわけでございます。

○松浪委員 三十・四件、一万二千の指摘のうちで一人これだけのことをやっているというわけでありまして、私は、一人が担当するそのエリアの事業所というのはどれぐらいの数になるかということをお願いいたしますけれども、それのお答えをお願いします。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

担当のエリアでございますけれども、先ほど申し上げましたように四百四名ということで、全国でいきますと大変な、人数が限られておりますので、これは各地の労働局に配置をしております。担当としては、それぞれの都道府県を担当しているというものでございます。

○松浪委員 事業所の数、派遣元、派遣先を入れると、一人がさまざまの数になるという指摘をさまざまところでされておられるわけでありまして、これは私は、正直、本当にこのみなしの違法性のチェックというには余りにほど遠い、非現実的な状況だと、局長ももうなすいていらつしやいますけれども、言わざるを得ないわけでありまして、この雇用みなし制度の実効性というものについて、やはりかなり厳しい目が向けられているというところを実感を感じたいと思っております。

このみなし後の取り扱いというものについて、これがはつきりしないというか、不備があると思っております。

松下PDP事件というのがございました。偽装請負が発覚をした、その後どのような手続がなされたのかということ、皆さんはもう一度思い出していただきたいと思います。

松下PDP事件で、偽装請負が発覚をした、その後、企業はさまざまな訴訟もあり、直接雇用をしたわけでありまして、雇用者との間であれだけしつくりこなかったというところはいろいろ考慮の

余地はあるのかと私も思いますけれども、実際は、半年後には雇用をやめてしまった。

こうした実情が現在でもまかり通っているというところは、直接雇用をしても、実効性というところには疑問を持たざるを得ないと思っております。そこで、今回、直接雇用のみなし規定はそのままです。今回、直接雇用のみなし規定はそのままです。

○細川副大臣 現行法でございますが、御指摘のような松下の事件などにつきましては、労働局が松下の企業に対して直接雇用にしてほしいと、こういう推奨をするようなことしかできないんですけれども、今度の改正案では、違法な派遣があれば、派遣先から派遣労働者に対して雇用契約の申し込みがあったものとみなす、こういうことになります。

それに対して、派遣労働者の方で、引き続きそこで働きたいか、あるいはそこでやめたいか、という選択ができて、そこで今後も働きたいということであれば、その申し込みを承諾すること、そこは法律上きちっと雇用契約が、直接そこで働けるということになりますから、これは法律でそういうふうに進められますから、実効性はもちろんある、こういうことであります。

○松浪委員 先ほど指摘させていただきましたように、チェック体制の大変手薄なものがございまして、そして、今のPDP事件のようなこともございます。これについて、逆説的なことも十分考えられるということは重々に認識をしていただきたいと思います。

時間も参りました。

最近やはり、かつて民主党の阿部議員も、先般、一カ月ほど前ですか、この厚生労働委員会でも大臣に対してもおっしゃったと思います。国民の声を耳を傾けて、心のこもった答弁を願いたいというふうに通じます。

特に、山井政務官、私も政務官の経験がございまして、政務官は、ラインじゃなくてスタッフであります。大臣、副大臣が答えにくいというよう

なことは、ちょっとどつかれても言うても、与党として、私らはちょっとぐらいそれはどつき返すかもしれませんけれども、でも、国民の皆さんは、そこが山井さんらしいなというところで熱く見守ってくれると思っておりますので、本当に、余りに通る一遍答弁だけでこの委員会をやることに對しては、これからどうぞ御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○鉢呂委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時開議

○鉢呂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大村秀章君。

○大村委員 自由民主党の大村秀章でございます。

それでは、午前中に引き続きまして、午後、いただきました時間の中で質問を続けさせていただきますというふうに思います。

まず冒頭、午前中に、障害者自立支援法の改正法案、与野党で合意をいたしました。障害者制度の、障害保健福祉施策の関係の法律の整備に関する法律という形で、この委員会委員長提案という形で可決を見たということは、大変関係者の皆様に心から敬意を表する次第でございます。

昨年来、ちょうど一年前は、私ども、政府提案、閣法でこの障害者自立支援法の改正案を出させていただきました。それがずっと、一年有余を経て、今回こういう形で合意を見たということに、感謝を申し上げる次第であります。

内容は、もう既に御案内のとおり、障害者福祉施策の現場で頑張っていた皆さんの皆さんの御要望を、今の時点のものを集めてきたということ

だというふうには認識をいたしております。そういう意味で、利用者負担の軽減とか、相談支援の充実とか、障害児のサービスの強化とかいったことが盛り込まれております。

ぜひ一日も早く成立させて、さらに施行に向けて、厚生労働省そしてまた関係自治体、関係者の御努力をお願い申し上げたいと思います。まず冒頭、その点を申し上げたいと思います。

さて、それです、質問に入る前に、これは同僚議員からも質問させていただいておりますが、委員長が昨日交代をしたというこの経過につきまして申し上げざるを得ないと思います。

この時期の、通常国会をやつて、これから終盤国会、それも、与党側からの強い要求でいいますか要請で、申し入れで、労働者派遣法の審議を、実質的にきょうから始めようというところで、そのやさきで委員長が交代をされたということは極めて異例だというふうに言わざるを得ません。

お聞きをいたしますと、労働者派遣法の改正、本来であれば、これは重要広範議案でありますから、何十時間、三十時間、四十時間、十分審議を重ね、そして参考人の質疑もやつて、それで、総理にも来ていただいでここで質疑をして終局を図るといふのが、これまでの慣例といえますかルールでございました。

しかしながら、会期、残り六月十六日までを考えるとそうもいかないということをだれかが言い出して、どうも強行採決、来週には強行採決するんだというふうに漏れ伺っております。それに対して藤村前委員長が、それはいかぬ、それは適当でない、そういう強行採決でやつていくということとは賛同しかねると言つた途端に首になったというふうな話が漏れ伝わってきております。

その上で、藤村委員長を更迭して、その次は城島さん、特別委員長に決まったという報道が流れました。しかし、どうも、特別委員長と常任委員長を兼ねるといふのはいかがなものかということですが、それがつづいて、次は小平さんという名前が出てきました。小平さんは、強行採決のための委員長

なんか嫌なこつたということで固辞をした。そうしたら、だれになるのかなと思つたら、鉢呂さんがこの火中のクリを拾つたというようなことの報道が流れてきているわけでございます。

そうなりますと、鉢呂委員長は、まさに労働者派遣法という大変重要な法律をほとんど審議もせずに打ち切つて強行採決をするために委員長になつた、そういうふうな報道されているわけでありますが、これについては、鉢呂委員長、これは事実でございますか。いかがですか。委員長、お答えください。

○鉢呂委員長 委員長に対する御質問でございます。皆さんも御承知のとおり、藤村前委員長は体調不良ということで、昨日の衆議院の本会議で許可をされまして、そして、皆さんの選任をいただいで、鉢呂吉雄が厚生労働委員長として今務めさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○大村委員 それでは、またお尋ねいたしますが、私が今申し上げました、これは重要広範議案でございます。

私、これまでの厚生労働委員会、もう何年もありますから、大体相場観といふのはある程度ありますけれども、私が申し上げた、大体三十時間、四十時間ぐらいいやつて、参考人を、これだと多分一回じゃ済まないから二度ぐらいいやつて、さらに総理質疑をやつて、それで質疑の終局を図つていくということが本来あるべきルールだと思いますけれども、三十、四十時間の十分な審議と、総理出席と、そして参考人質疑、これについては、委員長、お約束いただけますか。お答えください。

○鉢呂委員長 委員長に対する重ねての御質問でございます。

厚生労働委員会理事会で協議をして行われるべきものである、このように思います。

○大村委員 そのことと裏腹ということですが、あわせてということですが、そういう

う重要な法案だから十分な審議をしなきゃいけない。であれば、もう今報道で流されているのは、来週の水曜日、次回に審議を打ち切つて強行採決するんだということが流れております。これについてはいかがですか。これは事実ですか。

○鉢呂委員長 委員長に対する御質問でございますけれども、重ねて申し上げますが、理事会で協議をすべき問題である、このように思います。

○大村委員 再度尋ねます。

強行採決をしない、円満に質疑をする、審議を進めるということをお約束いただけますか。

○鉢呂委員長 重ねて申し上げますけれども、理事会の協議に基づいて委員会が行われるべきものだ、このように考えます。

○大村委員 委員長は、冒頭のあいさつ、そして先ほど理事会でも、そして委員会の冒頭でも、適正に審議を進めると言われましたが、円満にとは言われませんでした。それはやはり、来週も強行採決するからとて円満なんて言えない、こういうことでございますか。

円満に審議を進めるといふのは、普通、委員長最初のあいさつではそう言われるんですけれども、いかがでございますか。円満に審議を進めると言われませんか。もう一度お答えください。

○鉢呂委員長 委員長に対する御質問でございます。

本来、大変貴重な時間でありまして、政府に対する質疑だと思ひますけれども、重ねての御質問でございますけれども、冒頭、就任ごあいさつにありましたように、委員各位の御協力をいただいて、適正に委員会運営をさせていただきます。

○大村委員 残念ですね。先ほど来からの委員長の発言で、円満にということが一言もない。最初からけんか腰だといふふうな言わざるを得ません。そういうことでこの委員会が、この審議が進んでいけるのかといふことを、極めて問題だといふことを申し上げたいと思います。

今回の委員長交代の一連の流れ、これはまさに

国会軽視、厚生労働委員会軽視と言わざるを得ません。こういうやり方を、何でもこんなやり方で、そして来週強行採決されるのか、極めて遺憾だ。徹底的に審議を進めていく、そのことを強く申し上げて、質問に入らせていただきたいというふう

に思っております。(発言する者あり)

○鉢呂委員長 委員各位に申し上げますけれども、発言者の発言を妨げるような、御静謐な形でお聞きをいただきたい、このように思います。

○大村委員 それで、まず冒頭、B型肝炎についてお聞きをしたいというふうな思っております。

この点につきましては……(発言する者あり)ちよつと静かにさせていただきます。ちよつとうるさいよ、あなた方。まじめにやりなさい。

B型肝炎についてお聞きをしたいというふうに思ひます。

昨日、B型肝炎訴訟の原告団、弁護団の皆さんが厚生労働省前で抗議集会を行い、各政党に面談を申し入れ、行動を行いました。これは各党、皆さんお受けになったことかと思ひます。その際、私も自民党の方に午後、お越しをいただきました。協議、意見交換をさせていただきました。

この原告団、弁護団の皆さんのきのうの集会、そしてまた要請の趣旨は、とにかく、裁判での和解協議は七月の六日ということでございますから、そこまでまた二カ月先延ばしをするのではなく、直接、この原告団、弁護団と協議の場を設けてほしいということ、先週五月十八日、原告団、弁護団が厚生労働省に要請をし、期限が、厚生労働省に対しては昨日、五月二十六日、総理に対しては昨日ということございましたが、ゼロ回答であつたということございました。協議の場を持つていただけないということで、大変残念だ、極めて遺憾だということで、きのう、原告団、弁護団の皆さんが大変憤つておられたわけ

でございます。

重ねていいますか、改めていいますか、この場でお伺いをさせていただきたいと思ひます。

長妻大臣、この原告団、弁護団の皆様が、また

先週に引き続き今週も、昨日も上京され、集会を持たれました。直接協議の場を設けてほしい、直接意見を聞いてほしい、直接意見交換をさせてほしいというこの原告団、弁護団の要求に対して、どういふふうにお答えになりますか。お答えください。

○長妻国務大臣 これにつきましては、私どもとして和解協議に入るということを決めまして、裁判所を仲介として誠実に協議に臨んでいくということでございますので、そういう枠組みの中で真摯に対応していきたいというふうに考えております。

○大村委員 協議の場を設ける気はありませんか。もう一度お答えください。

○長妻国務大臣 そういう意味では、裁判所を仲介とした和解の協議の場という中で、協議を誠実にさせていただくというところであります。

○大村委員 大変残念でなりません。そのことについて引き続き、これは原告団、弁護団の皆様の声もいただいて、また要求をしていきたいというふうに思います。

そして、あわせて、きのう、原告団の皆さんが言われていたのは、五月十四日の和解協議、それは三月十二日ですから、二カ月あった。その間、いろいろな具体的な解決策、その一部でも示されるのではないかと思っていたら、ただ単に協議に着くということだけであった。そうしたら、次が七月の六日だ、また二カ月。要は先延ばしではないかということ言われているわけでございます。

私は、先週の面談の場でも申し上げました。一日も早い解決策、救済策を、これは政府が責任を持ってまずその案をつくる、そして関係者で議論をするというのが解決への方向、方策でございます。

したがって、一日も早く解決策、救済策を示すべきだ、それもこの六月十六日の国会の会期末までに示すべきだということを申し上げておきました。きのう、原告団、弁護団の皆さんからお聞

きをいたしましたら、二カ月先の七月六日の裁判でのいわゆる和解協議の中でも、全部の論点、いわゆる論点が幾つか当然あると思います、和解に至る過程においては、その金額は幾らにするんだとか、どこの範囲がとか、どういふふう具体的に進めていくのかという論点がたくさんあると思いますが、どうも和解協議の場で、国の対応は一部の論点、認定基準だけ、一部分だけを七月六日に出す。それでは、そこをやった後、ほかの論点も、では、またそれは次ね、それは次ねということとで、どんどんどんどん先延ばしにされてしまうのではないかと不信の念を持たれているわけでございます。そういうことがないように、やはり直接話し合いをさせてほしいというふうにも言われているわけでございます。

お聞きをいたします。

この七月六日が次の和解協議の場ということでございますが、その際に、認定基準だけの、その一部の論点だけを示して、あとはまたその次、次というふう先に延ばしをされるということを非常に懸念、危惧されておるわけでありますが、七月六日には、そういうことではなくて、すべての論点についてこうだというような救済策、解決策というものを当然お示しになるというふうにお聞きしたいと思っております。お答えください。

○長妻国務大臣 どういう形でその期日にお示しをするかということについては、これは本当に大きな問題で、我々も和解協議を誠実にとり行っていくということを政府全体で決定して、政府全体で取り組むということでございますので、どういふ形で提示をしていくかというところは、今まだ政府全体で決定をしていくという途中であります。

○大村委員 私が申し上げているのは、個々の具体的な中身まで今言えと言っているわけではないですね、今申し上げたのは。

要は、原告団の皆さんが、認定基準だけを六日に示す、そういう協議の中での国の発言であったと。それではほかの論点はどうするんだ、先送り

ですか。それではどんどんどんどん先へ行ってしまうじゃないか、それは困るんだというふうに言っているんです。

ですから、今協議中だというふうに言われましたが、個々の具体的な中身まで今ここで示せとは言っておりません。この論点を一応一さらい、こういう論点がありますねということとで、全体像で、当然のことですけれども、次の協議のときには示すという理解でよろしいですね。お答えください。

○長妻国務大臣 それも含めて、どういふ形で期日にお示ししていくのかということについては、政府全体で協議をしているということでありま

す。

○大村委員 何もお答えいただけないということでございます。大変残念でなりません。先週の五月十八日の面談の場での、あの木で鼻をくくったようなごあいさつ、発言と合わせて、この問題に対して真剣に取り組もうという誠意が感じられません。

私は、今回のこの一連のものを、もう三月十二日に和解の勧告があった、五月の十四日が期日だ、次が七月の六日、二カ月、二カ月といく。そういうことではなくて、一日も早く具体的なプラン、案を出して、そして協議に入ることではないと、いつまで、どこまでかかるかわからないということになってしまっていると思います。

C型肝炎のときも、十月に和解が始まって、大体十二月、二カ月ぐらいである程度の具体案を示してきたわけでございます。そういう意味では、今の一連の、全く何も答弁をしない、そういうまさに不誠実な対応では、私は極めて遺憾だと言わざるを得ません。引き続き、この点はきちっとた

だしていききたい、そのことを申し上げておきたいと思っております。

次に参ります。

続きまして、きょうは派遣法でございますが、まずその前に、最低賃金についてお聞きをしたい

と思います。

民主党のさきの選挙での労働関係で主張されていた点は、この派遣法の問題と、やはりもう一つは最低賃金の引き上げという論点でございますが、ポイントがあったというふうに思います。

最低賃金につきましては、これは今から三年前、安倍内閣のときに、成長力底上げ戦略というのをつくって、この最低賃金の引き上げ、中小企業の生産性の向上と最賃の引き上げをセットでやるということと対応をしたのが、ちょうど三年前でございます。

私、当時、内閣府の副大臣をやって、その担当をやっておりました。関係の省庁から集まっていたら、何とか最低賃金を引き上げられないかと。ただ、最賃だけ引き上げて、企業の生産性の方が上がっていかないと、企業の負担だけが増えて、結果、地方の方でそれはもたないということになって、逆に企業の倒産とか雇用が減るとかいうことにならざるを得ないといったことが、当時からずっと言われてきているわけでございます。

そういう中で、今回、民主党のマニフェストの中で、最賃の八百円の引き上げ、最終的には千円というように書かれているわけでござい

ますが、これについての具体的なロードマップは描かれておりますか。今の現状をお聞かせください。

○長妻国務大臣 今の御指摘というのは、最低賃金の引き上げのロードマップといえますか、その予定ということでございますけれども、これについては、まず、我々いたしましては、地域の実情、あるいは雇用、経済への影響をかんがみ、労使関係者と調整を行って進めていかなければならないというふうに考えております。

最低賃金の全国平均、時間当たりの千円への引き上げについてでございますけれども、その際に重要なことは、やはり中小企業に対する対応策、対策ということでございまして、今どういふ対策が必要なのかということもあわせて調査をしてい

○大村委員 これは、今調査をしておられると言われました。私、きょうはこれを聞き出すと多分、相当時間をかけて十分議論したいテーマなんです。一つ申し上げますけれども、この最低賃金、やはり対策はある程度を講じないと、講じなくていきなり上げると、地域の、特に地方の中小企業がたない、そのことによって海外への企業移転が進んでしまう、そのことで逆に雇用が失われてしまう、そういう懸念がある。

その認識については共有いたしますか、いかがですか。一言お答えください。

○長妻国務大臣 これはもう、おっしゃる点については、やはり雇用への影響、そして特に零細、中小も含めた企業が、何もそういう企業に対する配慮なしに最低賃金を上げることになりまして、当然負担がかかって、いろいろ懸念される事態が起こってくるというふうに考えておりますので、そういう状況も見ながら、支援策とあわせてやる必要があるというのは、御指摘のとおりだと思います。

○大村委員 それで、きょうは、経産省の近藤政務官にお越しをいただいております。

まさに、この点、私は三年前にこの問題に取り組んだときから、正直言って、これは本当はもっともっと上げたいという思いがありますけれども、それまで、ほとんど、一円とか三円とか五円ぐらいしか上がってなかったのが、十四円、十六円、十四円、こういう形で、最低賃金の上がり方としては大きい上がり方がこの三年ぐらい続いている、これは一つの成果だなと思っておりますが、これをやっていく上において、やはり中小企業の生産性の向上ということとセットでやってきたのは御案内のとおりでございます。

やはり、働く場を確保しながら、企業の実績を上げながら、その成果をできるだけ最低賃金の引き上げというところにつけていきたい、その認識はもうみんな共有しているんじゃないかと思えます。

きょうは、近藤政務官、お越しをいただきます。

た。中小企業の実績を、特に地方の中小企業の実績をどういうふうに上げていくのか。こういう中小企業も含めて最賃の引き上げに持っていくように、どういうふうにやっていくのか。その点について、今やられていること、それからこれからやろうとされていること、お聞きしたいと思えます。お答えください。

○近藤大臣政務官 大村先生にお答えいたします。

最低賃金の引き上げに当たって中小企業の実績向上が必要だろうというこの御指摘、その点においては全く認識は同じかな、このように思っております。

最低賃金を引き上げるためには、まずもって中小企業の賃金支払い能力が高まること前提でございます。そのためには、売り上げを伸ばすということ、そして生産性を上げてもらうこと、そしてコストを縮減して利益をふやすことが必要なのであります。

売り上げを伸ばす観点からは、これは資金面での農工商連携やさまざまな販路開拓事業をやっておりますし、今後強化していきたい、このように考えておりますし、生産性の向上策としては、設備投資減税、IT投資に対するリース助成などに取り組んでいるところであります。

また、コストを削減し利益をふやすための応援策としては、全国八十四カ所に設置した中小企業応援センターによる経営支援策、さらには下請取引の適正化、こういう景況感、中小企業にとっては今まだまだ厳しい経営環境にありますので、下請取引の適正化がこれまた重要であらう、こう考えています。

公正取引委員会が第一義的には取り締まり官庁かと思えますが、中小企業も取り締まり官庁として、中小企業が適正な利益を保持できるよう取り組んでまいりたい、このように考えております。

独占禁止法で優越的地位の濫用に罰則が今度入ることになりましたので、こうしたことも政府全

体としてしっかりと、最低賃金が支払えるように、その引き上げになるような取引の適正化を期待しているところでございます。

また、本年一月に、厚生労働省の細川副大臣と当省の増子副大臣による検討チームを設置いたしました。まずはしっかりと実態調査を進めて、引き上げる場合に必要となる中小企業支援策を強力に進めてまいりたい、このように考えております。

○大村委員 要は、今言われたように、中小企業の実績向上につきましましては、中小企業生産性向上プロジェクトというのを平成十九年度から昨年度まで三年間やってきた。さらに引き続きの施策も今進めておられるというふうにお聞きをいたしております。ぜひそれを進めていただきたい。それをやって、とにかく両方相まってやっていかないと、最低賃金、なかなか思い切った引き上げができないというふうに思います。

そのためにも、やはり、これを引き上げたときにどういう影響があるのか、影響をいいますか、むしろ地方の中小企業に対する悪影響をいいたらいと思えますが、その点について、事務方の方に、そういうデータはないのかと。

特に、地方の中小企業の実績の皆さんが、最低賃金がいきなり八百円になったら、これはとてもやっていけないということの方で言われているのは事実でございます。私は、ぜひ何とか少しでも引き上げができるようなことをやれないかというふうに思っている一人でありますから、この点について申し上げているんですけれども、こういったことをやるに、特に影響を受けそうな地方の、それも中小企業の、特に全国一番下のレベルの最低賃金のところ、低いレベルのそういった県の中小企業について、ざっくりしたデータでもいいのでそういうデータはないかと言ったら、いや、まだ今ないんだということでございます。

こういう施策をやっていく上においては、やはりまずデータが必要だと思えますが、地方の中小企業の最低賃金を引き上げた場合、例えば、今全

国平均は七百十三円ありますが、では、これを五百円引き上げたという影響があるか、百円引き上げたという影響があるか、それについてのざっくりしたデータでもいいです。それについては、今はないということでありましたけれども、早急に調べるということよろしいですか。大臣、お答えください。

○長妻国務大臣 まず、時間給が八百円未満の労働者というのは全労働者の一割弱、八・八%でございます。そして、企業の規模別でいうと、五人から九人の従業員を抱える企業のうちの一六%が八百円未満の労働者を抱える。十人から二十九人の従業員を抱える規模の企業では、その企業のうちの四・七%が八百円未満の労働者を抱える。

地域別の統計もございまして、八百円未満の労働者の割合というのは、沖縄が三二・四%、宮崎県が二四・二%、青森県が二三・七%ということ、高い状況であります。東京都は一・三%というところでありますので、賃金はかなり格差がある。九州、東北地方などが厳しいといえます。八百円未満の労働者の割合が高い。

業種別には、小売業、一般飲食店、食料品製造業が八百円未満の労働者が多いのではないかと、こういう分析をしておりますので、こういうところからどういった影響が出て、あるいは影響をカバーする支援策というのはどういった支援策が必要なのかということについて、二十二年度予算において所要の予算約一億円を調査の費用として計上しておりますので、そのお金を大切に使用して、賃金実態や引き上げのための課題についても、中小企業、地方自治体の調査をしていきたいというふうに考えております。

○大村委員 やはり、今言われた、地方の中小企業に大きな影響があるのはだれが見てもわかるわけでありまして、この施策をやっていく上においては、やはりデータを、それも具体的なデータを集めて、把握して、そしてそれを前提に議論をしていかなきゃいけないというふうに思います。要は、決してそれを、えいやで、見切り発車

でやってはいけないことだと思ひます。

そういう意味で、今、データを、予算もとつてというふうに言われましたが、では、これは二十二年度予算で、今年度ずつと一年ぐらひかけてやつて、成果が出てくるのは今年度末です、来年度の頭ですというのでは、一年議論がそのまま寝ちやうわけですね。ですから、私は、これをぜひこの場で確認したいと思ふんです。

その調査をできるだけ早く前倒しにやつていただきたいということ、そして、やつている間でも、できるだけ早い段階で、その一部でも、ざっくりしたものでもいいから、どこかのスポット、例えば何々県をモデルにしたらこうでしたとかいうものでもいいので、できるだけ早く示していただきたいというふうに思ふんですが、ぜひ早く示していただきたいということ、その点について、もし可能であれば、いつぐらいまでならざっくりしたものでも示せるかということについて、今ここで長妻大臣、お答えいただけますか。

○長妻国務大臣 やはり一番重要なのが現状把握能力だというふうに申し上げておりますので、その現状把握をするための調査でございますが、できれば概算要求にも結びつきたいわけでございまして、夏ぐらひには中間取りまとめということで発表できるように取り組んでいきたいと思ひます。

○大村委員 夏というのはいつごろですか。夏といつても幅がありますけれども。

○長妻国務大臣 概算要求に間に合うとすれば、概算要求がこれは前政権と多少時期が前後してしまうが、八月以降だというふうに思ひます。

○大村委員 私が事務方からもらったこの資料だと、六月ぐらひから郵送調査をやつて、調査結果は七月中旬ごろまでに取りまとめて概算要求に反映させる、こういうふうに書いてあるんですけれども、それを八月と言われたのは、この七月中というのと八月、この違いは何かあるんですか。お答えいただけますか。七月中でできませんか。今言われたことがちよつと違うので聞いているんで

すけれども。

○長妻国務大臣 そういうスケジュールで当初進んでおりましたけれども、今、若干事務的なおくれが出ていふというふうにも聞いておりますので、八月以降というふうな御答弁を申し上げたわけでありまして。

○大村委員 要は、私が説明を受けたのは七月中というふうになつていふんですが、こういう説明を受けて、紙に書いてあるんですけれども、それがまたきよの答弁で一カ月ぐらひずれれるわけですか。それは何か理由があるんですか。

いや、これでぐちぐち聞く気はありませんが、いただいたものと違うので、委員会の答弁とこれが違うというのは、ちよつと僕はどうかなと思ひますが、このほんの一週間か二週間、連休明けにこれを聞いたんですけれども、そんなものでそんなに違うものですか。いかがですか。もし何か事務方であつたら、よく聞いてお答えいただけますか。

○長妻国務大臣 私が申し上げたとおりでございまして、安全を持つてその時期を申し上げるとすれば八月以降というふうに申し上げております。それは、それより以前に集計がまとまれば、もちろん、まとまり次第公表していくということでもあります。

○大村委員 むしろ、これはできるだけ早く、どこかのモデル的なところでもいいからやはり示していただきたいということをお願いしたいと思ひます。

資料をもらつて確認のために答弁を求めたら違うなということとは余りよろしくないというふうに思ひますから、そこはぜひ、こういう調査をかけるのだったらきちつとタイムスケジュールをつくつて、それも概算要求に間に合わせるのだったら、できるだけ早くやるということを強く申し上げます。これはまた、いずれかの機会にフォローしたいと思ひます。

我々も、とにかく最低賃金はできるだけ引き上げていきたいというふうな思ひがあるから聞いて

いるので、ただ、そのロードマップをきちつとやらないと、これはこの後聞きますが、今回の派遣法の規制強化よりも、地方の中小企業にとつては、これをいきなり民主党のマニフェストにあるように八百円とか千円に法律の方で強制的に引き上げるなんてことをやられたら、地方の中小企業はもうパンザイど、非常にその副作用が大きい、悪影響は大きいんだというふうな声がどんどん来るから聞いているので、ぜひその点について調査をしつかりやつて、それも早く早くやつてお示しをいただきたい、このことは強く申し上げておきます。

それでは、派遣法の方に参りたいと思ひます。派遣法を同僚議員からも何点が質問をさせていただきました。まず一つ、労働契約の申し込みのみし規定ということについてお聞きをしたいと思ひます。

今回の法律改正の中、幾つかの論点があるわけでございますが、今回、違法派遣に対してこの労働契約の申し込みとみなすという規定が創設をされました。

法制度的なつくりからして、ヨーロッパの方にもある、フランスとかドイツにもある、そういうところ、いわゆる派遣というものはむしろ職業紹介のそういう法制だから、このみなしというものがそのままなりなじむんじゃないか、しかし日本の場合、これは法律が労働者供給事業のつくりになつておりますから、これで申し込みとみなすというのはちよつと無理があるんじゃないかというふうな、まあ、法制的な見方は現にあると思ひます。

あると思ひますが、それはそれといたしまして、私は、むしろ現場の方から、やはり、労働契約のみし規定を置かれることによつて、いわゆる境界線のところ、境界ラインのところどつちに行くかわからない、したがつて、そんなことがいきなり、県の労働局に入つてこられて、いや、これは違うぞ、違法派遣だから契約の申し込みをしたことにみなすということに当たるぞというふう

うに言われたら、かなわないと。だから、もう逆に、雇用といふか、この派遣の受け入れをやめるんだというようなところが出てくるという懸念を言われる方が結構おられます。

例えば、派遣期間の三年を超えてもやれるという、期間の制限のない二十六業務の派遣で、これは、二十六業務の派遣の中でその付随業務が一部を超えると、そうでない、二十六業務ではないというところになるわけでございまして、それが例えば事務用機器操作など一般事務と厳密に区分することがなかなか微妙なところで一割を超えていた、超える超えないというのは本当に微妙なところだと思ひますが、そういうところがあると、派遣先の方では適法と認識していても、いきなりみなしだというふうにされる。

それでは、そういう可能性があるのだと、もうおいそれと派遣を受け入れていられない、この改正法の施行前にそういう派遣を受けるのをやめる、むしろそういう、雇用の場が失われるというふうな懸念を言われる方がおられます。ですから、直接雇用のこのみなし規定がかへつて雇用を不安定にするのではないかとこのふうにも言われております。

私、この点についてお聞きしたいのは、このみなし規定というのは、その会社にとつては、いきなり労働当局が来て、これはみなしだ、直接雇えというふうに言われて指摘されたらたまたま、だから、その線引きが不明確なら、もうこれ以上派遣を雇えないというふうなことが起きるんじゃないかというふうに言われています。

その線引きについて明確にできるのかどうか、この点についてまずお聞きしたいと思ひます。

○長妻国務大臣 まずは、これまで、専門二十六業務というのがどういふ業務かというのは、規定はもちろんありましたが、その中身についてわかりにくいという御指摘もありましたので、ことしの二月八日に通知を出させていたでいて、この二十六業務についての解釈を詳細に出させて

ては、「文書作成ソフトを用い、文字の入力のみならず、編集、加工等を行い、レイアウト等を考えながら文書を作成する業務」など、そういう数項目に及ぶ、それぞれの一定の定義を出させていただきました。

そして、そのプランに基づいて、ことしの三月及び四月に、全国で八百九十一件の指導監督を実施しましたけれども、これについていろいろな違反がございました。そして、企業からの個別の問い合わせというのもございましたので、今月の二十六日に、質疑応答集として、さらに詳細な応答集をまとめて、都道府県の労働局に出させていただきました。

この質疑応答集を踏まえて派遣元事業所や派遣先で対応いただければ、法違反になるかどうかについて一定の解釈というのができると思いますので、これを広く周知して、適正に専門二十六業務派遣が行われるように指示をしていきたいというふうに思います。ちなみに、この質疑応答集は、本日の朝十時に厚生労働省のホームページに掲載いたしました。

○大村委員 要は、この二十六業務の応答集とかいろいろな疑義応答集、それから、そもそもの派遣事業の業務取扱要領というこんな分厚いもの、その解釈通達というのはどのぐらいあるんだと言ったら、こういうのが次から次へと出てきます。こんなに厚いんですね、こんなものと同じなものは、こういったものを一々一つ一つについて線引きをする、でも、これは人間のやることです。さらにさらにマージナルなところがいっぱい出てくるわけですね。

ですから、そういう意味で、そもそも派遣事業の、これだけの解釈通達がないと運用できない、それも、いきなり県の労働局がどんと来て、こちら、これは違うぞというように、違法だなんて言われるようなことがあったらたまたまぬという中で、今回のみなし規定というのがさらにこの解釈通達をまたふやし、そしていわゆる裁量行政をふやしていくんじゃないか、極めてその扱い

が不透明じゃないかという声が、派遣といえますか、現場で実際派遣労働者を受け入れている企業さんの方でそういう声が出ているのは事実でございます。

そういう意味で、私は、今回のみなし規定の制度、法のつくり方もやはり若干問題があるんじゃないかと思えますし、それ以上に、これだけの通達をやって、それでもまだ線引きが不明確だ、こういう、いわゆる行政がこれだけの解釈通達をつくり、それでもまだこれからふえていくだろう、そして、線引きが難しい、裁量行政じゃないか、そういったものをこれだけの行政コストをかけてやっていくということが本当にいいのかというふうに思えてなりません。

今回の、こういった行政のツールがなきゃできないというこのあり方について、長妻大臣、いかがですか、こういったのは適当じゃないと思いませんか。

○長妻国務大臣 これは、もちろん一つの事業所で、専門二十六業務、全部二十六種類を一つの事業所で受け入れているところはないわけですが、まして、そこが受け入れている職種について、詳細な定義とかそういうものをよく読んでいただいて、まずは自主的にそれを遵守いただく。そして、それについて違反等があればみなし規定ということになるわけでありまして、それにしても、当然その違反というのが確認をされればの話でありますので、まだ確認もしないうちにそんなことを御指示するというのではもちろんございませぬので、まずは自主的に、そういう枠組みの中というのを御理解いただき、それを守っていただくというのが前提であります。

○大村委員 私が聞きたいのは、要は、行政が、特に労働基準監督署、労基署、それから労働局といったところが個々の企業に、特に今回、派遣の場合は労働局が個々の企業にお聞きをしたら、五年に一回は行くと。派遣事業者に行つて、受け入れているところにも行くということで、指導をするんですというふうに言っておられましたが、こ

ういった解釈通達と、それから全国の労働局の需給調整課ですか、そういったところで常に目を光らせていないと、この制度は運用できない。

膨大なコストと、膨大な、まさに人間がつくるこういった基準を微に入り細に入りつくっていくかきやできない、これだけの行政コストをかけない長妻さんがずっと行政改革の点で、やはりこういう仕事、本当に仕事のための仕事じゃないか、こんなやり方がいいのかというのをよく言っておられたというふうに認識しております。

この規定、制度を法律解釈通達に沿ってやるんだということの答弁じゃなくて、そもそも、こういうことをやらないと運用ができない、それでも派遣の、受け入れているところ、派遣元、派遣先も含めて非常に、労働省の解釈通達で右へ左へ右往左往しているというような実態があります。そういった点について、いかがですか。こういうのは改善しなきゃいけないと思いませんか。その点についてお答えいただけませんか。

○長妻国務大臣 専門二十六業務というのは、派遣という性格上、これについては例外的に派遣の原則禁止を適用しないというものでありまして、それは雇用にも資するし、事業主の事業活動にも資するというものであります。

そして、この取り締まりといいますか、今おっしゃっていただいた需給調整指導官という方々、労働局の職員がチェックをするのでありますけれども、ただ、これは限られた人数でありますので、本当に厳密にやろうとしたら、一事業所に一人張りつけるぐらいの話であります。これはもう公務員が幾らいても足りません。

原則は、基本的に、ああいう細かな定義を出させていただいて、自主的にそれを守っていただくということがまず原則でありまして、そこで違反が疑われる事業が発見されたときには指導する、こういうようなことで、まずは自主的にそれを遵守いただくということで、このみなし制度という

のは、これは要望もかなり多くいただき、労使ともに合意をしてくらせていただいた制度でありまして、問題のあるような派遣であれば、派遣先がその派遣の労働者に対して雇用の申し込みをしたとみなす。ですから、派遣の労働者は、本人が同意すればそこでそのまま雇われる、そういう非常に重要な制度、今回お願いしている法案の根幹の一つだと私は思っております。

○大村委員 いやいや、このみなし規定の話を聞いているんじゃないかと、みなし規定の話は、法律の仕組み方はちよつと私も疑問があるということ、は申し上げましたが、そうじゃなくて、その制度自体のマージナルなところ、限界のところ、非常にわかりにくい。そもそも、この派遣制度自体の、これだけのものをやってみたら運用できないということについて、私は、やはり改善の余地が大いにある、余地どころか改善しなきゃいけない、もっともっとわかりやすく透明にしないといけないということを申し上げているのでございませぬ。

その点について、いわゆる二十六業務じゃなくて、派遣制度そのものについてこれだけの通達をつくって、それも、毎回毎回、聞かれちゃ変え、聞かれちゃ変え、全国に担当部署を置いて、派遣業者をぐるぐる巡回して回っていったら、モグラたたきじゃありませんけれども、ぼこぼこぼこ、だめよ、これはだめよと言って回っていかなく運用できない、こういう制度のあり方というのは、私はちよつと、これはやはり行政コストの問題としていかなものかというふうに思わざるを得ません。この点についてもう一度聞きます。これについて改善をする必要があるというふうにお思いになりませんか。

近藤政務官、済みません、もう結構です。ありがとうございます。さっきのところでお帰りのたかなきやいけなかったのを、済みません、失念をしております。ありがとうございます。また中小企業政策をしっかりとやってください。それで、最後のところでございますが、こ

う派遣制度のあり方、これについては改善をしなきゃいけない、もつとわかりやすく透明で使い勝手のいいものに派遣制度のあり方というのを見直すべきだ、改善をすべきではないかと思ひますが、この二十六業務というに限るのではなくて、こう思ひますけれども、その点についてはいかがですか。一言で簡潔にお答えください。もう時間が来ているので。

○長妻国務大臣 これは、専門二十六業務というのは、さつき申し上げたニーズがあるわけでございますので、これについて、本主に自主的に事業所がQアンドAも見えていただいて、それを守っていただければ、極論すれば取り締まる人は要らなくなるということでありますが、当然そういうことにはなっておりませんので、必要最小限の四百三十一人の需給調整指導官ということでありまして、この数が多いか少ないかはいろいろ議論はいただいたところでありますが、必要最小限の人数でそういう違反が疑われる事業について効果的に指導するというので、大前提は、自主的にそれを守っていただくことであります。

○大村委員 そういう観点で聞いているのではなくて、私は、今回、こういう派遣法の運用が、運営がここまでやらないといけないという、この制度のあり方といえますか仕立て方がやはり問題だろうと。要は、予測可能性がない、民間にとつて予測可能性がない。行政が白と黒と黒と白とのかよくわからない、聞いてみなきゃわからない。聞いても、前は白だったのに今度は黒になったとか、そういう話をよくよく聞くんです。

ですから、その一環としてみなし規定を入れた場合、その境界線がどうもぼやけている、そういう状況にもかかわらず、このみなし規定というきつ規定を入れると、ますます派遣制度というのが、そういう方向で使い勝手が悪い、そして裁量行政の何か見本みたいになつていくんじゃないか、そういう声を聞くものですから、そもそものあり方として改善をしていただきたい。

そして、そういう中でいくと、このみなし規定

というのは、今回これを入れるのはいかがなものかということをお願いしているのではありません、これは引き続き申し上げていきたいと思ひますし、今回、規制の強化のことでありますが、派遣制度の、こういう通達から陣立てからしない運用できないということをもそも見直す必要があるということをお願い申し上げておきたいと思ひますし、これからも申し上げていきたいと思ひます。

そこで、厚生労働省が三月十八日にホームページに公表したもので、規制影響分析書というのがございます。これは、新たな規制といひますか、規制の新設改廃をした場合に、総務省の行政評価局にこれを提出して、ホームページにアップをするというふうにお聞きをしております。

三月というふうにお聞きをしておりますが、この派遣法の規制について、今回の規制をするのによつて、「便益及び費用の分析」というのがございます。特に、「想定される費用」というのが規制影響分析書の二枚目にあるわけでございます。遵守費用、これは法律を守るために必要な費用というところでありますが、そこには休業手当等の費用が発生する、いわゆる派遣先が確保できない場合でも、派遣労働者の雇用を維持するために休業手当等の費用が発生するということでございまして、法律を守るために規制強化して発生するというのは休業手当だけですか。これしか想定してないということですか。ほかにはありませんか。お答えください。

○長妻国務大臣 これは今おっしゃっていた規制影響分析書ということで、労働者派遣の原則禁止の規制ができたときのコスト、想定される費用ということでありますけれども、これについては、派遣元事業主は休業手当等の費用が発生するといふに書いてございまして、代表的なものとして休業手当といふに書いたわけであり

それ以外に想定されるとすれば、一年を超える

見込み、常時雇用ということをお願いしておりますので、能力の引き上げが必要になることから、派遣元事業主が教育訓練をする際に生じる研修の費用などもある可能性がある、あるいは、派遣元事業主が派遣労働者を常時雇用するためには派遣先を常に確保しておく、派遣先が契約が切れそうであれば次の派遣先も確保しておくということも必要となります。それから、新たな派遣先を探すための費用等々、あるいは、登録型派遣の原則禁止に伴つて、派遣元事業主が派遣労働者を解雇する場合に必要となる解雇予告手当というの遵守費用に含まれるといふふうにも考えるものであります。

○大村委員 今回の法律が施行されて、これは同僚議員からもずっと質問がありました。私もこの間、決算行政監視委員会でも質問をいたしました。やはり禁止の対象になる方が昨年度の調査では四十四万人、今回は半分ぐらひに減つたといふふうなことも聞いております。

いずれにしても、何万人の方が失業の危機、いわゆる働くことを禁止されるわけですから、当然そこで働いていた方は、全員が全員、すばつとはまれば、次のところに行ければいいわけでありますけれども、そうでない可能性が非常に想定される。当然失業の危険性といひますか可能性もあるといふふうにお聞きをしております。

これはあれじゃないんですか、この法律を施行し法律を守るために、これは休業手当と書いてありますが、失業した場合の失業手当とか、そもそも失業が発生するといふことがこの遵守費用に位置づけられるのではないですか。この点はいかがですか。失業手当は入りませんか。また、失業そのものがこの費用に入りませんか。

○長妻国務大臣 これについては、今回、派遣の規制の対象となる方が前回の調査よりも、これは景気の影響といひますか大きいと思ひますけれども、大幅に減つたといふことでございまして、規制の対象となる方が全部仕事がなくならないといふことはもちろんございせんし、我々としては、そ

れが直接雇用と転換される、あるいは派遣元事業所が常時雇用、一年を超える見込みのある雇用に変えていただく、こういうような手はずを支援させていただいて、そういうことがないように努めていきたいと思ひます。

○大村委員 いや、努めていきたいといふことはなくて、同僚議員も申し上げておりましたが、私もこの間の委員会でも申し上げましたが、施策をやる場合に、やはりこういった可能性があるのであれば、それに対する対策を講じていかなきゃいけないと思ひます。これをやっても全然悪い影響はないんだといふふうに言つてしまつたら、もう後の対策は出てこない。

ところが、民間の有識者とかいろいろの方は、この規制によつて失業がふえる、雇用が失われる、そういうことを、ありとあらゆるところの評論家をしてまた有識者の方が、学者の皆さんも含めて、言つておられるわけでございまして。そういう意味で、役所が出したこの規制影響分析で、法律を守ることに費用に失業手当とか失業といふのが全然入っていない、私はまさにこれは強弁じゃないかといふふうに言わざるを得ないと思ひます。

では次に、行政費用について聞きます。行政費用は、その下にありますけれども、派遣先とか派遣事業者、派遣労働者に対して周知するための費用が発生するといふふうに書いてありますけれども、これは周知費用だけですか。私、端的に聞きますよ。要は、派遣で禁止される方々に別の仕事に移つていただく、そういうときに、行政は当然、職業紹介とかハローワークとかそういったところを活用して次のところに行つていただくといふことをやるんじゃないんですか。行政費用にハローワークでこういう方々を紹介するといふことは一切入らなくていいんですか。これは端的にお答えください。

○長妻国務大臣 これは、分析書には、「行政費用」として、「派遣元事業主、派遣先及び派遣労働

者に対して周知するための費用が発生する。」とありますけれども、これについて、追加的に雇用対策というのが必要となる場合もあるという可能性はあります。そのときに、今回の規制の施行によって、先ほど申し上げましたように、すぐに生じるものではないということで、この費用については行政費用としては挙げなかったということです。

先ほどから申し上げておりますように、これは公布から三年以内の施行ということで、製造業の原則禁止、登録型派遣の原則禁止、五年の猶予がありますのは登録型派遣の一般事務の原則禁止ということで、その期間の中で、基本的には我々は、そういう労働者が、何か解雇あるいは規制を原因とした取り扱いがないように、その一定の期間の中できちっとそれを現状把握して、注視して、その方々が規制によってそういう状況になるような場合については、追加的に雇用対策、今も補助金がございますけれども、それを上乗せして強化する等々のことが必要になる可能性はあるというふうに思いますけれども、今、確定的には言えないということで、ここには挙げていないということであります。

○大村委員 ちよつと強弁だと思えますね、それは。要は、あなたの説明だと、ここに書いてある、とにかく法律の周知だけが行政費用でしかないと言われない。三年猶予期間があるんだからその間に、今、あなたの言い方だと、その間に自分で仕事を見つけてこいというふうにしかとれないんですね。

私は、そこで現に働いている人がいる、しかし法律でもってこの働き方は禁止される、では、猶予期間があっても、その間に、ではそういう人たちにやはり次の仕事に移っていただく、当然、厚生労働省には、ハローワーク、職業紹介のところがあられるわけですから、その職業紹介がこういう機能を使得って、そういう方々に新しい職に行っていただくということになるんじゃないんですか。

それはしないんですか、そういうのは。何か、そういう可能性があったらそのときに追加対策を考えますという、非常に私は、これはちよつと問題だというふうに言わざるを得ません。要は、この規制で働き方を禁止しておいて、その後のことを考えないということをはしなくも今言われたというふうに言わざるを得ないわけでございます。

先ほどの同僚議員の質問の中でも、いわゆる四十四万人の方が、この働き方が禁止された、そのときの、その人たちが失業したらどうなるのか、そのシミュレーション、予測は、それについても全くお答えにならない。現に、その人たちは失業しないんだとしか言われない。そんなことないですよ、現にそこで働いているんですよ、その方々は。働いている方々の働き方を禁止しておいて、その方々がどこに行くかを全く、予測も、シミュレーションも、対策も打たない。

それから、厚生労働省が発表しているこの資料では、行政費用は周知費用だけだ。ハローワークというものがあんなら、そういうたもので職業紹介をしていくという費用を全く入れない。私は、これは、ただ単に規制を強化して、あとはもう自分たちで自由にやれというふうに言っているのと等しいと言わざるを得ません。やはり、そこで働いている人たちが、きちつとそのまま、引き続き職が得られるように、雇用を確保できるようにやっていく必要があると思います。

そういう点、まだ不透明でありますから、引き続き、この点についてはこの委員会ですっきりとたださせていただきます。来週の強行採決ということがあるかもしれませんが、そんなことは絶対に認めない。さらに引き続き、重要広範議案でありますから、この後の理事会で、総理の出席も、そして参考人の質疑もしっかりと要求をしていきます。

以上です。

○鉢呂委員長 次に、坂口力君。

○坂口(力)委員 半日間休ませていただきましたが、委員を交代してもらっておりましたら、出て

まいりましたら委員長が交代になっておりまして、世の中の移り変わりの早さを感じるわけでございます。

前委員長も、非常にまじめに、よくおやりをいただいたというふうに思っております。政治家というのは、病気になるにしても病気でないと言いつても病気になることもありますし、病気でなくても病気だと言わなきゃならないときもあるし、なかなか複雑なものでございますが。

委員長、鉢呂委員長は国対委員長もお務めになりました。ベテランでございますし、あるいは幹事長が何と言おうと、毅然としてひとつやり抜くということでもよろしくお願いを申し上げます。

さて、委員長に対する小言はそれだけでございますが、けさからこの派遣法に対するファクスの部屋、物すごい数のファクスが来るわけですね。私の部屋、ファクスは古いものですから、詰まってしまう。動かなくなるほどたくさんファクスが来る。非常に関心が深いんだ、それだけ関心が深いんだというふうに思っております。

中を拝見してみますと、いろいろですけども、今回の派遣法というのは中身が抜け穴だらけだ、これでは派遣法の改正にはならないという趣旨のものもあれば、あるいはまた逆に、この改正法をやってもたらした我々中小企業はやっていけなくなるという逆の御意見の方もありますし、反応はさまざまでございます。

そうした中でございますので、これはしっかりと議論をやつていかなきゃならないというふうに思いますが、確かに、今回の法律案を見ておきますと、表面、一通り見ただけでは、これはかなり改正をされた、今までのものに比較をいたしますと非常に改正されているというふうに思うんですが、しかし、よくよく見るとそうでもない、抜け道も確かにあるということも事実でございます。

私は、どの法律を改正するときもそうだと思うんですが、この法律も、法律の中だけを見ており

ますと、それは一歩前進の面も多いというふうに思いますけれども、しかし問題は、働く人たちの労働環境、労働条件というものが改善をされるかどうかということが一番の中心だろうというふうに思います。

それで、この派遣法という法律の中だけではなくて、もう少し広い範囲で見たときに、派遣法が厳しくなつて、そして余り派遣切りだとかそういうことができないようになる。そうすると、雇う側からすると、この派遣の中だけではなくて、どんな雇い方を今度はしてくるのだろうかということも考えましたときに、一番考えられるのは、一つは、請負業と派遣業との間が一体どうなるのかということでございます。

かつては、派遣業がなかったときには皆、請負業だったわけですね。どの自動車の製造工場に行きましても、それぞれの部分部分で何々組と言われるような請負業の人たちがそこへ入つてきて、そしてお仕事をなすつていた。偽装だとか何とかという言ひが言われたりするようになってきて、そして派遣、派遣という働き方ができてきて、派遣の方になり移つていったと思うんですけれども、移りましたら移つたで、今度は派遣のいろいろの問題点も出てきた。

今度は派遣を、もう少し権限を圧縮すると申しますか、派遣の範囲を狭めて、余り派遣ができないような形にしていこうということになりますと、やはり、またもとの請負業の方に戻っていく可能性はあるのではないかと、こういうふうには思っているわけです。

それで、きょうは初回でありますから、余り具体的なことを申し上げるのではなくて、大枠のところのお話を少しさせていただきながら、そして御意見をお伺いしたい、こういうふうには思います。

請負業というのは、外でやっておりましたらこれは下請ですね。下請企業ということになります。しかし、企業の中へ入つてやっておりましたらこれは請負業という感じになる。外と中で分け

るだけでは、それは分けられない部分もありますけれども、中でやっている場合には大体、請負業ということでやっていったケースが多い。

そうしますと、今まで派遣でおやりをいたしていた皆さん方が、派遣は厳しくなるから、今度またもとの請負業だということで、請負の方にわっていかれる。請負に戻られた労働者の皆さん方は、派遣のときと一体どれだけ労働環境がよくなったのかといえば、これはなかなか、そうはよくならないだろうというふうに思っています。

そこで、きょうお聞きしたいのは、中でやっている請負業とそれから派遣とを比較したときに、どんな違いがあるのか。

例えば正規雇用率というのは、これは派遣業と請負業とどんな違いがあるのか、あるいは平均手取り賃金というのは、これは請負業と派遣業と一緒になのか、違うのか、そういうことを少しお聞きしたいと思っています。

そうでないと、派遣の改正案を出して、ここはでき上がったけれども、しかし、派遣の外で今度は仕事をおやりになる方が全然よくならないというのでは、これは働く皆さん方にとって前進にならないわけでありまして、そのところはこれからどうしていくかという大きな問題があるというふうに思っておりますので、ここは、きょうは大臣、副大臣に、いずれでも結構でございますから、それぞれ、得意とするところは得意とする方にひとつお答えをいただくということで結構でございますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

まず最初に、派遣業と請負業の間に、先ほど言いました正規雇用率、これはどれくらい違うのか、違わないのか、あるいはまた、請負業の場合にはなかなか統計のないものもございまして、比較にならないのか、そうしたことも含めて、ちよつとお答えをいただきたいと思えます。

○細川副大臣 坂口委員の御質問にお答えしたいと思いますが、派遣の規制が強くなっていくと派遣から請負の方に移動するのではないかと、移動し

たときに派遣と請負の関係でどのように違うかというところで、まずは、派遣業と請負業の間での正規雇用率がどう違うのか、こういうことの御質問でございましてけれども、結論から申し上げますと、正規の雇用率というのは把握をいたしております。まことに申しわけないと思えますが。

というのは、正規雇用率というものについては法律上規定がなくて、そういうことで派遣と請負の中で正規の雇用率ということでの統計というものがございまして、まことに申しわけないんですけど、それについての把握はしていません。

○坂口(力)委員 いえ、断つていただく必要はないんです。これは前からなかったんです。請負業というのは、言ってみれば一般の企業ですから。だから、請負業だけの法律というのは存在しないし、一般企業としての各種労働法規がかかっているだけでありまして、請負をしてるところだけの統計というのはなかなかとりにくいことも事実なんです。

インターネットで調べてみますと、例えば電機ですとか自動車ですとか、特別な部分の企業体のところについての統計というのは、それぞれおやりになって、出しておみえになるところがあるんです。ですから、ある程度はあるんだろうというふうに思いますけれども、はっきりしたところ

が、とにかくここはわからない。

だから、派遣業で正規雇用の人がどれだけあったのか、派遣業を厳しくしたら、今度はそれが、働く人たちは請負業に行つて、そして、そこでよくなるのかどうかということも、今までの統計がないということになりますと、これはなかなかつかみにくいということも事実でありますから、ここは何か特定してもいいと思うんですがね。自動車産業なら自動車産業、あるいはもう少し広めて製造業なら製造業、あるいは電機製造業なら電機製造業、それは狭めてもらつてもいいと思いますけれども、そこで一体どうであったのかということとは少しやはり把握をしてもらわないと、今回の

改正案で結果がよくなるのかどうかということがつかみにくいということがあります。

これは二〇〇七年の七月に出ております製造業請負事業の適正化に向けてのガイドライン、これは厚生労働省がお出しになったんだと思うんですが、出ております。

この中にもいろいろなことが書かれておりますが、この中に書かれておりますことは、請負労働者の雇用の安定と待遇の改善を図ることが大切である、請負事業主向けのガイドラインと発注者向けのガイドラインが策定されるといったようなことが書いてあつて、そして、請負労働者には若年労働者が多いこと、それで製造現場で大きな役割を果たす働き方をしていること、これら製造業の請負事業で働く若年労働者が、技術、技能を蓄積しなければならぬといったようなことが書いてあつて、そして、この請負労働者はそれ以外の労働者に比べて早期に離職に至る傾向が強い、短

な期間でやめていく人たちが多いということが出ている。

だから、ガイドラインというのを出して、しっかりとやるようにということなんだろうというふうに思ふんですが、その離職が多いというのは、やはりそこに労働条件が悪いということがあつて、やめていく人が多いんだろうというふうに思ふわけです。

ですから、少し、請負業に対する新しいガイドラインも出されるというお話も聞いたことがございますが、その点をしっかりと踏まえて、新しい法律ができたかどうかというところがわかるようにしていただかないと、あるいはまた、少なくとも過去にはどうであったかということ把握してもらわないと、この派遣法を改正するののいいのか悪いのかということの結論がなかなか出てこないということでありまして、ひとつ、そこはしっかりとやりをいただきたいというふうに思います。

もう一つ、派遣業労働者と請負業労働者は、平均の手取り賃金の差というのはあるんでしょうか

ね。これは、手取り賃金というのは同じぐらいなのか、それとも違うのか。その辺は何かあります

か。

○細川副大臣 派遣業と請負業者の賃金の違いについての先生のお尋ねでございましてけれども、これはちよつと古い統計で失礼でありますけれども、平成十七年の調査であります、製造業の請負で働く労働者については、時給については千九百円、平均月額給は二十万五千円というふうになっております。

一方、そのときの調査におきまして、派遣で働く労働者については、その賃金について、平均的な時給は千二百二十円でありまして、平均月額給については十八万九千円ということになっておりまして、多少違いはありますけれども、労働条件で大きな違いはないのではないかとこのように考えております。

○坂口(力)委員 この表は私ももらつたんですが、この時給額で見ると、一時間当たりで見ますと、派遣の方は千二百二十円なんです。請負の方は千八百・七なんです。若干の違いがある。これも派遣の方が高い。ところが、月収で見ると、派遣が十八・九万円で、請負の方が二十・五万円、これは一体何を意味するのかよくわかりませんが、時間単位で見ると派遣の方がいいけれども、一カ月の給料で見ると請負の方がいいという結果になっていて、いずれにしても、大きな差はありませんから、差がないと言つた方がよろしいのではないかとこのように思います。

そういたしますと、これは、賃金におきましても、派遣にお見えになった皆さん方が、派遣業をやめたところが請負業になって、請負業になったとしても、賃金がえらい上がるわけではなさそうだとこのことが言えるのではないかとこのように思ひます。

もう一つお聞きしますが、派遣業の方のマージン率というのが問題になりまして、派遣をおやりになっているところが、いわゆるピンはねといふ言葉は悪いですが、派遣先から受け取つ

た額の中からどれだけを派遣元が取って、そして働く人たちにどれだけ渡しているのかということが議論になって、いわゆるマージン率というのが問題になる。

これは、派遣の方は大体出ているというふうに思うんですが、請負の方は、これはどれだけかというところがわかるのか、わかっていないのか。もう一度御答弁いただきます。

○細川副大臣 派遣と請負につきましては、雇用の形態というのが全く違う形態でございます。これまでいろいろ問題になってきたのが、派遣業におきます派遣先からもらった料金と派遣労働者に対する支払いとの差がどういうふうにあるのかということ、マージン率が大変問題になって、そのことについての調査はございますけれども、この請負業につきましては、そういう意味で、これまでマージン率というように把握したことはございませんので、どういう差があるかということとはちょっと比較できないところでありまして、けれども、この派遣につきましては、一般労働者派遣事業と、それから特定派遣事業についてのマージン率は少し違っておりますけれども、このことについては御説明申し上げますか。

では、御説明いたします。

常時雇用をしている派遣業、これは特定労働者派遣事業でありますけれども、このマージンは八千二百五十五円、派遣料金の三五・四％。それから一般労働者派遣事業、これは五千九百四十四円でありまして、派遣料金の三一・二％のマージン率になっております。

○坂口(力)委員 そうしますと、今お聞きしますと、派遣の方は三五・四％のマージン率、一般労働者の方で三一・二％、三〇％台前半から真ん中ぐらいなところのマージン率だということがこれでわかるわけですが、同じようなところで働いている請負業のところ、これは働き方が違うというふうに言われます。

しかし、自動車産業なら自動車産業の中で働きます場合に、そうしますと、そこで必要な機械器

具等は、いわゆる請負業をする方が持たなければならぬとか、お金の用意をしなきゃならぬとかいうことは、それはあるでしょう。しかし、派遣先にして、請負先にして、その企業から一人当たり幾らもうというの、大体同じようにもらっているんだと思うんですね。

それで実際、どれだけ渡しているかということがあるわけありますから、請負業の方もマージン率というものはあると思うんですね。だから、そこがわからなければ、派遣業を厳しくしました、そうしましたら請負業になりました、請負業に行きましたらマージン率がさらに下がりましたというのでは、働く人たちはたまったものではない、こういうことになりますね。これも少し私は調べてもらわなきゃいけないと思う。

だんだん時間がなくなってきましたので、もう一つだけお聞きしておきますが、今度は社会保険への加入ですね、社会保険への加入が一体どうなのか。

これは、派遣業の方は多分お調べになっているというふうに思いますが、請負業の方も、請負業の方はそれぞれの独立した企業でありますから、本来ならば全部入っていないやならないわけでありまして、入っていないところもあるということがありますけれども、入っていないところがあるということが厚生労働省から出されたこの資料の中にも指摘されておりますので、多分そういうところもあるのではないかとこのように思います。

ここに比較するものがあるのかないのか、もうちょっとだけ答えてくれますか。

○細川副大臣 製造業の請負で働く労働者につきましては、これは十七年の調査でございますけれども、社会保険への加入状況について申し上げますと、雇用保険は九一・二％、それから健康保険は八二・五％、厚生年金については七六・〇％となっております。

一方、そのときの調査におきまして、製造業のみじゃなくて全体ですけれども、派遣で働く労働者については、雇用保険は八八・七％、健康保険は八五・一％、厚生年金は八二・四％となっております。

りまして、社会保険への加入状況については大きな違いがないのではないかとこのように考えております。

○坂口(力)委員 これは両方比較をしてみますと、一番最初の九一・二％というのは雇用保険です。そうしますと、雇用保険に入っているのは、派遣の方は八八・八％、それから請負が九一・二％。雇用保険は派遣の方もほとんど入っているというふうに思いますけれども、かえって派遣業の方が少ないんですね。三つの数字を並べてみますと、どっちもどっちというぐらいな程度です。ですから、いずれも一〇〇％ではない、よく似たものというようになりますね。

それで、もう時間がなくなってくるわけですが、こういうふうな幾つかの点で派遣とそれから請負というものを比較したときに、比較のできる数字のあるものもあるし、ないものも存在する。そうすると、今般のこの法律改正で、もしこれが通ったとしたときに、働く人たちが、本当にその働く条件が一体よくなるのかどうかということがわかりにくいですが、今の状況では、ということがなります、この法律改正というものの意味が問われることになってくる。ここは少し整理をしていただく必要があるのではないかとこのように思います。

請負業全体で見るということはなかなか困難だと思えますけれども、特定の部分に限ってでもいからひとつ調べていただいて、比較をしていただいて、製造業なら製造業の中でのどうかとといったようなことを少し出していただいた方が、出していただいた方がじゃなくて出してもらわないと、きちんとした整理ができないということでございます。

この続きは次のときにお聞きをさせていただきますので、きょうはこれだけにさせていただきます。

ありがとうございます。

○鉢呂委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

労働者派遣法について、本会議で代表質問を行ったのは四月十六日でした。それから一カ月半近くたつて、きょうがようやく第一回目の委員会質問であります。それなのに、与党内からは早くも採決日程などが聞こえてきています。派遣法の抜本改正を強く求めてきた全国の労働者や派遣切りされた人たちのためにも、徹底審議をするよう、この場をかりて強く求めたいと思います。

さて、最初の質問は、資料を一枚だけお配りしておりますが、先ほど来既に話題になっております、今、最新の資料で、派遣労働者数百八万人中、今回の製造業派遣と登録型派遣の原則禁止などによって規制の対象となるのは十八万人にすぎないということがあります。このデータが出るまでは、四十四万人がその対象になるということが言われていましたが、今や十八万人で、全体の一六・七％にすぎません。

例外の方が多いいいことをどう見ますか。これは何のために派遣法改正をやるうとしているのかわからなくなりますが、大臣の見解を聞きたいと思います。

○長妻国務大臣 全体の派遣も半減をしたということでございます。これは、ちょうどこの調査が、前回お示したものと今回のものが、調査の時点のちょうど真ん中にリーマン・ショックがありまして、景気の影響で全体も半減し、規制の対象の方も半減をしたということでありまして、景気変動が大きいと思えます。

そして、例外の方が多いいい御指摘でございますけれども、我々は、全体のボリュームを見て判断することでも当然でございますけれども、それと同時に、やはり最低限の安定的な雇用を維持していく、こういう必要不可欠なものについて、労使で合意をしていたいたものについて行き過ぎた労働規制緩和を一定程度戻していく、こういう発想で法案をお願いさせていただいて、こういう趣旨でございます。

○高橋(千)委員 今、行き過ぎた規制緩和を一定程度戻していくというお話でありましたけれども

も、ほんのちよつとだなという気がしますね。派遣という不安定な働き方をやめさせてと言っているのに、何か聞いていますと、派遣でちゃんと働けるように、そう言っているように聞こえるわけです。やはり、それは違うだろう。

先ほど来、自民党の皆さんなどは、規制すると派遣切りが起こつて失業者がふえるじゃないかというようなお話があるわけですが、もう既にいいだけ切られてしまったわけですね。大手の自動車産業などは派遣労働者がいなくなるくらい切ってしまった中で、今規制すると切られるだろうか。本当はそういう議論ではなくて、派遣切りされた皆さんが、もうこのような派遣という働き方、物扱いされる働き方をやめさせてほしい、そのことを訴えているということをちゃんと受けとめて、それにふさわしい改正でなければならぬというのをまず指摘しておきたいと思うんです。

そこで、まず、今回、常時雇用される者を規制の対象外としております。そうすると、常時雇用だけの特定派遣業と、登録型、常用型の両方ある一般派遣という区別が意味がなくなると思います。それであれば、この際、区別をなくし、すべて許可制にするべきではないでしょうか。

○長妻国務大臣 今現在は、御存じのように、専門二十六業務について許可制ということになっておりますけれども、それ以外は届け出制ということでありまして、これをすべて許可制という御趣旨だと思えます。

これについては、今回の法案でもそれは書いてございませぬのは、それをすべて許可制にいたしますと、一定程度の自由な経済活動あるいは自由な労働市場、当然、規制というのはきちっと今回かけるわけでありまして、それについて、やはり強過ぎて、経済活動あるいは労働市場について制約をかけ過ぎるのではないかという懸念も出てくるのでありますので、今回はそれは盛り込んでいないわけでありまして、

○高橋(千)委員 今の区別の問題も含めて、一切

検討が今後なされるんですか。もう一度。

○長妻国務大臣 これについては、すべて許可制にいたしますと、先ほど申し上げましたように、非常に、自由な労働市場あるいは経済活動について、今回も一定程度の規制をかけるわけでありまして、それについて規制が過度になるという懸念もございしますので、今の時点では検討はいたしません。

○高橋(千)委員 今後の検討でさえもないということでありました。

私は今、大臣の答弁に本当にがっかりしたんです。改めて自由な経済活動ということが強調されて、正直言つて、どれもこれも規制が緩いわけなんです。いわゆる禁止するところも例外があるし、今の事業所のところでも、許可制には全部はならないのだとお話している。あるいは、この後出てくるみなし雇用の問題ですとか、労働者の保護の問題にしても、全体として緩いんだ。では、どこかで厳しくするものがきちんとなければ救いがないじゃないかということを私は言っているわけなんです。この点は、重ねて要望しておきたいと思えます。

続けます。

そもそも、九九年に労働者派遣が原則解禁になったときも、製造業派遣は二〇〇三年まで禁止業務として残ったわけで、その後解禁になったわけですから、その理由は何かあったのでしょうか。政府参考人に確認したいと思えます。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

先生今御指摘ありましたように、平成十一年の派遣法改正では、このときには原則自由ということにしたわけでございまして、製造業務の派遣につきましても、いわゆる製造業務で働く方の我が国の労働者に占める割合の大きさ、あるいはまた我が国の労働者の労働条件の決定に与える影響の大きさ、こういうものを勘案いたしました。激変緩和の観点から、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならないというふうにしたところでございます。

○高橋(千)委員 今、製造業の労働者の割合が大きいことや影響の大きさというお話がありました。そのほかにも、偽装請負の問題が既にあったと思えますし、雇用責任があいまいだということなども指摘をされたのではないかと思っています。

とりわけ、二〇〇三年の解禁後からわずか三年間で、製造業の労災が九倍にもなった。こういう結果に示されるとおり、矛盾が集中的にあらわれたのではないかと。私は、改めてこの原点に戻つて、製造業派遣はきつぱりと禁止をするべきだ、このように思っております。

そこで、象徴的な事例を一つ紹介したいと思えます。

昨年の十二月二十一日、東京高裁は、七名の女性が争つていた資生堂と請負派遣会社アンフィニの非正規切り事件について、横浜地裁が十月九日仮処分申し立ての却下をした決定を取り消して、労働者に賃金支払いを命ずる逆転勝利決定をいたしました。

資生堂とはだれもが知っているあの大手化粧品メーカーであります。花形商品である口紅をつくっているのは資生堂鎌倉工場ただ一つであります。その鎌倉工場でも働いていた女性たち、人によって違いますけれども、大体八年間くらいです。幾つかの派遣会社と派遣契約を繰り返して、ね、そして、〇六年から、資生堂が誘致した派遣会社であるアンフィニの派遣社員となつて、派遣契約を結びます。これを長く続けると契約の期間制限に触れるということで、今度は請負に切りかえて、同じアンフィニの請負社員となる。結局、ずっと同じ工場ですと、同じ仕事をしていたわけでありまして。

昨年十二月末までの一年契約だったにもかかわらず、突然四月に、五月いっぱい契約を打ち切るといふ新しい契約書に無理やり、仕事と呼び出されてサインをされました。二十二名の指名解雇でありました。たつた一日休んだだけで、出勤率が悪い、こんな理由をつけられるなど、明らかに

不当解雇でありました。

彼女たちは、フルタイムで働き、今やラインリーダー、サブリーダーとなつて後輩を指導し、正社員と一緒にリーダー会議に参加をして、指揮命令も当然受けています。まず、このような事例は既に直接雇用の対象になると思えますが、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 今おっしゃられた個別事案についてはお答えは差し控えたいと思えますけれども、一般の例、一般的見解で申し上げますと、まず、今、一つは期間の問題でございまして、基本的には、派遣可能期間を超えて引き続き労働者を使用するときは、派遣先は、派遣元から派遣停止の通知を受けた場合は、派遣労働者に雇用契約の申し込みをしなければならぬというようなことがございまして。

この派遣元からの通知がなければ、派遣可能期間を超えて派遣を受け入れた場合であっても雇用申し込み義務は生じないということでありまして、けれども、今回の法案ではみなし規定がございまして、これについて、例えば偽装請負だというふうになりますと、派遣先が雇用申し込みをその労働者にしたとみなされまので、労働者が拒絶しない限り、同じ条件で雇われるということになるのかと思えます。

○高橋(千)委員 明らかにこれは偽装請負でありまして、みなし雇用の対象になるのかなというふうに、今の大臣の答弁を聞いていても、それは個別だからということでお答えできなかったと思えますが、確認できたのかなと思えます。

先ほど来、坂口委員が請負と派遣の違いなるものをいろいろ御質問されておたつたわけですが、今後、製造業派遣が原則禁止になるということで、請負に切りかえるということも多いかと思つております。

このアンフィニの場合は、まさにそれを先取りしているわけです。同じ会社なんですね、派遣会社であり、請負会社である。ですから、会社の中には指導できる者はありません。本来ならば、自

己の雇用する労働者という言葉があるわけですが、自分たちが技術を持ってその口紅の製造の仕方を教えることはできないんです。

○高橋(千一)委員 資生堂は、昨年三月の決算で百二十一億円の収益を上げて、株主配当も増配、二百一億円を出す優良企業であります。有名女優さんを一堂に集めて出演させているあのシャンブー

○長妻国務大臣 今回の規制があつて、派遣からいろいろな労働者の、規制対象の方の移動が起こるということを我々も支援していきたいと思いま

○高橋(千一)委員 今、派遣先の意思があることが

のコーンシヤルが大変有名でありますけれども、実は、広告費だけで五十億円使っているんです。ランキング一位だと。ですから、わずか二十

これからは個別の話ではありません。今のは象徴的な事例としてお話をしましたけれども、し

○長妻国務大臣 技能の伝承あるいは継承とい

○高橋(千一)委員 今、派遣先の意思があることが

多いだろうということをお認めになったと思いま

○高橋(千一)委員 今、派遣先の意思があることが

○長妻国務大臣 まずは、今回お願いしている法

○高橋(千一)委員 今、派遣先の意思があることが

いう立場に立つて見直しをしていただきたい、こ

○鈴木委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

きょうは、重要法案であります派遣法の私の第

○長妻国務大臣 まずは、先日発表しました、今

○高橋(千一)委員 今、派遣先の意思があることが

の雇用見込み、常時雇用というような形で雇っていたことを後押しする。あるいは、先ほど来話が出ておりますけれども、請負という形で移行するということも直接雇用でありますし、派遣先に直接雇っていたということも重要でございますので、その猶予期間の中で、そういう方々が今申し上げたような形で、職を失わないような、そういうサポートを我々としてはしていく。

具体的に、今もあります制度としては、派遣労働者雇用安定化特別奨励金ということで、派遣労働者を直接雇用する事業主に対する助成制度というのがあるわけでありまして、それらを使つて下支えをしていきたいと思ひます。

○柿澤委員 鳩山内閣そして長妻大臣の方針による法改正によって、十八万人の方々は、時期はともあれ、一たんは失業というか、働く場が働き方の選考を強いられるわけですね。ですので、そういう方々に対して、不安を抱く必要はない、ほとんどの人は今の職場、希望する職場で働き続けることができる、あるいは正社員なり直接雇用なり、そういう手だてをきつとやるよ、こういうことをもっとクリアに約束すべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○長妻国務大臣 これは、まず一義的には、雇用というのはもちろん言うまでもなく景気の影響を大きく受けますので、今後、これら派遣の方々、我々としては新成長戦略などで雇用のパイを広げていきたいというふうに考えております。

ただ、いずれにしても、今回の法案の規制の影響で職を失うということはあつてはならないというふうに考えておりますので、それらの方々がそうならないような対応を、先ほど来申し上げているような、ほかの形態、あるいは同じ形態でも常時雇用などに移行できるように我々も後押しをしていくということを申し上げております。

いずれにしても、今回の法律は、今のお話ではマイナス点を言われましたけれども、もちろんプラスの点として、やはり直接雇用をするということで、労働者の顔を見て、そしてその顔を見る人

が雇う雇用主であるということでありまして、労務管理もより適切にできることを目指しているところであります。

○柿澤委員 本場にそういう方向に向かうんですね。

まず、この法改正によって正社員化が進むのかというところでありますけれども、日本生産技術労務協会が去年行った調査では、派遣社員を雇っている企業のうち、派遣法改正後、正社員を雇いたいという声は全体の一〇％にすぎなかった。今進んでいるのは、派遣の請負化じゃないでしょうか。ことし三月、人材エージェンツ企業を対象とした調査というのがあるんですけども、これを見ると、派遣法改正に伴う事業転換、変更についての項目で、四九％が業務請負の強化ということを見たと、人材エージェンツ企業は挙げている。

今、ホームページとかで見ると、労働局が教えない本場の請負化セミナーとか、要は、派遣を転換して請負にするノウハウを伝授する、そういう講習会とかいうかセミナーが山のように出てきます。

請負は、いわゆる法の網がかかっていない、だれでも行える、そして労働契約、雇用契約でないため労働基準法が適用されない、こういうことが言われています。この派遣の請負化というのは望ましい方向なんでしょうか、お尋ね申し上げます。

○長妻国務大臣 これは、先ほど来の御議論を聞いておりますと、派遣が請負になるのは似たようなものなんじゃないかと、あるいは派遣が非正規雇用で直接雇用されるのは似たようなものではないかというお話がありますけれども、我々の基本的な考え方というのは、やはり直接雇用を基本としていきたいということがこの法案の根本的な理念であるわけであります。

つまり、目の前にいる労働者を雇用する、しない、あるいは働いている途中で解雇をするということは普通は雇用主がやるわけでありまして、これも、目の前の労働者が派遣であれば、自分は雇用

していないので、ある意味では安易に契約を切るということがないように、やはり直接雇用ということが雇用の安定や労務管理についても資することであるというふうな考えであります。

派遣労働者、それは一番望ましいのは正社員に雇われる、本人の希望にもよりましますけれども、ということでありまして、その方が請負あるいは非正規で直接雇用をされるということは、一概にそれは何か同じようなものだというような受け止めは我々はしていません。

○柿澤委員 大臣、私は、派遣の請負化が進むと、むしろこれは、もともと労働者は、場合によっては不安定かつ非常に危うい環境で仕事をしなければいけないということに結果的になつてしまふのではないかと、こういうことを懸念して申し上げているわけであります。

派遣労働者の、今派遣で働いている方々のこれから待遇の改善や雇用の安定化、こういうことを目指してこの法改正が行われているというふうに思っていますので、そういう意味で、直接雇用ならいいんだということにはならないのではないかと申し上げておきたいと思ひます。

だれのために派遣法改正をやっているのかというのを最後に伺いたいと思ひます。派遣労働者がそれを望んでいるのかという問題です。

経済産業研究所が四月に発表した派遣労働者対象のアンケート、その抜粋をお配りしていますけれども、登録型派遣の原則禁止に、賛成わずか一〇％、反対三四・二％。なかなかなく、日雇い派遣の方が登録型派遣禁止に、賛成一二・八％、反対四二％。登録型派遣を続けたいと思つているかという項目、日雇い派遣の方々は五一・三％、常用型派遣に転換したいと思つている日雇い派遣の方々はわずか一四・一％です。日雇い派遣の方々が、登録型派遣の原則禁止の法改正に大部分が反対であり、これまでどおりのワークスタイルで働き続けたい、そういう意向がこの調査では読み取れてしまふのではないのでしょうか。

政策転換による失業の不安についてもそうです

けれども、政策転換による失業の不安が大きい、四〇・四％、そして、不安を感じていない、わずか九・六％。今までどおりで必ずしも悪くないんじゃないか、失業してしまうかもしれないような余計な法改正はしないでくれ、この数字を見ると、派遣労働者の皆さんがこう言っているようにしか見えないように思ひます。

経済産業研究所のこの数値を踏まえて、一体これはだれのために法改正を行おうとしているのかということをお伺いしたいと思ひます。

○長妻国務大臣 今回の法改正は、言うまでもなく、労働者のための改正だというふうに考えております。

今おっしゃられた統計については、登録型派遣の労働者二百四十人に聞いて、複数選択ということであります。

ただ、今おっしゃられたような数字というのも我々も受けとめる必要があると思ひますのは、こういう方々が、規制が成ると、非常に自分たちが将来どういうか、解雇されてしまふのではないのか、こういう御不安を持っている方が多いというふうに解釈すれば、我々としては、そうならないような、先ほど来申し上げているような対策をとっていくということであります。

しかも、登録型派遣ということで労働者の方に聞いておりますけれども、これについても、登録型派遣すべてが禁止されるといふふうに思つておられる方もいらっしゃると思ひます。そうではありませんが、登録型派遣の中でも、一年以上の常時雇用の登録型派遣は禁止をしないわけでございますし、猶予が三年あるということでありまして、我々としては、その間にそういう御不安がないような政策、対策を打っていききたいというふうに考えております。

○柿澤委員 時間も過ぎておりますので、そろそろ終わりにしなければなりませんけれども、まさにそういう意味で、前段で、この対象となる方々に対して明確なコミットメントというかメッセージ

ジを送る必要があるのではないかとということを書き上げたつもりです。

施行は三年、そしてプラス二年、こういうことだ、あるいは、すべてが対象になっているわけじゃないという話をされますけれども、こういう話をされるということ自体が、今回の法改正のあり方が、全体的な派遣労働のあり方の抜本的な見直し、レビューになっていないことのあらわれに思えてしまいます。

そういう意味で、そのことを最後に申し上げさせていたでいて、次の回でまた質問させていただきたいと思うので、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○鉢呂委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

独立行政法人地域医療機能推進機構法案に対する修正案

独立行政法人地域医療機能推進機構法案の一部を次のように修正する。

第十条中「平成二十一年法律第 号」を「平成二十二年法律第 号」に改める。

附則第一条ただし書中「第八條及び第十四條」を「及び第十三條」に改める。

附則第四条に次の一項を加える。

2 機構は、施設の運営を前項に規定する者に委託した場合において、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るためにその者が引き続き運営を行うことが適当である施設として厚生労働大臣が定めるものについては、同項の規定にかかわらず、平成二十五年四月一日以後もなお、当該施設の運営をその者に委託することができる。

附則第七条のうち独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構法第二十条第二項の改正規定中「平成二十一年法律第 号」を「平成二十二年法律第 号」に改める。

法律第 号に改める。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

附則第十条のうち特別会計に関する法律第百十一条第三項第一号の次にルを加える改正規定中「平成二十一年法律第 号」を「平成二十二年法律第 号」に改め、附則第十条を附則第九条とし、附則第十一条から附則第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案

（障害者自立支援法の一部改正）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「高額障害福祉サービス費」を削り、「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第五

款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第三十六条第五十一条）」を「第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指

の整備等（第五十一条の二）第五十一条の四）定相談支援事業者（第三十六条第五十一条）」に、「第四節 補装具費の支給（第七十六条）」を

「第四節 補装具費の支給（第七十六条）」を第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第七十六条の二）」に、「第七章 審査請求

（第九十七条）第百五条」を「第七章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務（第九十七条）第百五条」に、「第八章

（第九十六条の二）第九十六条の四）」に、「第八章」を「第九章」に、「第百六条を「第百五条の二」に、「第九章」を「第十章」に改める。

第一条中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第二条第一項第一号中「その有する能力及び適性に応じ、」を削り、同条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第三条中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第四条第一項中「精神障害者（の下に「発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、」を加える。

第五条第一項中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加え、同条中第二十二項を第二十三項とし、第四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第六条中「高額障害福祉サービス費」を削り、「及び補装具費」を「補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費」に改める。

第二章第二節の節名中「高額障害福祉サービス費」を削る。

第十九条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十八条第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 同行援護

第三十九条第三項を次のように改める。
3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第二十九条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十条第二項を次のように改める。

2 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定障害福祉サービス等 前条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）

二 基準該当障害福祉サービス 障害福祉

サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)

第三十一条中「次の各号に掲げる介護給付費等」を「介護給付費又は訓練等給付費」に、「当該各号に定める」を「第二十九条第三項の」に、「これらの規定中「百分の九十」を「同項第二号中「額」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」を「額の範囲内において市町村が定める額」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、前条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二章第二節第三款第三十一条の次に次の一条を加える。

(児童デイサービスに係る介護給付費及び特例介護給付費の支給の特例)

第三十一条の二 市町村は、第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定にかかわらず、児童デイサービスを受けている障害児(以下この項において「児童デイサービス利用障害児」という。)について、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該児童デイサービス利用障害児が満十八歳に達した後においても、当該児童デイサービス利用障害児からの申請により、当該児童デイサービス利用障害児が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き児童デイサー

ビスに係る介護給付費又は特例介護給付費(次項において「児童デイサービス介護給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該児童デイサービス利用障害児が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により児童デイサービス介護給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第十九条から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の場合においては、市町村長は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。第二章第二節第四款の款名中「高額障害福祉サービス費」を削る。

第三十二条第一項中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条第一項中「施設入所支援」の下に、「共同生活介護、共同生活援助」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「又は」を「若しくは」に、「当該指定障害者支援施設等から」を「又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居(以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。)に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から」に、「における」を「又は共同生活住居における」に、「及び居住」を「又は居住」に、「(次条第一項を)(同項)に、」を「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第四項から第七項まで」に改め、同条第三項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第三十五条第一項中「又は基準該当施設」を「若しくは基準該当施設又は共同生活住居」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改める。

「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改める。第三十六条第三項中「第七号」を「第九号」に、「第九号又は第十号」を「第十一号又は第十二号」に、「第十一号」を「第六号まで又は第八号から第十三号」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十六条第三項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「からの」の下に「第六号まで又は第八号から」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「前号」を「第八号」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 申請者が、第四十八條第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通じた場合における当該特

定の日をいう。)までの間に第四十六條第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第三十六条第三項第六号の次に次の一号を加える。

七 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える者)として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備に關して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十八条第三項及び第四十条中「第八号及び第十一号を」第十号及び第十三号に改める。
第四十二条第一項中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第四十三条に次の一項を加える。

3 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
第四十四条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設の設置者は、第四十七条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該施設障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害者支援施設等の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
第四十五条に次の一項を加える。

3 指定相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定相談支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十六条第一項中「、又は」の下に「休止した」を加え、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第四十七条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）
第四十七条の二 都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者若しくは指定相談支援事業者に対する都道府県別の援助を行うことができる。

第四十八条第一項中「に立ち入り」を、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り」に改め、同条第三項中「について」を「の設置者について」に改める。
第四十九条第一項から第三項までを次のように改める。
都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
一 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
二 第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
三 第四十三条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
二 第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
三 第四十四条第三項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
二 第四十四条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。
第五十一条第二号を次のように改める。
二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 第四十四条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、指定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
一 当該指定に係る相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
二 第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十五条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
第四十九条第七項中「第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号、第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。
第五十条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。
第五十一条第二号を次のように改める。
二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 第四十五条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
第四十九条第七項中「第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号、第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。
第五十条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。
第五十一条第二号を次のように改める。
二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 第四十五条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
第四十九条第七項中「第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号、第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。
第五十条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。
第五十一条第二号を次のように改める。
二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

第二章第二節に次の一款を加える。

第六款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 一次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等(そのみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。)又はそのみの園の設置者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等に届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出

を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し、必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等との従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等若しくは指定相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該

届出をした指定事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条第三項中「額は」の下に、「一月につき」を加え、同項第一号中「当該指定自立支援医療(一)を同一の月に受けた指定自立支援医療(二)に改め、」以下この号において同じを削り、「の百分の九十に相当する額」を「から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額」に改め、同号ただし書

を削る。
第五十九条第三項中「まで」の下に「及び第七号」を加える。

第六十八条第一項第二号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第七十六条第二項中「額は」の下に、「一月につき、同一の月に購入又は修理した補装具について」を加え、「費用の額とする」を「費用の額」に、「の百分の九十に相当する」を「を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た」に改め、同項ただし書を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

第七十六条の二 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額を限度とする。))から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に關し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第七十七条第一項第一号中、「その有する能力及び適性に応じ」を削り、「事業の下に」(次号に掲げるものを除く。)を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

第七十七条第三項及び第七十八条第二項中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。

第八十八条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会(以下この項及び次条第五項において「自立支援協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(自立支援協議会の設置)

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第九十二条第一号中、「高額障害福祉サービス費」を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「第九十二条第一号」の下に「及び第四号」を加え、「の支給」を「及び高額障害福祉サービス等給付費の支給」に改め、同条第二項中「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

第九十五条第二項第二号中「第九十二条第四号」を「第九十二条第五号」に改める。

第九十一条中「以下この条において同じ。」を「若しくは第五十一条の三第一項に、「第四十八条第一項の」及び「同項の」を「これらの」に改める。

第九章を第十章とする。

第八章中第六十六条の前に次の一条を加える。

(連合会に対する監督)

第一百五十五条の二 連合会について国民健康保険法第六十六条及び第八十八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第九十六条の三に規定する障害者自立支援法関係業務を含む。)」とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

(連合会の業務)

第九十六条の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項(第三十四条第二項において準用する場合を

含む。)及び第三十二条第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費の支払に関する業務を行う。

(議決権の特例)

第九十六条の三 連合会が前条の規定により行う業務(次条において「障害者自立支援法関係業務」という。)については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

(区分経理)

第九十六条の四 連合会は、障害者自立支援法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

附則第一条第三号中「平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第二条中「第三十五条まで」を「第三十二条まで、第三十四条、第三十五条」に改め、「第七十一条の下に」、「第七十六条の二」を加える。

附則第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援について、指定旧法施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の

百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

附則第二十二條第五項を削り、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第三十三條第一項」を「第七十六條の二第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。

目次中「サービス利用計画作成費」を削り、「第三十一条の二」を「第三十一条」に、「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に、「第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第五十二條―第七十五

第三節 地域相談支援給付費、特例地

第一款 地域相談支援給付費及び特

百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

附則第二十一条第三項を削る。

附則第二十二條第四項を次のように改める。

4 前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等について、第二十九條第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を合計した額

二 当該特定旧法受給者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

附則第二十二條第五項を削り、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第三十三條第一項」を「第七十六條の二第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。

目次中「サービス利用計画作成費」を削り、「第三十一条の二」を「第三十一条」に、「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に、「第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第五十二條―第七十五

第三節 地域相談支援給付費、特例地

第一款 地域相談支援給付費及び特

第二款 計画相談支援給付費及び特
第三款 指定一般相談支援事業者及
第四款 業務管理体制の整備等(第五
第四節 自立支援医療費、療養介護医
域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特
例地域相談支援給付費の支給(第五十一条の五
例計画相談支援給付費の支給(第五十一条の十
び指定特定相談支援事業者第五十一条の十九
十一条の三十一―第五十一条の三十三)
療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第五
例計画相談支援給付費の支給
―第五十一条の十五)
六―第五十一条の十八) に、「第四節」を「第五
―第五十一条の三十)

第十二条―第七十五条」
節」に、「第五節」を「第六節」に、「第七十八
条」を「第七十八条」に改める。
第二条第一項第一号中「第四十二条第一項」の
下に「及び第五十一条の二十二第二項」を加え
る。
第四条第二項中「及び精神障害者のうち十八
歳未満である者」を削り、同条第四項中「障害程
度区分」を「障害支援区分」に改め、「障害者等に
対する障害福祉サービスの必要性を明らかにす
るため当該者を削り、「障害者等の」の下に「障害
の多様な特性その他の」を、「状態」の下に「に
応じて必要とされる標準的な支援の度合」を加え
る。
第五条第一項中「、児童デイサービス」を削
り、同条中第八項を削り、第九項を第八項と
し、第十項から第十七項までを一項ずつ繰り上
げ、同条第十八項中「次に掲げる便宜の供与の
すべてを行うことをいい、「相談支援事業」と
は、相談支援を」「基本相談支援、地域相談支
援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」と
は、地域移行支援及び地域定着支援をいい、
「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継
続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事

業とは、基本相談支援及び地域相談支援のい
ずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」と
は、基本相談支援及び計画相談支援のいずれ
もに改め、同項各号を削り、同項を同条第十
七項とし、同項の次に次の一項を加える。
18 この法律において「基本相談支援」とは、地
域の障害者等の福祉に関する各般の問題につ
き、障害者等、障害児の保護者又は障害者等
の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情
報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者
と市町村及び第二十九条第二項に規定する指
定障害福祉サービス事業者等との連絡調整
(サービス利用支援及び継続サービス利用支
援に関するものを除く)その他の厚生労働省
令で定める便宜を総合的に供与することとい
う。

第五条中第二十三項を第二十七項とし、第二
十項から第二十二項までを四項ずつ繰り下げ、
第十九項を第二十三項とし、同項の前に次の四
項を加える。
19 この法律において「地域移行支援」とは、障
害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若
しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に
入所している障害者又は精神科病院精神科
病院以外の病院で精神病室が設けられている
ものを含む。第八十九条第四項において同
じ。)に入院している精神障害者につき、住居
の確保その他の地域における生活に移行する
ための活動に関する相談その他の厚生労働省
令で定める便宜を供与することという。

20 この法律において「地域定着支援」とは、居
宅において単身その他の厚生労働省令で定め
る状況において生活する障害者につき、当該
障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障
害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊
急の事態その他の厚生労働省令で定める場合
に相談その他の便宜を供与することという。
21 この法律において「サービス利用支援」と
は、第二十条第一項若しくは第二十四条第一

項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六
第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請
に係る障害者の心身の状況、その置かれてい
る環境、当該障害者等又は障害児の保護者の
障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に
関する意向その他の事情を勘案し、利用する
障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及
び内容その他の厚生労働省令で定める事項を
定めた計画(以下「サービス等利用計画」と
いう。)を作成し、第十九条第一項に規定する
支給決定(次項において「支給決定」という。)
第二十四条第二項に規定する支給決定の変更
の決定(次項において「支給決定の変更の決
定」という。)、第五十一条の五第一項に規定
する地域相談支援給付決定(次項において「地
域相談支援給付決定」という。又は第五十一
条の九第二項に規定する地域相談支援給付決
定の変更の決定(次項において「地域相談支援
給付決定の変更の決定」という。)(以下「支給
決定等」と総称する。)が行われた後に、第二
十九条第二項に規定する指定障害福祉サービ
ス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定
する指定一般相談支援事業者その他の者(次
項において「関係者」という。)との連絡調整そ
の他の便宜を供与するとともに、当該支給決
定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支
援の種類及び内容、これを担当する者その他の
厚生労働省令で定める事項を記載した計画
(以下「サービス等利用計画」という。)を作成
することという。

22 この法律において「継続サービス利用支援」
とは、第十九条第一項の規定により支給決定
を受けた障害者若しくは障害児の保護者(以
下「支給決定障害者等」という。又は第五十一
条の五第一項の規定により地域相談支援給付
決定を受けた障害者(以下「地域相談支援給付
決定障害者」という。が、第二十三条に規定
する支給決定の有効期間又は第五十一条の八
に規定する地域相談支援給付決定の有効期間
内において継続して障害福祉サービス又は地
域相談支援を適切に利用することができると
う、当該支給決定障害者等又は地域相談支援
給付決定障害者に係るサービス等利用計画
(この項の規定により変更されたものを含む。
以下同じ。)が適切であるかどうかにつき、厚
生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決
定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域
相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利
用状況を検証し、その結果及び当該支給決定
に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決
定に係る障害者の心身の状況、その置かれて
いる環境、当該障害者等又は障害児の保護者
の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用
に関する意向その他の事情を勘案し、サービ
ス等利用計画の見直しを行い、その結果に基
づき、次のいずれかの便宜の供与を行うこと
をいう。
一 サービス等利用計画を変更するととも
に、関係者との連絡調整その他の便宜の供
与を行うこと。
二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給
付決定又は支給決定の変更の決定若しくは
地域相談支援給付決定の変更の決定が必要
であると認められる場合において、当該支
給決定等に係る障害者又は障害児の保護者
に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行
うこと。
第六条中「、サービス利用計画作成費」を削
り、「特例特定障害者特別給付費」の下に「、地
域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、
計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付
費」を加える。
第八条第二項中「第三十二条第一項に規定す
る指定相談支援事業者」を「第五十一条の十四第
一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五
十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定
相談支援事業者」に改め、「、サービス利用計画
作成費」を削り、「特定障害者特別給付費」の下

第五十一条の三第一項中「若しくは指定相談支援」を削る。

第二章第五節を同章第六節とする。

第七十六条第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二章第四節を同章第五節とする。

第五十二条第二項及び第五十六条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

(地域相談支援給付費等の相談支援給付費決定)

第五十一条の五 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付費決定」という。)を受けなければならない。

2 第十九条(第一項を除く。)の規定は、地域相談支援給付費決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(申請)

第五十一条の六 地域相談支援給付費決定を受けようとする障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 第二十条(第一項を除く。)の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(給付要否決定等)

第五十一条の七 市町村は、前条第一項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心

身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第五十一条の十二において「給付要否決定」という。)を行うものとする。

2 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるところにより、利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。

7 市町村は、地域相談支援給付費決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援

の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。

8 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。

(地域相談支援給付決定の有効期間)

第五十一条の八 地域相談支援給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「地域相談支援給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

(地域相談支援給付決定の変更)

第五十一条の九 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができ

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第五十一条の七第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。及び第五十一条の七(第一項を除く。))の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、第二項の地域相談支援給付決定

の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(地域相談支援給付決定の取消し)

第五十一条の十 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。

一 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。)

三 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第五十一条の六第二項及び前条第三項において準用する第二十条第二項の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第五十一条の十一 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(政令への委任)

第五十一条の十二 第五十一条の五から前条ま

でに定めるもののほか、地域相談支援給付決定、給付要否決定、地域相談支援受給者証、地域相談支援給付決定の変更の決定及び地域相談支援給付決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給)

第五十一条の十三 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、地域相談支援に關して次条及び第五十一条の十五の規定により支給する給付とする。

(地域相談支援給付費)

第五十一条の十四 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。

2 指定地域相談支援を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定一般相談支援事業者

に地域相談支援受給者証を提示して当該指定地域相談支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域相談支援給付費の額は、指定地域相談支援の種類ごとに指定地域相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額とする。

4 地域相談支援給付決定障害者が指定一般相

談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときは、市町村は、当該地域相談支援給付決定障害者が当該指定一般相談支援事業者に支払うべき当該指定地域相談支援に要した費用について、地域相談支援給付費として当該地域相談支援給付決定障害者に支給すべき額の限度において、当該地域相談支援給付決定障害者に代わり、当該指定一般相談支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定一般相談支援事業者から地域相談支援給付費の請求があつたときは、第三項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準(指定地域相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、地域相談支援給付費の支給及び指定一般相談支援事業者の地域相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特例地域相談支援給付費)

第五十一条の十五 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第五十一条の六第一項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。

2 特例地域相談支援給付費の額は、前条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定し

た費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例地域相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

(計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給)

第五十一条の十六 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に關して次条及び第五十一条の十八の規定により支給する給付とする。

(計画相談支援給付費)

第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第二十二条第四項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項(第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業者 市町村長が指定する特定相談支援事業者を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。

2 計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額とする。

3 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者に支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、計画相談支援対象障害者等に対し計画相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準(指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 前各項に定めるもののほか、計画相談支援給付費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関し必要な事項

は、厚生労働省令で定める。

(特例計画相談支援給付費)

第五十一条の十八 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

2 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に必要事項は、厚生労働省令で定める。

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(指定一般相談支援事業者の指定)

第五十一条の十九 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所(以下この款において「一般相談支援事業所」という。)ごとに行う。

2 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)の規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定につ

いて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定特定相談支援事業者の指定)

第五十一条の二十 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。

2 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)の規定は、第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

第五十一条の二十一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者及び第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 第四十一条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談

支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定地域相談支援の事業の基準)

第五十一条の二十三 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定地域相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定地域相談支援を提供しなければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定一般相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定計画相談支援の事業の基準)

第五十一条の二十四 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定計画相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定計画相談支援を提供しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、次条第四項の

規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定計画相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定特定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第五十一条の二十五 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第五十一条の二十六 第四十七条の二の規定は、指定一般相談支援事業者が行う第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供について準用する。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者による第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定特定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第五十一条の二十七 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定一般相談支援事業者」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者若しくは指定一般相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該指定一般相談支援事業者の当該指定に係る一般相談支援事業所、事務所その他当該指定地域相談支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市町村長は、必要があると認めるときは、指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定特定相談支援事業者」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者

若しくは指定特定相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該指定特定相談支援事業者の当該指定に係る特定相談支援事業所、事務所その他当該指定計画相談支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条の二十八 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令

で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第二項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 市町村長は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条

の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

五 地域相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定一般相談支援事業者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十四第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準

に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

五 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。

六 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十七第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

3 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第五十一条の三十 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三 前条第一項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を取り消したとき。

2 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第五十一条の二十五第四項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三 前条第二項の規定により指定特定相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第四款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 指定相談支援事業者は、第五十一条の二十二第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事

二 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であつて、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十一条の三十二 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し必要があると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務

所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に係る場所のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事にに対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勸告、命令等)
第五十一条の三十三 第五十一条の三十一第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を

した指定相談支援事業者を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(基幹相談支援センター)
第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第一号及び第一号の二に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九十九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九十九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置す

ることができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 基幹相談支援センターの設置者は、第一項の事業及び業務を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第七十八条第一項中「前条第一項第一号」を「第七十七条第一項第一号」に、「相談支援事業」を「相談支援に係る事業」に改める。

第七十九条第一項第二号を次のように改める。

二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第八十八条第二項第一号及び第二号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。

第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同項第二号中「指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、同項第三号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第四項中「(精神科病

院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)」を削る。

第九十二条第一号中「、サービス利用計画作成費」を削り、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費(第九十四条第一項において「相談支援給付費等」という。)の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「及び第四号」を、「第二号及び第五号」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「人数」の下に「、相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数」を加え、同項第二号中「第九十二条第二号及び第三号」を「第九十二条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

第九十五条第一項第二号中「同条第二号及び第三号」を「同条第三号及び第四号」に改め、同条第二項第一号中「含む。」の下に「並びに第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び第五十一条の十の規定により市町村が行う地域相談支援給付費決定に係る事務」を加え、同項第二号中「第九十二条第五号」を「第九十二条第六号」に改める。

第九十六条の二中「及び第三十二条第六項」を「、第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項」に改め、「サービス利用計画作成費及び」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費」を加える。

第九十七条第一項及び第九十八条第三項中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等」を加える。

第九十九条第二項中「第二十四条第三項」の下に「、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項」を、「含む。」の下に「及び第七十七条の二第六項」を加える。

第百一十一条中「及び第四項を削り、」若しくは第五十一条の三第一項を、第五十一条の三第二項若しくは第五十一条の三第二項に改める。

第百一十五条第三項中「又は第二十五条第二項」を、「第二十五条第二項、第五十一条の九第二項又は第五十一条の十第二項」に改め、「受給者証」の下に「又は地域相談支援受給者証」を加える。

附則第二条中「第六十三條の四及び第六十三條の五」を「第六十三條の二及び第六十三條の三」に、「第三十二條」を「第三十一條」に改め、「第三十五條」の下に、「第五十一條の五から第五十一條の十まで、第五十一條の十四、第五十一條の十五」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により障害者とみなされた障害児であつて、特定施設へ入所する前日において、児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一條第四項の規定により同法第二十七條第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五條第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害児に係る第十九條第四項の規定の適用については、同項中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日に当該障害児の保護者」と、同項ただし書中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日」と、「保護者であつた者」とあるのは「当該障害児の保護者」と読み替へるものとする。

（児童福祉法の一部改正）
第三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十

四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 障害児施設医療費の支給」第二十四條の二十一第二十四條の二十三」を「第三款 業務管理体制の整備等（第二十四條の十四款 障害児施設医療費の支給（第二十四條の九の二第二十四條の十九の四）に、「第六十二條の三を「第六十二條の四」に改める。

第二十四條の二第二項を次のように改める。
障害児施設給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定施設支援について、障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額を合計した額

二 当該施設給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第二十四條の二第三項を削る。
第二十四條の三第十項中「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改める。

第二十四條の五中「同項中「百分の九十」を「同項第二号中「額」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合」を「額」の範囲内において都道府県が定める額」に改める。

第二十四條の六第一項中「費用の合計額」の下に「（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額の合計額を限度とする。）を加え、」政令で定めるところによ

り」を削る。

第二十四條の九第二項中「第二十四條の十三、第二十四條の十四」を「第二十四條の十二第三項、第二十四條の十三から第二十四條の十四の二まで」に、「及び第二十四條の十八」を、「第二十四條の十八、第二十四條の十九の二第二項第二号及び第四項、第二十四條の十九の三第二項及び第三項並びに第二十四條の十九の四第五項」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定知的障害児施設等の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定知的障害児施設等の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定知的障害児施設等の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第二十四條の九第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 申請者が、第二十四條の十五第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十四條の十七の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十四條の十四の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第二十四條の十一第一項中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第二十四條の十二に次の一項を加える。

指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四條の十四の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定施設支援を受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定施設支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児施設支援が継続的に提供されるよう、他の指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四條の十四の次に次の一条を加える。

第二十四條の十四の二 都道府県知事は、第二十四條の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定知的障害児施設等の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十四條の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十四條の十五第一項中「に立ち入り」を、「当該指定知的障害児施設等の設置者の事務所その他当該指定知的障害児施設等の運営に係るある場所に立ち入り」に改める。

第二十四條の十六第一項を次のように改める。

都道府県知事は、指定知的障害児施設等の

設置者が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定知的障害児施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第二十四条の十七第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

第二十四条の二十第二項中「額は」の下に「一月につき」を加え、同項第一号中「当該障害児施設医療（を）」を「同一の月に受けた障害児施設医療（に）」、「以下この項」を「次号」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「の百分の九十に相当する額」を「から、当該施設給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額」に改め、同号ただし書を削る。

第二章第四節第三款を同節第四款とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 業務管理体制の整備等
第二十四条の十九の二 指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十一第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整

備しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定知的障害児施設等の設置者以外の指定知的障害児施設等の設置者 都道府県知事

二 当該指定に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定知的障害児施設等の設置者又は指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の十九の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、

報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定知的障害児施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等の設置者の当該指定に係る施設、事務所その他の指定施設支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定知的障害児施設等の設置者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十四条の十五第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十九の四 第二十四条の十九の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指

定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定知的障害児施設等の設置者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第六十条第五項を削る。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項」の下に「又は第二十四条の十九の三第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

本則中第六十二条の三を第六十二条の四とし、第六十二条の二を第六十二条の三とし、第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十条第一項から第三項まで及び前条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す

る。

第六十三条の三の二第一項ただし書中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第三項中「及び第二十四条の十九」を「、第二十四条の十九及び第二十四条の二十」に改める。

第六十三条の四中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第四条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第一節 定義(第四条―第七条)

第二節 児童福祉審議会等(第八条・第九

条)

第三節 実施機関(第十条―第十二条の六)

第四節 児童福祉司(第十三条―第十五条)

第五節 児童委員(第十六条―第十八条の

三)

第六節 保育士(第十八条の四―第十八条

の二十四)

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導等(第十九条―第二十

一条の五)

第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児

通所給付費及び高額障害児通所

給付費の支給(第二十一条の五

の二―第二十一条の五の十四)

第二款 指定障害児通所支援事業者(第

二十一条の五の十五―第二十一

条の五の二十四)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十

一条の五の二十五―第二十一

条の五の二十七)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給

(第二十一条の五の二十八―第

二十一条の五の三十一)

第五款 障害児通所支援及び障害福祉

サービスの措置(第二十一条の六・第二十一条の七)

第六款 子育て支援事業(第二十一条の

八―第二十一条の十七)

第三款 助産施設、母子生活支援施設及び

保育所への入所(第二十二條―第

二十四条)

第四款 障害児入所給付費、高額障害児入

所給付費及び特定入所障害児食費

等給付費並びに障害児入所医療費

の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児

入所給付費及び特定入所障害児

食費等給付費の支給(第二十四

条の二―第二十四条の八)

第二款 指定障害児入所施設等(第二十

四条の九―第二十四条の十九)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十

四条の十九の二)

第四款 障害児入所医療費の支給(第二

十四条の二―第二十四条の二

十三)

第五款 障害児入所給付費、高額障害児

入所給付費及び特定入所障害児

食費等給付費並びに障害児入所

医療費の支給の特例(第二十四

条の二十四)

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障

害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例

障害児相談支援給付費の支給

(第二十四条の二十五―第二十

四条の二十七)

第二款 指定障害児相談支援事業者(第

二十四条の二十八―第二十四

条の三十七)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十

四条の三十八―第二十四条の四

十)

第六節 要保護児童の保護措置等(第二十

五条―第三十三条の九)

第七節 被措置児童等虐待の防止等(第三

十三條の十―第三十三條の十七)

第八節 雑則(第三十四条・第三十四条の

二)

第三章 事業、養育里親及び施設(第三十四

条の三―第四十九条)

第四章 費用(第四十九条の二―第五十六

条の五)

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉

法関係業務(第五十六条の五の二―

第五十六条の五の四)

第六章 審査請求(第五十六条の五の五)

第七章 雑則(第五十六条の六―第五十九

条の八)

第八章 罰則(第六十条―第六十二条の七)

附則

第四条第二項中「又は知的障害のある児童」を

「知的障害のある児童又は精神に障害のある

児童(発達障害者支援法平成十六年法律第百六

十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を

含む。」に改める。

第六条の三第二項中「第三十四条の十八」を

「第三十四条の十九」に改め、同条を第六条の四

とし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の

次に次の一条を加える。

第六条の二 この法律で、障害児通所支援と

は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放

課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を

いい、障害児通所支援事業とは、障害児通所

支援を行う事業をいう。

この法律で、児童発達支援とは、障害児に

つき、児童発達支援センターその他の厚生労

働省令で定める施設に通わせ、日常生活にお

ける基本的な動作の指導、知識技能の付与、

集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令

で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、医療型児童発達支援とは、上

肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下「障害児支援利用計画」という。)を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。)又は

第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定(次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。)が行われた後に、第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者(次項において「関係者」という。)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画(次項において「障害児支援利用計画」という。)を作成することをいう。

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画(この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。)が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状態、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第七条第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という。)に対し行われる治療をいう。

第七条第三項から第七項までを削る。

第十二条の三第二項第二号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第二十一条の三第四項中「国民健康保険団体連合会」を「国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)」に改める。

第二十一条の十中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改める。

第二章第二節第二款を同節第六款とする。

第一款 障害福祉サービスの措置を「第一款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置」に改める。

第二十一条の六中「市町村は、」の下に「障害児通所支援又は」を加え、「同法」を「障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法」に、「又は特例介護給付費」を「若しくは特例介護給付費」に改め、「従い、」及び「者に」の下に「障害児通所支援若しくは」を加える。

第二十一条の七中「障害者自立支援法」を「障害児通所支援事業を行う者及び障害者自立支援法」に改める。

第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に次の四款を加える。

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給

第二十一条の五の二 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給は、次に掲げる障害児通所支援に關して次条及び第二十一条の五の四の規定により支給する給付とする。

一 児童発達支援

二 医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)

三 放課後等デイサービス

四 保育所等訪問支援

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)(又は指定医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。))から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けるときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通所特定費用」という。))を除く。)について、障害児通所給付費を支給する。

障害児通所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)(につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した

額

二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第二十一条の五の四 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第二号に規定する基準該通所支援(第二十一条の五の七第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)(に要した費用(通所特定費用を除く。))について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

一 通所給付決定保護者が、第二十一条の五の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。

二 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第二十一条の五の八第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該通所支援」という。))を受けたとき。

三 その他政令で定めるとき。

特例障害児通所給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定通所支援 前条第二項第一号の厚生

労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)

二 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)

第二十一条の五の五 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費(以下この款において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定(以下「通所給付決定」という。)を受けなければならない。通所給付決定は、障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

第二十一条の五の六 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状態、その置かれてある環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条にお

いて「指定障害児相談支援事業者等」という。)に委託することができる。

前項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等は、障害児の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第二項第四号(第二十四条の九第二項(第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。))及び第二十四条の二十八第二項(第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号において同じ。若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条にお

いて「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項及び第二十一条の五の十において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。

市町村は、前二項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。

通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)

内に限り、その効力を有する。

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。))について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第二十一条の五の十八第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。))に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

第二十一条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

第二十一条の五の五第二項、第二十一条の五の六(第一項を除く。)及び前条第一項を除く。の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

第二十一条の五の九 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。

一 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十一条の五の六第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。

第二十一条の五の十 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第二十一条の五の五から前条までの規定による業務に関し、その設置する児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第二十一条の五の十一 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認めた通所給付決定保護者が受ける障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の三第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額」とあるのは、「額」の範囲内において市町村が定める額とする。

前項に規定する通所給付決定保護者が受ける特例障害児通所給付費の支給については第二十一条の五の四第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二十一条の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額(厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額の合計額を限度とする。))から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第二十一条の五の十三 市町村は、第二十一条の五の三第一項、第二十一条の五の四第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十一条の五の三から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第一項の場合においては、市町村長は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。第二十一条の五の十四 この款に定めるもののほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の障害児通所給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児通所支援事業者

第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所(以下「障害児通所支援事業所」という。)ごとに行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十八第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十八第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項において「役員等」という。)が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取

消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者(申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

八 申請者の役員等が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十三第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の五の二十三第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十一条の五の十六 第二十一条の五の第三項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者(以下「指定障害児事業者等」という。)は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児事業者等は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の五の二十 都道府県知事又は市町

指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十一条の五の十八 指定障害児事業者等は、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児事業者等は、厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

指定障害児通所支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十一条の五の十九 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の五の二十 都道府県知事又は市町

指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児事業者等は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の五の二十 都道府県知事又は市町

村長は、第二十一条の五の十八第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定障害児通所支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十一条の五の十八第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十一条の五の二十一 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に係る場所に入り入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の五の二十二 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。）以下のこの項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十八第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十一条の五の十八第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十一条の五の十八第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

市町村は、障害児通所給付費の支給に係る指定通所支援を行った指定障害児事業者等について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児通所支援事業者又はその役員等が、第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十七第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十八第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十八第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に關し不正があつたとき。

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提

示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に係る指定障害児通所支援又は肢体不自由児通所医療費の支給に係る第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療費を行つた指定障害児通所支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十一条の五の二十五 指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十七第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に對し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

ろにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十一条の五の二十六 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に對し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十一条の五の二十七 第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給
第二十一条の五の二十八 市町村は、通所給付

決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。）から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの（以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。）を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。

肢体不自由児通所医療費の額は、一月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養・健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十四条の二十第二項において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。

第二十一条の五の二十九 第二十一条の規定は指定障害児通所支援事業者等について、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は指定障害児通所支援事業者等に対する肢体不自由

児通所医療費の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第二項の医療」とあるのは「第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは「診療方針」と、第二十一条の三（第二項を除く。）中「診療報酬の」とあるのは「肢体不自由児通所医療費の」と読み替えるものとする。

第二十一条の五の三十 肢体不自由児通所医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち、肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第二十一条の五の三十一 この款に定めるもののほか、肢体不自由児通所医療費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の肢体不自由児通所医療費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二章第四節の節名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二章第四節第一款の款名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に改める。

第二十四条の二第二項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「いう。」を「総称す

る。）に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第一号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「障害児施設支援の種類」とに「入所特定費用」を「入所特定費用」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十四条の三第一項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「障害児施設支援の種類」とに「入所特定費用」を「入所特定費用」に改め、同条第二項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第四項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第五項中「障害児施設支援の種類」とに「入所給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第六項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「受給者証」を「入所受給者証」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第七項中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定知的障害児施設等」に「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第八項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定知的障害児施設等」に「指定入所支援」を「指定入所支援」に改め、同条第九項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定入所支援」を「指定入所支援」に改め、同条第十項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第十一項中

「国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」を「連合会」に改める。

第二十四条の四第一項中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同項第一号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他政令で定めるとき。

第二十四条の四第二項中「施設給付決定の」を「入所給付決定の」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の五中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

第二十四条の六第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の七第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（知的障害児）通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く。」を削り、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「入所し」を「入所等をし」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の八中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

「第二款 指定知的障害児施設等」を「第二款 指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の九第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）であつて、そのを「障害児入所施設」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十一条の五の十五第二項（第七号を除く。）の規定は、第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十一第一項及び第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同条第三項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十二第一項及び第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第三項中「指定知的障害児施設等の設置者」を「指定障害児入所施設の設置者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「他の指定知的障害児施設等」を「他の指定障害児入所施設等」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の厚生労働省令で定める基準は、知的障害のある児童、盲児（強度の弱視児を含む。）、ろうあ児（強度の難聴児を含む。）、肢体不自由のある児童、重症心身障害児その他の指定障害児入所施設等に入所等をする障害児についてそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されるものでなければならぬ。

第二十四条の十三及び第二十四条の十四中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十四の二を次のように改める。

第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十の規定は、指定障害児入所施設等の設置者による第二十四条の十二第四項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の二十第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第二十四条の十五第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「その長」を「当該指定障害児入所施設等の長」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二十一条の五の二十一 第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十五第三項を削る。

第二十四条の十六第一項中、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「当該指定知的障害児施設等」を「当該指定障害児入所施設等」に改め、同項第一号及び第一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第三号中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十七中「指定知的障害児施設等に係る」を「指定障害児入所施設に係る」に改め、同条第一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「役員等が、第二十四条の九第二項第四号、第五号、第七号又は第十号」を「役員若しくは当該指定障害児入所施設の長（以下この条において「役員等」という。）が、第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号」に改め、同条第二号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第三号中「指定知的障害児施設等」及び指定に係る施設」を「指定障害児入所施設」に改め、

同条第四号中「指定知的障害児施設等の設置者」を「指定障害児入所施設の設置者」に、「指定知的障害児施設等の設備」を「指定障害児入所施設等の設備」に、「指定知的障害児施設等の運営」を「指定障害児入所施設の運営」に改め、同条第五号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第六号中「指定施設設置者等」を「指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者（次号において「指定入所施設設置者等」という。）」に改め、同条第七号中「指定施設設置者等」を「指定入所施設設置者等」に改め、同号ただし書中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第八号及び第九号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第十号及び第十一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

第二十四条の十八各号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十九中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十九の二を次のように改める。

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十四条の十九の三及び第二十四条の十九の四を削る。

「第四款 障害児施設医療費の支給」を「第四款 障害児入所医療費の支給」に改める。

第二十四条の二十第一項中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、

に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第二項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同項第一号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同項第一号中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。」を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第二号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第四項中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第五項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の二十一 中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改める。

第二十四条の二十二中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

「障害児入所医療費」に改める。

第二十四条の二十三中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二章第四節に次の一款を加える。

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例

の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後ににおいても、当該入所者からの申請により、当該入所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き第五十条第六号の四に規定する障害児入所給付費等（次項において「障害児入所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者となし、第二十四条の二から第二十四条の七まで、第二十四条の九及び第二十四条の二十から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十四条第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に、「第四十三条の三」を「第四十三条」に改める。

第二章第七節を同章第八節とする。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に改める。

第二章第六節を同章第七節とする。

第二十五条の七第一項第二号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二十六条第二項第二号中「第五第十八項」を「第五第十八項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に、「第三十四条の六」を「第三十四条の七」に、「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改める。

第二十七条第一項第二号中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同項第三号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項中「第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童を「肢体不自由のある児童又は重症心身障害児」に、「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。」に改める。

第三十一条第二項中「知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）盲ろうあ児施設を「障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）に、「同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号」を「引き続き同項第三号」に改め、同条第三項中「肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項を「障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七條第二項に、「第四十三条の三に規定する児童を「肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児」に改め、「第二十七條第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで」を削り、「第二十七條第二項を「同項」に改める。

第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節

第一類第七号 厚生労働委員會議録第二十四号

の次に次の一節を加える。

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第二十四条の二十五 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給は、障害児相談支援に關して次条及び第二十四条の二十七の規定により支給する給付とする。

第二十四条の二十六 市町村は、次の各号に掲げる者以下この条及び次条第一項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

一 第二十一条の五の七第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第二十一条の五の六第六項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。

二 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。

障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に

当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額とする。

障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けるときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者を支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該指定障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に關する基準 指定障害児相談支援の取扱いに關する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に關する事務を連合会に委託することができる。

前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十四条の二十七 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援（第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に關する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害

児相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

前二項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児相談支援事業者第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者自立支援法第五十七項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）に行つ。

第二十一条の五の十五第二項の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

平成二十二年五月二十八日

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的説替へは、政令で定める。

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十四条の三十一 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定障害児相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定障害児相談支援を提供しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害児相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害

児相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四条の三十二 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二十四条の三十三 市町村長は、指定障害児相談支援事業者による第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所が、同項の規定による報告を受けたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事

業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用者（第十一号において「役員等」という。）が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児相談支援事業者又は当該指定

に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児相談支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第二十四条の三十七 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十四条の三十八 指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十三第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者 都道府県知事

二 指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 厚生労働大臣

前項の規定により届出した指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出した指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定

障害児相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に對し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定障害児相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の四十 第二十四条の三十八第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業

者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。

第三十四条の二十を第三十四条の二十一とし、第三十四条の七から第三十四条の十九までを一条ずつ繰り下げる。

第三十四条の六中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同条を第三十四条の七とする。

第三十四条の五中「都道府県知事は」の下に「障害児通所支援事業等」を加え、「又はその」を「その」に、「ときは」を「とき」、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反した

ときは「」に改め、同条を第三十四条の六とする。

第三十四条の四第一項中「ときは」の下に、「障害児通所支援事業等」を加え、同条を第三十四条の五とし、第三十四条の三を第三十四条の四とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

第三十四条の三 都道府県は、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（以下「障害児通所支援事業等」という。）を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十二条中「知的障害児施設は、知的障害のある児童を「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児」に、「これを保護し、又は治療するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える」を「当該各号に定める支援を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療

第四十三条中「知的障害児通園施設は、知的障害のある児童を「児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児」に、「これを保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を

技能を与える」を「当該各号に定める支援を提供する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

第四十三条の二から第四十三条の四までを削り、第四十三条の五を第四十三条の二とする。

第四十四条の三中「第六条の二各号」を「第六条の三各号」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センター」に改める。

第四十七条第二項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第四十八条中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に、「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第五十条第六号中「次条第二号」を「次条第三号」に改め、同条第六号の二中「次条第三号及び第四号」を「次条第四号及び第五号」に改め、同条第六号の四中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第七号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

第五十一条中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

第五十一条中第三号を第四号とし、第二号を

第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

第五十三条中「第三号及び第五号から第十号まで」を「第四号及び第七号から第十二号まで」に改める。

第五十五条中「第二号及び第四号」を「第三号及び第五号及び第六号」に改める。

第五十六条第二項中「第五十一条第一号及び第二号」を「第五十一条第二号及び第三号」に改め、同条第三項中「第五十一条第三号若しくは第四号」を「第五十一条第四号若しくは第五号」に改める。

第五十六条の二第一項第二号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第三項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設又は児童発達支援センター」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条の五の六第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項又は第二十四条の十九の三第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第二十一条の五の二十六第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）第二十四条の十五第一項、

第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一項」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の第三項又は第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員

の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の四第一号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二号中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第二項」に改め、本則中同条を第六十二条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条の七 市町村は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十一条の五の八第二項又は第二十一条の五の九第二項の規定による通所受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 正当の理由がないのに、第五十七条の三の二第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二条の三を第六十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条の五 第五十七条の三の第三項又は第四項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員に質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十二条の二 正当の理由がないのに、第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、

第五十六条の五の五第二項において準用する同法第九十八条第一項に規定する不服審査会の行う審査の手續における請求人又は第五十六条の五の五第二項において準用する同法第百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第六章を第八章とする。

第五十六条の六第一項中「ため」の下に「、障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特別障害児相談支援給付費を加え、」障害児施設給付費、高額障害児施設給付費を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に改める。

第五十七条の二第二項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第三項中「前二項を」前各項に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特別障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第五十七条の三第一項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「第二十四条の十五第二項を」第二十一条の五の二十一第二項に、「前項を」前二項に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十七条の三の次に次の二項を加える。

第五十七条の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児通所支援若しくは障害児相談支援に關し、報告若しくは当該障害児相談支援に關し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児入所支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児入所支援に關

し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

第五十七条の四の次に次の二項を加える。

第五十七条の四の二 連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の三に規定する児童福祉法関係業務を含む。）」とする。

第五十七条の五第二項中「障害児施設給付費等」を「障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等」に改める。

第五十九条の五第一項中「第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二項を加える。

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第五十六条の五の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十四条の三

第十一項(第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県から委託を受けて行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受けて行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支払に関する業務を行う。

第五十六条の五の三 連合会が前条の規定により行う業務(次条において「児童福祉法関係業務」という。)については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特段の定めをすることができ。

第五十六条の五の四 連合会は、児童福祉法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第六章 審査請求

第五十六条の五の五 市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができ。

前項の審査請求については、障害者自立支援法第八章(第九十七条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条の二から第六十三条の三の二までを削る。

第六十三条の四中「第五条第十三項を」第五十二条第十二項に改め、同条を第六十三条の二とし、第六十三条の五を第六十三条の三とする。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に、「第三節 精神科病

院(第十九条の七、第十九条の十)」を「第三節 精神科病院(第十九条の七、第十九条の十)」に「精神科救急医療の確保(第十九条の十一)」に改める。

第四条第一項中「又は社会適応訓練事業を行う者」を削り、「運営し、又はその事業を行う者」を「運営する」に改め、同条第二項中「医療施設を」及び「医療施設」に改め、「及び社会適応訓練事業を行う者」を削る。

第四章の章名中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に改める。

第十九条の四に次の一項を加える。

3 指定医は、その勤務する医療施設の業務に支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、前項各号に掲げる職務を行うよう都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応じなければならない。

第四章に次の二節を加える。

第四節 精神科救急医療の確保

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

第四十七条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、

精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

第四十九条第一項中「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた及び」又は「精神障害者社会適応訓練事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。))」を削り、「第五十七条を」第五十八条に改め、同条第二項及び第四項中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十条及び第五十一条を次のように改める。

第五十条及び第五十一条 削除

第五十一条の四中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十一条の十三第一項中「含む。」の下に、「第十九条の十一」を加える。

第六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ため」の下に、「当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業(以下「障害福祉サービス事業」という。))、同条第十七項に規定する一般相談支援事業(以下「一般相談支援事業」という。))その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに」を加える。

第六条第二項第五号中「第二十一条第二項」の下に「又は第五十一条の七第二項」を加え、「同条第一項に規定する支給要否決定」を「同法第十二条第一項又は第五十一条の七第二項の支給要否の決定」に改め、同条第六号中「第二十六条第一項」の下に「又は第五十一条の十一」を加

える。

第二十二條の二中「障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業(以下「障害福祉サービス事業」という。))」を「障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは障害者自立支援法第五條第十七項に規定する特定相談支援事業(第四十九條第一項において「特定相談支援事業」という。))」に改める。

第三十八條中「ため」の下に、「当該施設の医師、看護師その他の医療従事者による有機的な連携の確保に配慮しつつ」を、「応じ」の下に、「必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら」を加える。

第四十九條第一項中「障害者自立支援法第五條第十八項に規定する相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。(精神保健福祉士法の一部改正)

第七條 精神保健福祉士法(平成九年法律第二百三十一號)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條を」第三十八條の二に改める。

第二條中「利用している者」の下に「の地域相談支援(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三號)第五條第十七項に規定する地域相談支援をいう。第四十一條第一項において同じ。))の利用に関する相談その他」を加える。

第七條第一號中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第二號中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四號)第十五條の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発校等」という。))を削り、同条第三號中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第四章中第三十九條の前に次の一條を加える。

(誠実義務)

第三十八條の二 精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十一条第一項中「医師その他の医療関係者」を「その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(資質向上の責務)

第四十一条の二 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

(社会福祉法の一部改正)

第八条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を「障害児入所施設」に改め、同条第三項第二号中「児童福祉法に規定する」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業」を加え、同項第四号の二中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第九条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。

附則

(施行期日)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十四号

平成二十二年五月二十八日

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中障害者自立支援法目次の改正規定(第三十一条を「第三十一条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。)、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七條第一項第一号の改正規定(、その有する能力及び適性に「応じ」を削る部分に限る。次号において同じ。並びに同法第七十七條第三項及び第七十八條第二項の改正規定、第三

条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第九條の規定並びに附則第三十七條及び第三十九條の規定 公布の日

二 第一条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七條第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七條第三項及び第七十八條第二項の改正規定を除く。)、第三條の規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。及び第五條の規定並びに附則第四條から第十條まで、第十九條から第二十一条まで、第三十五條第一号に係る部分に限る。)、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十四條、第六十六條及び第六十九條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律による改正後の障害者自立支援法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(指定知的障害児施設等に入所又は入院している者に対する配慮等)

第三条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧児童福祉法(附則第二十二條第二項に規定する旧児童福祉法をいう。)第二十四條の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(附則第三十五條において「指定知的障害児施設等」という。)に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービス(障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス)をいう。以下この条において同じ。を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第四十三條第一項及び第二項並びに第四十四條第一項及び第二項の基準の設定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた第一条の規定による改正前の障害者自立支援法(以下この条から附則第六條まで及び附則第八條から第十條までにおいて「旧自立支援法」という。)第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項及び附則第十條第三項において「指定障害福祉サービス等」という。)に係る旧自立支援法第二十九條第一項及び第三十一條の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十條第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスに

係る同項及び旧自立支援法第三十一條の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十三條第一項に規定する障害福祉サービス及び介護保険法第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに係る旧自立支援法第三十三條第一項の規定による高額障害福祉サービス費の支給については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十六條第一項(旧自立支援法第四十條において準用する場合を含む。)、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の指定又は指定の変更の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定又は指定の変更がなされていないものについてこれらの処分については、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定による改正後の障害者自立支援法(以下この条及び次条において「新自立支援法」という。)第三十六條第三項第七号(新自立支援法第三十七條第二項、第三十八條第三項(新自立支援法第三十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)、第四十條(新自立支援法第四十一條第四項において準用する場合を含む。))及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定は、同号に規定する申請者と密接な関係を有する者が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧自立支援法第五十條第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。))の規定により指定を取り消され、又は同日前に発生した事実を理由として同日後に新自立支援法第五十條第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。))の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合

については、適用しない。

第七号 新自立支援法第四十六号第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する障害者自立支援法第二十九号第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二号第一項に規定する指定相談支援事業者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した同法第二十九号第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二号第一項に規定する指定相談支援事業者については、なお従前の例による。

第八号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第五十八号第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十号第一項に規定する療養介護医療に係る同項の規定による療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十一号第一項に規定する基準該当療養介護医療に係る同項の規定による基準該当療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

第九号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第五十九号第一項の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第十号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十六号第一項に規定する補装具の購入又は修理に係る同項の規定による補装具費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前

に行われた旧自立支援法附則第二十一号第一項に規定する指定旧法施設支援(次項において「指定旧法施設支援」という。)に係る同条第一項の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法附則第二十二号第三項の規定による指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に係る同項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十一号 第二号の規定による改正後の障害者自立支援法(以下「新自立支援法」という。)第十九号第四項(新自立支援法第五十一号の五第二項において準用する場合及び新自立支援法附則第二号第二項において読み替えて適用する場合を含む。)以下この条において同じ。の規定は、施行日以後に継続して新自立支援法第十九号第三項に規定する特定施設に入所することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第四項の障害者等について適用する。

第十二号 新自立支援法第二十条から第二十二号まで及び第二十四号の規定は、施行日以後に行われた新自立支援法第二十条第一項又は第二十四号第一項の申請について適用し、施行日以前に行われた第二号の規定による改正前の障害者自立支援法(以下「旧自立支援法」という。)第二十条第一項又は第二十四号第一項の申請については、なお従前の例による。

2 新自立支援法第二十条から第二十二号まで及び第二十四号の規定にかかわらず、施行日以前に行われた旧自立支援法第十九号第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

第十三号 旧自立支援法第二十条第二項後段の規定により同項の調査の委託を受けた同項に規定する指定相談支援事業者等の役員若しくは同条第三項の厚生労働省令で定める者又はこれらの

職にあつた者に係る同条第四項の規定による当該委託業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十四号 施行日以前に行われた旧自立支援法第二十九号第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項において「指定障害福祉サービス等」という。)であつて、旧自立支援法第五号第八項に規定する児童デイサービスに係るものについての旧自立支援法第二十九号第一項及び第三十一号の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日以前に行われた旧自立支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス等であつて、旧自立支援法第五号第八項に規定する児童デイサービスに係るものについての旧自立支援法第三十条第一項及び第三十一号の規定による特例介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日以前に行われた旧自立支援法第三十二号第一項に規定する指定相談支援に係る同項の規定によるサービス利用計画作成費の支給については、なお従前の例による。

第十五号 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十二号第一項の指定を受けている者は、施行日に、新自立支援法第五十一号の十四号第一項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新自立支援法第五十一号の十四号第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新自立支援法第五十一号の十九号第一項の申請をしないときは、新自立支援法第五十一号の二十号第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第十六号 前条第一項の規定により新自立支援法第五十一号の十四号第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一号の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五十一号の三十一号第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第十七号 施行日以前に行われた旧自立支援法第五号第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十六号の二第二項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十八号 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五号第八項に規定する相談支援事業に係る旧自立支援法第七十九号第二項の届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五号第十七項に規定する一般相談支援事業に係る新自立支援法第七十九号第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十九号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた第三号の規定による改正前の児童福祉法(以下この条から附則第二十一号までにおいて「旧児童福祉法」という。)第二十四号の二第二項に規定する指定施設支援に係る同項及び旧児童福祉法第二十四号の五の規定(これらの規定を旧児童福祉法第六十三号の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)による障害児施設給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四号の九第一項の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第二十一号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四号の二十号第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第二十二号 この法律の施行の際現に旧自立支援

法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第二十九條第一項の指定を受けている者は、施行日に、第四條の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。第六條の二第二項に規定する児童発達支援及び同條第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第四條の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。第四十三條に規定する知的障害児通園施設又は旧児童福祉法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。))に係る旧児童福祉法第二十四條の二第二項の指定を受けている施設設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三條の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。))に係る旧児童福祉法第二十四條の二第二項の指定を受けている施設設置者は、施行日に、新児童福祉法第六條の二第三項に規定する医療型児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

4 前三項の規定により新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新児童福祉法第二十一條の五の十五第一項の申請をしないときは、新児童福祉法第二十一條の五の十六第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第二十三條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定を受けている障害児の保護者について

は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十一條の二第二項の規定により同項に規定する児童デイサービス介護給付費等の支給を受けている者については、政令で定めるところにより、新児童福祉法第二十一條の五の十三第一項に規定する通所者とみなして、同條の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四條の三第四項に規定する施設給付決定(通所のみにより利用に係るものに限る。))を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

第二十四條 附則第二十二條第一項から第三項までの規定により新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一條の二第二項又は旧児童福祉法第二十四條の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十一條の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五條 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一條の六の規定による旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る措置に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九號)に定める扶養義務者をいう。附則第三十二條第三項において同じ。))からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四條の二第二項に規定する指定施設支援に係る同項、旧児童福祉法第二十四條の五、第二十四條の六第一項及び第二十四條の七第一項の規定(これらの規定を旧児童福祉法第六十三條の三

の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。))による障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十六條 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四條の三第四項に規定する施設給付決定(通所のみの利用に係るものを除く。))を受けている障害児の保護者については、施行日に、新児童福祉法第二十四條の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなす。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなされた者に係る同條第六項に規定する給付決定期間は、同條第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十四條の三第四項に規定する施設給付決定に係る同條第六項に規定する給付決定期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十七條 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十二條に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。))、旧児童福祉法第四十三條の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。))又は旧児童福祉法第四十三條の四に規定する重症心身障害児施設に係る旧児童福祉法第二十四條の二第二項の指定を受けている施設は、施行日に、新児童福祉法第四十二條に規定する障害児入所施設に係る新児童福祉法第二十四條の二第二項の指定を受けたものとみなす。

この場合において、当該指定を受けたものとみなされた施設に係る新児童福祉法第二十四條の二十第二項に規定する指定の有効期間は、この法律の施行の際現にその施設が受けている旧児童福祉法第二十四條の二第二項の指定に係る旧児童福祉法第二十四條の十第二項に規定する指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十八條 前條の規定により新児童福祉法第二十四條の二第二項の指定を受けたものとみなされた施設の設置者であつて、旧児童福祉法第二

十四條の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十四條の十九の二において準用する新児童福祉法第二十一條の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十九條 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四條の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定(旧児童福祉法第六十三條の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。))による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第三十條 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六十三條の三の二第三項の規定により読み替えて適用する旧児童福祉法第二十四條の三第四項に規定する施設給付決定を受けている者であつて、満二十歳未満であるものについては、施行日に、新児童福祉法第二十四條の二十四第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十四條の三第四項に規定する入所給付決定を受けた者とみなす。

第三十一條 施行日前に旧児童福祉法第二十六條第一項第二号又は第二十七條第一項第二号の規定により委託を受けてこれらの規定により行われる指導の事務に従事する者又は従事していた者に係る旧児童福祉法第二十七條の四の規定によるその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第三十二條 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十七條第一項第三号又は同條第二項の規定による都道府県の措置(旧児童福祉法第三十一條第四項、第六十三條の二第三項又は第六十三條の三第二項の規定により旧児童福祉法第二十七條第一項第三号又は同條第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。以下この条において同じ。))を受けて旧児童福祉法第七條第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一條の六、身体障害者福祉法(昭

和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定による市町村の措置を受けて、又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置(新児童福祉法第三十一条第四項の規定により新児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。次項において同じ。)を受けて、新児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援、新児童福祉法第七條第二項に規定する障害児入所支援又は新自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスを受けているものとみなす。

2 新児童福祉法第五十三条及び第五十五条の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は旧児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用についての都道府県の支弁及び本人又は扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十九條第二項の届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第三十四條の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六條の二第一項に規定する障害児通所支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、当該障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る旧児童福祉法第三十五條第三項の届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第三十四條の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三十四条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第三十五條第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く)、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く)又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五條第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設を設置しているものとみなす。

2 旧児童福祉法第三十五條第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限り、又は旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限り)を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五條第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなす。

第三十五条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第二十四條の三第四項(旧児童福祉法第六十三條の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する施設

設給付決定(通所のみによる利用に係るものを除く)を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、新自立支援法第十九條から第二十二條までに規定する手続を省略し、当該各号に定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る新自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定を行うものとする。

一 施行日に満十八歳以上である者が、施行日において旧児童福祉法第二十四條の二第一項に規定する指定施設支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、施行日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき 施行日

二 施行日に満十八歳未満である者が、施行日以後において、満十八歳となることに伴い新児童福祉法第二十四條の二第一項に規定する指定入所支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、満十八歳となる日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満十八歳となる日

(精神保健福祉士法の一部改正に伴う経過措置)第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第七條の規定による改正後の精神保健福祉士法の規定にかかわらず、精神保健福祉士試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に第七條の規定による改正前の精神保健福祉士法(以下この条において「旧精神保健福祉士法」という。)第七條第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号のいずれかの要件に該当する者

第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。)に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目(以下この条において「旧指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三 施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目(以下この条において「旧基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

四 施行日前に学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第四号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

五 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者そ

の他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

六 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七十七条に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

七 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七十八条に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

（施行前の準備）

第三十七条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他経過措置の政令への委任）

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四十条 次に掲げる法律の規定中「第五條第十二項を「第五條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二條の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十四條の二第二項第二号

三 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十條の二第二項第二号

第四十一條 次に掲げる法律の規定中「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改める。

一 労働者災害補償保険法第十二條の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法第十四條の二第二項第二号

三 地方公務員災害補償法第三十條の二第二項第二号

（地方自治法の一部改正）

第四十二條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の項第一号中「含む。」の下に、「第十九條の十一」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第四十三條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「第五項」を「第六項」に、「同條第十二項を「同條第十三項」に改め、同條第五項中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に改める。

第十條第一項第二号中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に改める。

第十八條第一項中「同條第五項」を「同條第六項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に改め、同條第二項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

第四十四條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「介護給付費等（この下に「次項及び」を加え、「同條第十三項」を「同條第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「第五條第十八項」を「第五條第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條の二第一項若しくは第二十四條の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七條第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一條第四項の規定により同法第二十七條第一項第一号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五條第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四條第一項に規定する児童以下この項において「身体障害者等」という。）が、継続して、第十八條第二項の規定により入所措置が採られて、障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生

活保護法第三十條第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

第九條の二第二項中「前條第四項各号」を「前條第五項各号」に、「同條第六項及び第七項」を「同條第七項及び第八項」に改める。

第十條第一項第二号中「第五條第二十項」を「第五條第二十四項」に改める。

第十一條第二項中「第二十六條第一項」の下に「第五十一條の七第二項及び第三項、第五十一條の十一」を加える。

第十一條の二第四項第二号中「第九條第四項第三号」を「第九條第五項第三号」に改める。

第十五條第一項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第十八條第一項中「同條第十二項」を「同條第十一項」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五條 前條の規定による改正後の身体障害者福祉法第九條第三項の規定は、施行日以後に継続して同條第二項に規定する特定施設に入所することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同條第三項に規定する身体障害者等について適用する。

（生活保護法等の一部改正）

第四十六條 次に掲げる法律の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四

号)第八十四条の三

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第百六条の二第二項第三号

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五条第二項第二号

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一号第三号

第四十七号 次に掲げる法律の規定中「第五條第十三項を「第五條第十四項」に改める。

一 生活保護法第八十四条の三

二 国民健康保険法第百六条の二第一項第三号

三 高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第二号

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一條第三号

(国有財産特別措置法の一部改正)

第四十八條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同号ハ中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

第四十九條 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ホ中「障害児施設給付費」を「障害児通所給付費の支給に係る者に対する障害児通所支援の用又は障害児入所給付費」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同項第三号中「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改め、同号ハ中「同條第十四項」を「同條第十三項」に、「同條第十五項」を「同條第十四項」に、「同條第十六項」を「同條第十五項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第五十條 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「第五項」を「第六項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に改める。

第十一條第二項中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に改める。

第十五條の四中「同條第五項」を「同條第六項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に改める。

第十六條第一項第二号中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

第五十一條 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「介護給付費等」の下に「次項」を加え、「同條第十三項」を「同條第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同條第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四條の二第一項若しくは第二十四條の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七條第一項第三号若しくは第二項の規定により措置(同法第三十一條第四項の規定により同法第二十七條第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む)が採られて障害者自立支援法第五條第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六條第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十條第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者(以下この項において「保護者であつた者」という。)が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生支援を行うものとする。

第十條第一項中「前條第四項各号」を「前條第五項各号」に、「同條第五項及び第六項」を「同條第六項及び第七項」に改める。

第十一條第二項中「第五條第十八項」を「第五條第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十二條第二項中「並びに第二十六條第一項」を「第二十六條第一項、第五十一條の七第二項及び第三項並びに第五十一條の十一」に改める。

第十三條第四項第二号中「第九條第四項第三号」を「第九條第五項第三号」に改める。

第十五條の四中「同條第十二項」を「同條第十三項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二條 前條の規定による改正後の知的障害者福祉法第九條第三項の規定は、施行日以後に継続して同條第二項に規定する特定施設に入所することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同條第三項の知的障害者について適用する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第五十三條 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第五十四條 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同條第二項第一号中「第三十四條の第三項」を「第三十四條の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法第三十四條の四第一項」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五條 この法律の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約(旧児童福祉法第三十五條第四項の認可を得た旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設に係るものに限る。)は、新児童福祉法第三十五條第四項の認可を得た新児童福祉法に規定する障害児入所施設又は新児童福祉法第三十四條の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に前條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の相当の規定によつてしたものとする。

(児童扶養手当法及び所得税法の一部改正)

第五十六條 次に掲げる法律の規定中「第六條の三第一項」を「第六條の四第一項」に改める。

一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四條第二項第五号

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二條第一項第三十四号

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第五十七條 激甚災害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五十八条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第五十九条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第六十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び介護保険法第百七十六條第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務」を「介護保険法第百七十六條第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第九十六條の二(連合会の業務)の規定による業務」に改める。

第六十一条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五條第一項第一号」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六條の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五條第一項第一号」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急

整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正)

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百一十一号)別表第一及び別表第二

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法別表第一及び別表第二

(消費税法の一部改正)

第六十四条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第五条第六項、第十四項又は第十五項」を「第五条第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

第六十五条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第十五項又は第十六項」を「第十四項又は第十五項」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第六十六条 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十七条 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十七条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第六十八条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第七十条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第六十九条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

第七十条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第七十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表第五十一條第四号の項中「第五十一條第四号」を「第五十一條第五号」に改める。

理 由

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための支援の一層の充実を図るため、利用者負担の見直し、相

談支援の充実、障害児支援の強化等制度全般について所要の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十五年八月までに障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものとする。

第二条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。

目次中「高額障害福祉サービス費」を削り、「第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第三十六條―第五十一條)」を「第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第三十六條―第五十一條)」に改める。

に、「第四節 補装具費の支給(第七十六條―第七十八條)」を「第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六條の二)」に、「第七章 審査請求(第九十七條―第一百五條)」を「第八章 審査

健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務請求(第九十七条―第一百五十五条)
務(第九十六条の二―第九十六条の四)に、「第八章」を「第九章」に、「第百六条」を「第百五条の二」に、「第九章」を「第十章」に改める。

第二章に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第四十一条中「精神障害者」の下に「発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含む」を加える。

第五十一条中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、同条中第二十二項を第二十三項とし、第四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第六十一条中、「高額障害福祉サービス費」を削り、「及び補装具費」を、「補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費」に改める。

第二章第二節の節名中、「高額障害福祉サービス費」を削る。

第十九条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十八条第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 同行援護

第二十九条第三項を次のように改める。
3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月

につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超過する額を指す)に、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額

第二十九条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十条第二項を次のように改める。

2 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定障害福祉サービス等 前条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を指す

サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)

第三十一条中「次の各号に掲げる介護給付費等」を「介護給付費又は訓練等給付費に、当該各号に定める」を「第二十九条第三項の」に、「これらの規定中「百分の九十」を「同項第二号中「額」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」を「額」の範囲内において市町村が定める額に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、同項中「を控除して得た額を基準」として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二章第二節第四款の款名中、「高額障害福祉サービス費」を削る。

第三十二条第一項中「第五條第十七項第一号」を「第五條第十八項第一号」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条第一項中「施設入所支援」の下に、「共同生活介護、共同生活援護」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「又は」を「若しくは」に、「当該指定障害者支援施設等から」を「又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居(以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。)に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から」に、「における」を「又は共同生活住居における」に、「及び居住」を「又は居住」

に、「次条第一項」を「(同項に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第四項から第七項まで」に改め、同条第三項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第三十五条第一項中「又は基準該当施設」を「若しくは基準該当施設又は共同生活住居」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改める。
第三十六条第三項中「第七号」を「第九号」に、「第九号又は第十号」を「第十一号又は第十二号」に、「第十一号」を「第六号まで又は第八号から第十三号」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十六条第三項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「から」の下に「第六号まで又は第八号から」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「前号」を「第八号」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 申請者が、第四十八條第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む)

む。の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第三十六条第三項第六号の次に次の一号を加える。

七 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しとなった当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉

サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十八条第三項及び第四十条中「第八号及び第十一号」を「第十号及び第十三号」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

3 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設の設置者は、第四十七条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該施設障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害者支援施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十五条に次の一項を加える。

止又は休止の日以後においても引き続き当該指定相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十六条第一項中「又は」の下に「休止し」を加え、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第四十七条の二 都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス

事業者、指定障害者支援施設の設置者若しくは指定相談支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第四十八条第一項中「に立ち入り」を「事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に係るのある場所に立ち入り」に改め、同条第三項中「について」を「の設置者について」に改める。

第四十九条第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号(のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合し

ていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十四条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、指定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十五条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第四十九条第七項中「第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号、第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」

に改める。

第五十条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第五十一条第二号を次のように改める。

二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

第二章第二節に次の一款を加える。

第六款 業務管理体制の整備等（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届

け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等その他の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等若しくは指定相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条第三項中「額は」の下に「、一月につき」を加え、同項第一号中「当該指定自立支援医療（を）同一の月に受けた指定自立支援医療（に）改め、」。以下この号において同じを削り、

「の百分の九十に相当する額。」を「から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額」に改め、同号ただし書を削る。

第五十九条第三項中「まで」の下に「及び第七号」を加える。

第六十八条第一項第二号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第七十六条第二項中「額は」の下に、「一月につき、同一の月に購入又は修理した補装具について」を加え、「費用の額とする」を「費用の額」に、「の百分の九十に相当する」を「を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た」に改め、同項ただし書を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

第七十六条の二 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に必要事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第八十八条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会(以下この項及び次条第五項において「自立支援協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(自立支援協議会の設置)

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第九十二条第一号中「、高額障害福祉サービ

ス費」を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「第九十二条第一号」の下に「及び第四号」を加え、「の支給」を「及び高額障害福祉サービス等給付費の支給」に改め、同条第二項中「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

第九十五条第二項第二号中「第九十二条第四号」を「第九十二条第五号」に改める。

第九十一条中「以下この条において同じ。」を「若しくは第五十一条の三第一項に」、「第四十八条第一項の」及び「同項の」を「これらの」に改める。

第九章を第十章とする。

第八章中第六十六条の前に次の一条を加える。

(連合会に対する監督)

第一百五十五条の二 連合会について国民健康保険法第六十六条及び第八十八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第九十六条の三に規定する障害者自立支援法関係業務を含む。)」とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

(連合会の業務)

第九十六条の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第三十二条第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費の支払に関する業務を行う。

(議決権の特例)

第九十六条の三 連合会が前条の規定により行

う業務(次条において「障害者自立支援法関係業務」という。)については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

(区分経理)

第九十六条の四 連合会は、障害者自立支援法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

附則第一条第三号中「平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第二条中「第三十五条まで」を「第三十二条まで、第三十四条、第三十五条」に改め、「第七十一条」の下に、「第七十六条の二」を加える。

附則第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援について、指定旧法施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額)を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

附則第二十一条第三項を削る。

附則第二十二條第四項を次のように改める。

4 前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、

に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第六条中「サービス利用計画作成費」を削り、「特例特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費」を加える。

第八条第二項中「第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者」に改め、「サービス利用計画作成費」を削り、「特定障害者特別給付費の下に「地域相談支援給付費、計画相談支援給付費」を加える。

第二章第二節の節名中「サービス利用計画作成費」を削る。

第十九条第四項中「前項を「前二項に、「障害者」を「障害者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみ

なされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者等が、継続して、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。

援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービスのサービス等利用計画案の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。

第二十六条第二項中「同じ。」並びに「同じ。」に、「の規定」を「並びに第五十一条の七第二項及び第三項（これらの規定を第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に改める。

第二十八条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第二節第四款の款名中「サービス利用計画作成費」を削る。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条 削除

第二章第二節第五款の款名中「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に改める。

第三十六条第三項第六号中「及び第四項を削り、「同じ。」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項を加え、同項第七号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の十九第一項若しくは第二項を加え、同項第八号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項を加え、同項第十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項を加え、同項第九号中「及び第四項を削り、「含む。」の下に「又は第五十一

条の二十七第一項若しくは第二項を、「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を、「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加え、同項第十号中「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加える。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第一項中「並びに第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四項中「第三十八条及び前条」を「及び第三十八条」に改める。

第四十二条の見出しを「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務」に改め、同条第一項中「指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等の設置者」に改め、「又は相談支援」を削り、同条第二項中「又は相談支援」を削る。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条第一項中「又は指定相談支援事業者」を「又は相談支援事業所及び若しくは指定相談支援」を削り、同条第二項中「又は指定相談支援事業者」及び「若しくは指定相談支援」を削る。

第四十七条の二第一項中「第四十四条第三項又は第四十五条第三項」を「又は第四十四条第三項」に改め、「指定相談支援事業者」を削り、同条第二項中「指定障害者支援施設等の設置者又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設等の設置者」に、「第四十四条第三項又は第四十五条第三項」を「又は第四十四条第三項」に、「指定障害者支援施設等の設置者若しくは指定相談支援事業者」を若しくは指定障害者支援施設等の設置者」に改める。

第四十八条第四項を削る。

第四十九条第三項を削り、同条第四項中「前

三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「サービスマン利用計画作成費若しくは」を「又は」に改め、「又は指定相談支援」を削り、「第二項各号」を「又は第二項各号」に改め、「又は第三項各号」及び「若しくは相談支援事業所」を削り、同項を同条第六項とする。

第五十条第四項を削る。

第五十一条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四号中「及び第四項」を削り、「指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設」に改める。

第五十一条の三第一項中「若しくは指定相談支援」を削る。

第二章第五節を同章第六節とする。

第七十六条第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二章第四節を同章第五節とする。

第五十二条第二項及び第五十六条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

(地域相談支援給付費等の相談支援給付費決定) 第五十一条の五 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付費決定」

という。)を受けなければならない。

2 第十九条(第一項を除く。)の規定は、地域相談支援給付費決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(申請)

第五十一条の六 地域相談支援給付費を受けようとする障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 第二十条(第一項を除く。)の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(給付要否決定等)

第五十一条の七 市町村は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第五十一条の十二において「給付要否決定」という。)を行うものとする。

2 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサー

ビス等利用計画案の提出を求めるものとす

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。

7 市町村は、地域相談支援給付費決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。

8 市町村は、地域相談支援給付費決定を行ったときは、当該地域相談支援給付費決定障害者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。

(地域相談支援給付費決定の有効期間) 第五十一条の八 地域相談支援給付費決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「地域相談支援給付費決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

(地域相談支援給付費決定の変更)

第五十一条の九 地域相談支援給付費決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付費決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付費決定の変更の申請をすることができ

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第五十一条の七第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付費決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付費決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付費決定障害者に対し、地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。及び第五十一条の七(第一項を除く。))の規定は、前項の地域相談支援給付費決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め

4 市町村は、第二項の地域相談支援給付費決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(地域相談支援給付費決定の取消し)

第五十一条の十 地域相談支援給付費決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付費決定を取り消すことができる。

一 地域相談支援給付費決定に係る障害者が、第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 地域相談支援給付費決定障害者が、地域相談支援給付費決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき(地域相談支援給付費決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。)

三 地域相談支援給付費決定に係る障害者が、正当な理由なしに第五十一条の六第二項及び前条第三項において準用する第二十条第二項の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第五十一条の十一 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(政令への委任)

第五十一条の十二 第五十一条の五から前条までに定めるもののほか、地域相談支援給付決定、給付要否決定、地域相談支援受給者証、地域相談支援給付決定の変更の決定及び地域相談支援給付決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給)

第五十一条の十三 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、地域相談支援に關して次条及び第五十一条の十五の規定により支給する給付とする。

(地域相談支援給付費)

第五十一条の十四 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内)のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用に

ついて、地域相談支援給付費を支給する。

2 指定地域相談支援を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定一般相談支援事業者に地域相談支援受給者証を提示して当該指定地域相談支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域相談支援給付費の額は、指定地域相談支援の種類ごとに指定地域相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額とする。

4 地域相談支援給付決定障害者が指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときは、市町村は、当該地域相談支援給付決定障害者が当該指定一般相談支援事業者を支払うべき当該指定地域相談支援に要した費用について、地域相談支援給付費として当該地域相談支援給付決定障害者に支給すべき額の限度において、当該地域相談支援給付決定障害者に代わり、当該指定一般相談支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付費の支給があったものとみなす。

6 市町村は、指定一般相談支援事業者から地域相談支援給付費の請求があったときは、第三項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準(指定地域相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、地域相談支援

給付費の支給及び指定一般相談支援事業者の地域相談支援給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特例地域相談支援給付費)

第五十一条の十五 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第五十一条の六第一項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。

2 特例地域相談支援給付費の額は、前条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例地域相談支援給付費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

(計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給)

第五十一条の十六 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に關して次条及び第五十一条の十八の規定により支給する給付とする。

(計画相談支援給付費)

第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第二十二条第四項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項(第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。

2 計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)とする。

3 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者を支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者を支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、計画相談支援対象障害者等に対し計画相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 前各項に定めるもののほか、計画相談支援給付費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例計画相談支援給付費）

第五十一条の十八 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

2 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えたときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

（指定一般相談支援事業者の指定）

第五十一条の十九 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所（以下この款において「一般相談支援事業所」という。）ごとに行う。

2 第三十六条第三項（第四号、第十号及び第十三号を除く。）の規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定特定相談支援事業者の指定）

第五十一条の二十 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下この款において「特定相談支援事業所」という。）ごとに行う。

2 第三十六条第三項（第四号、第十号及び第十三号を除く。）の規定は、第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の更新）

第五十一条の二十一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者及び第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 第四十一条第二項及び第三項並びに前二条

の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定地域相談支援の事業の基準）

第五十一条の二十三 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定地域相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定地域相談支援を提供しなければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後

においても引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定一般相談支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（指定計画相談支援の事業の基準）

第五十一条の二十四 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定計画相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定計画相談支援を提供しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定計画相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定特定相談支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第五十一条の二十五 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところに

より、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第五十一条の二十六 第四十七条の二の規定は、指定一般相談支援事業者が行う第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供について準用する。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者による第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定特定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第五十一条の二十七 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者(以下この項において「指定一般相談支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者若しくは指定一般相談支援事業者であつた者等に

くは指定一般相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定一般相談支援事業者の当該指定に係る一般相談支援事業所、事務所その他当該指定地域相談支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市町村長は、必要があると認めるときは、指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定特定相談支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者若しくは指定特定相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定特定相談支援事業者の当該指定に係る特定相談支援事業所、事務所その他当該指定計画相談支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条の二十八 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該

基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第二項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、

らなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 地域相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定一般相談支援事業者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十四第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定

の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

五 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。

六 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定特定相談支援事業者が、不正の手段

により第五十一条の十七第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

3 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（公示）

第五十一条の三十 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三 前条第一項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を取り消したとき。

2 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第五十一条の二十五第四項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三 前条第二項の規定により指定特定相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第四款 業務管理体制の整備等
（業務管理体制の整備等）

第五十一条の三十一 指定相談支援事業者は、第五十一条の二十二第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事

二 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であつて、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届

出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十一条の三十二 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等)にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要があると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対し質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に係る場所に入り入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事

事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。(勸告、命令等)

第五十一条の三十三 第五十一条の三十一第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等)にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相

談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第一号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 基幹相談支援センターの設置者は、第一項の事業及び業務を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第七十八条第一項中「前条第一項第一号」を

「第七十七条第一項第一号」に、「相談支援事業」を「相談支援に係る事業」に改める。

第七十九条第一項第二号を次のように改める。

二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第八十八条第二項第一号及び第二号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。

第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同項第二号中「指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、同項第三号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第四項中「精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。」を削る。

第九十二条第一号中「サービス利用計画作成費」を削り、同条第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費(第九十四条第一項において「相談支援給付費等」という。)の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「及び第四号」を「第二号及び第五号」に改め、「人数」の下に「相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数」を加え、同項第二号中「第九十二条第二号及び第三号」を「第九十二条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

第九十五条第一項第二号中「同条第二号及び第三号」を「同条第三号及び第四号」に改め、同条第二項第一号中「含む。」の下に「並びに第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一

条の九及び第五十一条の十の規定により市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務」を加え、同項第二号中「第九十二条第五号」を「第九十二条第六号」に改める。

第九十六条の二中「及び第三十一条第六項」を「第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項」に改め、「サービス利用計画作成費及び」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費」を加える。

第九十七条第一項及び第九十八条第三項中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等」を加える。

第九十九条第二項中「第二十四条第三項」の下に「第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項」を、「含む。」の下に「及び第七十七条の二第六項」を加える。

第一百十一条中「及び第四項」を削り、「若しくは第五十一条の三第一項を、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項」に改める。

第一百五十三条第三項中「又は第二十五条第二項」を「第二十五条第二項、第五十一条の九第二項又は第五十一条の十第二項」に改め、「受給者証」の下に「又は地域相談支援受給者証」を加える。

附則第二条中「第六十三條の四及び第六十三條の五」を「第六十三條の二及び第六十三條の三」に、「第三十二條」を「第三十一条」に改め、「第三十五条の下に」、第五十一条の五から第五十一条の十まで、第五十一条の十四、第五十一条の十五を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により障害者とみなされた障害児であつて、特定施設へ入所する前日において、児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の

規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五号第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害児に係る第十九条第四項の規定の適用については、同項中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日に当該障害児の保護者」と、同項ただし書中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日」と、「保護者であつた者」とあるのは「当該障害児の保護者」と読み替えるものとする。

（児童福祉法の一部改正）
第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三款 障害児施設医療費の支給（第二十四条の二十一第二十四条の二十三）」を「第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の十四款 障害児施設医療費の支給（第二十四条の九の二第二十四条の十九の四）」「第二十一条第二十四条の二十三）」に、「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改める。

障害児施設給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定施設支援について、障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額を合計した額

二 当該施設給付決定保護者の家計の負担能

力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第二十四条の二第三項を削る。

第二十四条の三第十項中「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改める。

第二十四条の五中「同項中「百分の九十」を「同項第二号中「額」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合」を「額」の範囲内において都道府県が定める額」に改める。

第二十四条の六第一項中「費用の合計額」の下に「（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）を加え、「政令で定めるところにより」を削る。

第二十四条の九第二項中「第二十四条の十三、第二十四条の十四」を「第二十四条の十二第二項、第二十四条の十三から第二十四条の十四の二まで」に、「及び第二十四条の十八」を「第二十四条の十八、第二十四条の十九の二第二項第二号及び第四項、第二十四条の十九の三第二項及び第三項並びに第二十四条の十九の四第五項」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定知的障害児施設等の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定知的障害児施設等の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定知的障害児施設等の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第二十四条の九第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 申請者が、第二十四条の十五第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十四条の十四の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第二十四条の十二に次の一項を加える。

指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十四の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定施設支援を受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定施設支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児施設支援が継続的に提供されるよう、他の指定知的障害児施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四条の十四の次に次の一条を加える。

第二十四条の十四の二 都道府県知事は、第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定知的障害児施設等の設置者について二以上の都道府県知事

が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の十五第一項中「に立ち入り」を、「当該指定知的障害児施設等の設置者の事務所その他当該指定知的障害児施設等の運営に係るある場所に立ち入り」に改める。

第二十四条の十六第一項を次のように改める。

都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定知的障害児施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第二十四条の十七第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

第二十四条の二十第二項中「額は」の下に「一月につき」を加え、同項第一号中「当該障害児施設医療」を「同一の月に受けた障害児施設医療」に改める。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十四号

療」に、「以下この項」を「次号」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「の百分の九十に相当する額」を「から、当該施設給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額」に改め、同号ただし書を削る。

第二章第四節第三款を同節第四款とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 業務管理体制の整備等
第二十四条の十九の二 指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十一第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定知的障害児施設等の設置者以外の指定知的障害児施設等の設置者 都道府県知事
二 当該指定に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定知的障害児施設等の設置者又は指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

平成二十二年五月二十八日

に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の十九の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定知的障害児施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等の設置者の当該指定に係る施設、事務所その他の指定施設支援の提供に係るある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定知的障害児施設等の設置者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十四条の十五第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十九の四 第二十四条の十九の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定知的障害児施設等の設置者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定知的障害児施設等の設置者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、指定知的障害児施設等の設置者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第二十六條第一項第二号中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に改める。

第六十條第五項を削る。

第六十二條第四号中「第二十四條の十五第一項」の下に「又は第二十四條の十九の三第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

本則中第六十二條の三を第六十二條の四とし、第六十二條の二を第六十二條の三とし、第六十二條の次に次の一条を加える。

第六十二條の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十條第一項から第三項まで及び前条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十三條の三の二第一項ただし書中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改め、同条第三項中「及び第二十四條の十九」を「第二十四條の十九及び第二十四條の二十」に改める。

第六十三條の四中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

第五條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第一節 定義(第四条―第七条)

第二節 児童福祉審議会等(第八条・第九條)

第三節 実施機関(第十条―第十二條の六)

第四節 児童福祉司(第十三條―第十五條)

第五節 児童委員(第十六條―第十八條の三)

第六節 保育士(第十八條の四―第十八條の二十四)

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導等(第十九條―第二十一条の五)

第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給(第二十一条の五の二―第二十一条の五の十三)

第二款 指定障害児通所支援事業者(第二十一条の五の十四―第二十一条の五の二十三)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十一条の五の二十四―第二十一条の五の二十六)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給(第二十一条の五の二十七―第二十一条の五の三十)

第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置(第二十一条の六―第二十一条の七)

第六款 子育て支援事業(第二十一条の八―第二十一条の十七)

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所(第二十二条―第二十四条)

第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給(第二十四条の二―第二十四条の八)

第二款 指定障害児入所施設等(第二十四条の九―第二十四条の十九)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十四条の十九の二)

第四款 障害児入所医療費の支給(第二十四条の二十―第二十四条の二十三)

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児

食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例(第二十四条の二十四)

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給(第二十四条の二十五―第二十四条の二十七)

第二款 指定障害児相談支援事業者(第二十四条の二十八―第二十四条の三十七)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十四条の三十八―第二十四条の四十)

第六節 要保護児童の保護措置等(第二十五条―第三十三条の九)

第七節 被措置児童等虐待の防止等(第三十三条の十―第三十三条の十七)

第八節 雑則(第三十四条・第三十四条の二)

第三章 事業、養育里親及び施設(第三十四条の三―第四十九条)

第四章 費用(第四十九条の二―第五十六条の五)

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(第五十六条の五の二―第五十六条の五の四)

第六章 審査請求(第五十六条の五の五)

第七章 雑則(第五十六条の六―第五十九条の八)

「第三十四条の十九」に改め、同条を第六條の四とし、第六條の二を第六條の三とし、第六條の次に次の一条を加える。

第六條の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、児童発達支援センターとは、児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、児童発達支援センターとは、児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、児童発達支援センターとは、児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、児童発達支援センターとは、児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状態、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画」という。）を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十一条の五の三第三項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支

援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状態、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第七条第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

第七条第三項から第七項までを削る。

第十二条の三第二項第二号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削る。

第二十一条の三第四項中「国民健康保険団体連合会」を「国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）」に改める。

第二章第二節第二款を同節第六款とする。

「第一款 障害福祉サービスの措置」を「第一款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置」に改める。

第二十一条の六中「市町村は、」の下に「障害児通所支援又は」を加え、「同法」を「障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法」に、「又は特例介護給付費」を「若しくは特例介護給付費」に改め、「従い、及び」に「者」の下に「障害児通所支援若しくは」を加える。

第二十一条の七中「障害者自立支援法」を「障害児通所支援事業を行う者及び障害者自立支援法」に改める。

第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に次の四款を加える。

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給

第二十一条の五の二 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給は、次に掲げる障害児通所支援に関して次条及び第二十一条の五の四の規定により支給する給付とする。

一 児童発達支援

二 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）

三 放課後等デイサービス

四 保育所等訪問支援

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受け、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内）のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提

供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

障害児通所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第二十一条の五の四 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第二号に規定する基準該当通所支援（第二十一条の五の七第七項に規定する支給量の範囲内）のものに限る。）に要した費用（通所特定費用を除く。）について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

一 通所給付決定保護者が、第二十一条の五の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき

二 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援（第二十一条の五の七第七項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準

に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。を受けたとき。

三 その他政令で定めるとき。

特例障害児通所給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付費決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定通所支援 前条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)

二 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類(一)に基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)

第二十一条の五の五 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費(以下この款において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定(以下「通所給付決定」という。)を受けなければならない。通所給付決定は、障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在の市町村が行うものとする。

第二十一条の五の六 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状態、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定障害児相談支援事業者等」という。)に委託することができる。

前項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等は、障害児の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十四第二項第四号第二十四条の九第二項(第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。及び第二十四条の二十八第二項(第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号において同じ。若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項及び第二十一条の五の十において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障

害児支援利用計画案を提出することができる。

市町村は、前二項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。

通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保

護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第二十一条の五の十七第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

第二十一条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

第二十一条の五の五第二項、第二十一条の五の六（第一項を除く。）及び前条第一項を除く。の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

第二十一条の五の九 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。

一 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十一条の五の六第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

前項の規定により通所給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。

第二十一条の五の十 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第二十一条の五の五から前条までの規定による業務に関し、その設置する児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第二十一条の五の十一 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認めた通所給付決定保護者が受ける障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の三第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額」とあるのは、「額」の範囲内において市町村が定める額」とする。

前項に規定する通所給付決定保護者が受ける特例障害児通所給付費の支給については第二十一条の五の四第二項の規定を適用する場合

においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二十一条の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第二十一条の五の十三 この款に定めるもののほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の障害児通所給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児通所支援事業者 第二十一条の五の十四 第二十一条の五の三第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ことを行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十七第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十二第一項において「役員等」という。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申

請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の十六 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

指定障害児通所支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十一条の五の十八 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の五の十九 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の五の十七第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定障害児通所支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十一条の五の十七第三項に規

定する便宜の提供が円滑に行われるため必要がある」と認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十一条の五の二十 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に係る場所内に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

前三項の規定は指定医療機関の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の二十一 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号の指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号

に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合、当該基準を遵守すること。

二 第二十一条の五の十七第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合、当該基準を遵守すること。

三 第二十一条の五の十七第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

市町村は、障害児通所給付費の支給に係る指定通所支援を行つた指定障害児事業者等について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十一 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において

は、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児通所支援事業者又はその役員等が、第二十一条の五の十四第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十六第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十七第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一条の五の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為を

した場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があつたとき。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に係る指定障害児通所支援又は肢体不自由児通所医療費の支給に係る第二十一条の五の二十七第一項に規定する肢体不自由児通所医療を行つた指定障害児通所支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十一条の五の十八第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十一条の五の二十四 指定障害児事業者等

は、第二十一条の五の十六第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に對し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十一条の五の二十五 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。)における同条第

一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要があると認めるときは、厚生労働大臣に對し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十一条の五の二十六 第二十一条の五の二十四第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める

基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給

第二十一条の五の二十七 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等(病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。

肢体不自由児通所医療費の額は、一月につ

き、肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十四條の二十第二項において同じ。)を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。

通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。

第二十一条の五の二十八 第二十一条の規定は指定障害児通所支援事業者等について、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は指定障害児通所支援事業者等に対する肢体不自由児通所医療費の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第二項の医療」とあるのは「第二十一条の五の二十七第一項に規定する肢体不自由児通所医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは「診療方針と、第二十一条の三第二項を除く。中「診療報酬」とあるのは「肢体不自由児通所医療費の」と読み替へるものとする。

第二十一条の五の二十九 肢体不自由児通所医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康

保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち、肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行われない。

第二十一条の五の三十 この款に定めるもののほか、肢体不自由児通所医療費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の肢体不自由児通所医療費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二章第四節の節名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二章第四節第一款の款名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に改める。

第二十四条の二第二項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「いう」を「総称する。」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第一号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「障害児施設支援の種類」とを削り、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同条第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十四条の三第一項中「障害児施設給付費」

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十四号

を「障害児入所給付費」に改め、「障害児施設支援の種類」を「心身の状態」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第四項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第五項中「障害児施設支援の種類」とを削り、同条第六項中「施設給付決定を」

を「入所給付決定を」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「受給者証」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第七項中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第九項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第十項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第十一項中「国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」を「連合会」に改める。

第二十四条の四第一項中「施設給付決定を」を「入所給付決定を」に改め、同条第一号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他政令で定めるとき。

平成二十二年五月二十八日

第二十四条の四第二項中「施設給付決定の」を「入所給付決定の」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の五中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

第二十四条の六第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の七第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「知的障害児通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く。」を削り、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「入所し」を「入所等をし」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の八中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「指定知的障害児施設等の障害児施設給付費」を「指定障害児入所施設等の障害児入所給付費」に改める。

「第二款 指定知的障害児施設等」を「第二款 指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の九第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）であつて、そのを「障害児入所施設」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十一条の五の十四第二項（第七号を除く。）の規定は、第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設の指定について準用する。こ

の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十一第一項及び第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同条第三項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十二第一項及び第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第三項中「指定知的障害児施設等の設置者は」を「指定障害児入所施設の設置者は」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「他の指定知的障害児施設等」を「他の指定障害児入所施設等」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の厚生労働省令で定める基準は、知的障害のある児童、盲児（強度の弱視児を含む。）、ろうあ児（強度の難聴児を含む。）、肢体不自由のある児童、重症心身障害児その他の指定障害児入所施設等に入所等をする障害児についてそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されるものでなければならぬ。

第二十四条の十三及び第二十四条の十四中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十四の二第二十一条の五の十九の規定は、指定障害児入所施設の設置者による第二十四条の十二第四項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の十九第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第二十四条の十五第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「その長を」当該指定障害児入所施設等の長に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第

二項を次のように改める。

第二十一条の五の二十第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十五第三項を削る。

第二十四条の十六第一項中、「指定知的障害児施設等」を、「指定障害児入所施設等」に、「当該指定知的障害児施設等」を、「当該指定障害児入所施設等」に改め、同項第一号及び第二号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第三号中第二十四条の十二第三項を「第二十四条の十二第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十七中「指定知的障害児施設等に係る」を「指定障害児入所施設に係る」に改め、同条第一号中「指定知的障害児施設等」を「指定

同条第七号中「指定施設設置者等」を「指定入所施設設置者等」に改め、同号ただし書中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、

「その長」を「当該指定障害児入所施設」の長に改め、同条第八号及び第九号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第十号及び第十一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

第二十四条の十八各号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十九中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十九の二を次のように改める。
第二十四条の十九の一 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十九の三及び第二十四条の十九の四を削る。

「第四款 障害児施設医療費の支給」を「第四款 障害児入所医療費の支給」に改める。

第二十四条の二十第一項中、「施設給付決定」を、「入所給付決定」に、「指定知的障害児施設等を」「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設

支援」を「障害児入所支援」に、「障害児施設医療」を「この条において「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に

「護者」に改め、同条第四項中「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「指定知的障害児施設

等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設療養」を「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第五項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の二十一中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改める。

第二十四条の二十二中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二十四条の二十三中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二章第四節に次の一款を加える。

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例

第二十四条の二十四 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める

支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで、第二十四条の十九及び第二十四条の二十から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十四条第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に、「第四十三条の三」を「第四十三条」に改める。

第二章第七節を同章第八節とする。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に改める。

第二章第六節を同章第七節とする。

第二十五条の七第一項第二号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十八項」

を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に、「第三十四条の六」を「第三十四条の七」に、「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改める。

第二十七条第一項第二号中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同項第三号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を」障害児入所施設に改め、同条第二

項中「第四十三條の三又は第四十三條の四に規定する児童を」肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に、「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」第四十二條第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。」に改める。

第三十一條第二項中「知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）盲ろうあ児施設」を「障害児入所施設（第四十二條第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）に、「同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号」を「引き続き同項第三号」に改め、同条第三項中「肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項」を「障害児入所施設（第四十二條第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七條第二項に、「第四十三條の三に規定する児童を」肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児に改め、「第二十七條第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三條の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで」を削り、「第二十七條第二項」を「同項」に改める。

第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費の支給

第二十四條の二十五 障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費の支給は、障害児相談支援に關して次条及び第二十四條の二十七の規定により支給する給付とする。

第二十四條の二十六 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第一項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に對し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

一 第二十一條の五の七第四項第二十一條の五の八第三項において準用する場合を含む。の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第二十一條の五の六第一項又は第二十一條の五の八第一項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者以下指定障害児相談支援事業者という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。

二 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。

障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）とする。

障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に對し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援

対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に對し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四條の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に關する基準（指定障害児相談支援の取扱いに關する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に關する事務を連合会に委託することができる。

前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十四條の二十七 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援（第二十四條の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に關する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特別障害児相談支援給付費を支給することができる。

特別障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用

の額）を基準として、市町村が定める。

前二項に定めるもののほか、特別障害児相談支援給付費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児相談支援事業者

第二十四條の二十八 第二十四條の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者自立支援法第五條第十七項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）に行う。

第二十一條の五の十四第二項の規定は、第二十四條の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四條の二十九 第二十四條の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に對する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四條の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児がその有する能力及び適性に應じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他

の關係機關との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十四条の三十一 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定障害児相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定障害児相談支援を提供しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害児相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四条の三十二 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十

日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二十四条の三十三 市町村長は、指定障害児相談支援事業者による第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児

相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができ。

一 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事

業所を管理する者その他の政令で定める使用人（第十一号において「役員等」という。）が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十四第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対しては答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当

の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児相談支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第二十四条の三十七 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十四条の三十八 指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十三第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業

都道府県知事

二 指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）における同条

第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定障害児相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の四十 第二十四条の三十八第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。

第三十四条の二十を第三十四条の二十一とし、第三十四条の七から第三十四条の十九までを一条ずつ繰り下げる。

第三十四条の六中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同条を第三十四条の七とする。

第三十四条の五中「都道府県知事は」の下に「障害児通所支援事業等」を加え、「又はその」を「その」に、「ときは」を「とき、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは」に改め、同条を第三十四条の六とする。

第三十四条の四第一項中「ときは」の下に「障害児通所支援事業等」を加え、同条を第三十四条の五とし、第三十四条の三を第三十四条の四とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

第三十四条の三 都道府県は、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（以下「障害児通所支援事業等」という。）を行うことができる。国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令

で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十二条中「知的障害児施設は、知的障害のある児童を「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児に、「これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える」を「当該各号に定める支援を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

第四十三条中「知的障害児通園施設は、知的障害のある児童を「児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児に、「これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える」を「当該各号に定める支援を提供する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

第四十三条の二から第四十三条の四までを削り、第四十三条の五を第四十三条の二とする。

第四十四条の三中「第六条の二各号」を「第六条の三各号」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センター」に改める。

第四十七条第二項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第四十八条中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に、「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第五十条第六号中「次条第一号」を「次条第三号」に改め、同条第六号の二中「次条第三号及び第四号」を「次条第四号及び第五号」に改め、同条第六号の四中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第七号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

第五十一条中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

第五十一条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

第五十三条中「第三号及び第五号から第十号まで」を「第四号及び第七号から第十二号まで」に改める。

第五十五条中「第二号及び第四号」を「から第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第五十六条第二項中「第五十一条第一号及び第二号」を「第五十一条第二号及び第三号」に改め、同条第三項中「第五十一条第三号若しくは第四号」を「第五十一条第四号若しくは第五号」に改める。

第五十六条の二第二項第二号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第三項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設又は児童発達支援センター」に改める。

第六十条の次に次の一号を加える。

第六十条の二 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条の五の六第四項第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項又は第二十四条の十九の三第一項」を「第二十一条の五の二十第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第二十一条の五の二十五第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一項」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の第三項又は第二項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは虚偽の提示をし、又はこれらの規定による当該職員

の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の四第一号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二号中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第二項」に改め、本則中同条を第六十二条の六とし、同条の次に次の一号を加える。

第六十二条の七 市町村は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十一条の五の八第二項又は第二十一条の五の九第二項の規定による通所受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは虚偽の提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 正当の理由がないのに、第五十七条の三の第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは虚偽の提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二条の三を第六十二条の四とし、同条の次に次の一号を加える。

第六十二条の五 第五十七条の三の第三項又は第四項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは虚偽の提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十二条の二中「前条第四号」を「第六十二条第四号」に改め、同条を第六十二条の三とし、第六十二条の次に次の一号を加える。

第六十二条の二 正当の理由がないのに、第五

十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、

第五十六条の五の五第二項において準用する同法第九十八条第一項に規定する不服審査会の行う審査の手続における請求人又は第五十六条の五の五第二項において準用する同法第六十二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第六章を第八章とする。

第五十六条の六第一項中「ため」の下に、「障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費」を加え、「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に改める。

第五十七条の二第二項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

市町村は、偽りその他の不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他

不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第五十七条の三第一項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「第二十四条の十五第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十七条の三の次に次の二条を加える。

第五十七条の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通

所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児相談支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児入所支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児入所支援に關し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

第二十一条の五の二十第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

第五十七条の四「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条に第一項と

して次の一項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十七条の四の次に次の一条を加える。

第五十七条の四の二 連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の三に規定する児童福祉法関係業務を含む。）とする。

第五十七条の五第二項中「障害児施設給付費等」を「障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等」に改める。

第五十九条の五第一項中「第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第五十六条の五の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十四条の三第十一項、第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託を受けて行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受けて行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支払に關する業務を行う。

第五十六条の五の三 連合会が前条の規定により行う業務（次条において「児童福祉法関係業

務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特段の定めをすることができる。

第五十六条の五の四 連合会は、児童福祉法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第六章 審査請求

第五十六条の五の五 市町村の障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

前項の審査請求については、障害者自立支援法第八章（第九十七条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条の二から第六十三条の三の二までを削る。

第六十三条の四中「第五條第十三項を」「第五條第十三項」に改め、同条を第六十三条の二とし、第六十三条の五を第六十三条の三とする。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第六條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に、「第三節 精神科病院（第十九条の七―第十九条の十）」を「第三節 精神科病院（第十九条の七―第十九条の十）」に改める。

第四條第一項中「又は社会適応訓練事業を行う者」を削り、「運営し、又はその事業を行う」を「運営する」に改め、同条第二項中「医療施設」及び「及び医療施設」に改め、「及び社会適応訓練事業を行う者」を削る。

第四章の章名中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に改める。第十九条の四に次の一項を加える。

3 指定医は、その勤務する医療施設の業務に支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、前項各号に掲げる職務を行うよう都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応じなければならない。

第四章に次の一節を加える。

第四節 精神科救急医療の確保

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たつては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

第四十七條第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

第四十九條第一項中「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた」及び「又は精神障害者社会適応訓練事業（以下「障害福祉サービス事業等」と

いう。）を削り、「第五條第十七項を」「第五條第十八項に改め、同条第二項及び第四項中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十條及び第五十一條を次のように改める。

第五十條及び第五十一條 削除

第五十一條の四中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十一條の十三第一項中「含む。」の下に、「第十九條の十一」を加える。

第七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「ため」の下に、「当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）同条第十七項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに」を加える。

第六條第二項第五号中「第二十二條第二項」の下に「又は第五十一條の七第二項を加え、同条第一項に規定する支給要否決定を」「同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定」に改め、同項第六号中「第二十六條第一項」の下に「又は第五十一條の十一」を加える。

第二十二條の二中「障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を「障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは障害者自立支援法第五條第十七項に規定する特定相談支援事業（第四十九條第一項において「特定相談支援事業」という。）に改める。

第三十八條中「ため」の下に、「当該施設の医師、看護師その他の医療従事者による有機的な

連携の確保に配慮しつつ」を、「（応じ）の下に」「必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら」を加える。

第四十九條第一項中「障害者自立支援法第五條第十八項に規定する相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第八條 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條」を「第三十八條の二」に改める。

第二條中「利用している者」の下に「の地域相談支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五條第十七項に規定する地域相談支援をいう。第四十一條第一項において同じ。）の利用に関する相談その他」を加える。

第七條第一号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五條の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）を削り、同条第三号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第四章中第三十九條の前に次の一條を加える。

（誠実義務）

第三十八條の二 精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十一條第一項中「医師その他の医療関係者」を「その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサ

ビスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(資質向上の責務)

第四十一条の二 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

(社会福祉法の一部改正)

第九条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通所施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第三項第二号中「児童福祉法に規定する」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、同項第四号の二中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定及び第二条中障害者自立支援法第四十一条の改正規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

二 第二条の規定(障害者自立支援法第四十一条の改正規定を除く)並びに第四条及び第六条の規定並びに附則第四条から第十号まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十六条及び第六十九条の規定 公布の日か

ら起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(指定知的障害児施設等に入所又は入院している者に対する配慮等)

第三条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧児童福祉法(附則第二十二条第二項に規定する旧児童福祉法をいう。)第二十四条の二第二項に規定する指定知的障害児施設等(附則第三十五条において「指定知的障害児施設等」という。)に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービス(障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス)をいう。以下この条において同じ。を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の基準の設定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置) 第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた第二条の規定による改正前の障害者自立支援法(以下この条から附則第六号まで及び附則第八号から第十号までにおいて「旧自立支援法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項及び附則第十号第三項において「指定障害福祉サービス等」という。)に係る旧自立支援法第二十九条第一項及び第三十一条の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前

に行われた旧自立支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスに係る同項及び旧自立支援法第三十一条の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに係る旧自立支援法第三十三条第一項の規定による高額障害福祉サービス費の支給については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十六条第一項(旧自立支援法第四十条において準用する場合を含む。)、第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の指定又は指定の変更の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定又は指定の変更がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第六条 第二条の規定による改正後の障害者自立支援法(以下この条及び次条において「新自立支援法」という。)第三十六条第三項第七号(新自立支援法第三十七条第二項、第三十八条第三項(新自立支援法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、第四十条(新自立支援法第四十一条第四項において準用する場合を含む。))及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定は、同号に規定する申請者と密接な関係を有する者が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧自立支援法第五十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。))の規定により指定を取り消され、又は同日前に発生した事実を理由として同日後に新自立支援法第五十条第一項(同条第三項及

び第四項において準用する場合を含む。))の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

第七条 新自立支援法第四十六条第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十条第一項に規定する療養介護医療に係る同項の規定による療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療に係る同項の規定による基準該当療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第五十九条第一項の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具の購入又は修理に係る同項の

規定による補装具費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援(次項において「指定旧法施設支援」という。)に係る同条第一項の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法附則第二十二條第三項の規定による指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に係る同項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十一条 第三條の規定による改正後の障害者自立支援法(以下「新自立支援法」という。)第十九條第四項(新自立支援法第五十一條の五第二項において準用する場合及び新自立支援法附則第二條第二項において読み替えて適用する場合を含む。)以下この条において同じ。の規定は、施行日以後に継続して新自立支援法第十九條第三項に規定する特定施設に入所することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第四項の障害者等について適用する。

第十二條 新自立支援法第二十條及び第二十二條(これらの規定を新自立支援法第二十四條第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、施行日以後に行われた新自立支援法第二十條第一項又は第二十四條第一項の申請について適用し、施行日以前に行われた第三條の規定による改正前の障害者自立支援法(以下「旧自立支援法」という。)第二十條第一項又は第二十四條第一項の申請については、なお従前の例による。

2 新自立支援法第二十條及び第二十二條の規定にかかわらず、施行日以前に行われた旧自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

第十三條 旧自立支援法第二十條第二項後段の規定により同項の調査の委託を受けた同項に規定する指定相談支援事業者等の役員若しくは同条第三項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者に係る同条第四項の規定による当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十四條 施行日以前に行われた旧自立支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項において「指定障害福祉サービス等」という。)であつて、旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係るものについての旧自立支援法第二十九條第一項及び第三十一條の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日以前に行われた旧自立支援法第三十條第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスであつて、旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係るものについての旧自立支援法第三十條第一項及び第三十一條の規定による特例介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日以前に行われた旧自立支援法第三十二條第一項に規定する指定相談支援に係る同項の規定によるサービス利用計画作成費の支給については、なお従前の例による。

第十五條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十二條第一項の指定を受けている者は、施行日に、新自立支援法第五十一條の十四第一項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新自立支援法第五十一條の十四第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新自立支援法第五十一條の十九第一項の申請をしないときは、新自立支援法第五十一條の二十第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過

によつて、その効力を失う。

第十六條 前条第一項の規定により新自立支援法第五十一條の十四第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一條の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五十一條の三十一第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第十七條 施行日以前に行われた旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十六條の二第二項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十八條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五條第八項に規定する相談支援事業に係る旧自立支援法第七十九條第二項の届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五條第十條七項に規定する一般相談支援事業に係る新自立支援法第七十九條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十九條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた第四條の規定による改正前の児童福祉法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「旧児童福祉法」という。)第二十四條の二第一項に規定する指定施設支援に係る同項及び旧児童福祉法第二十四條の五の規定(これらの規定を旧児童福祉法第六十三條の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)による障害児施設給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧児童福祉法第二十四條の九第一項の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第二十一條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧児童福祉法第二十四條の

二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第二十二條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第二十九條第一項の指定を受けている者は、施行日に、第五條の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第六條の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第五條の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第四十三條に規定する知的障害児通園施設又は旧児童福祉法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四條の二第二項の指定を受けている施設の設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三條の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみににより利用されるものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四條の二第二項の指定を受けている施設の設置者は、施行日に、新児童福祉法第六條の二第三項に規定する医療型児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

4 前三項の規定により新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新児童福祉法第二十一條の五の十四第一項の申請をしないときは、新児童福祉法第二十一條の五の十五第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第二十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五項第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定（通所のみに利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

第二十四条 附則第二十二條第一項から第三項までの規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一条の二第二項又は旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の二十四第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による旧自立支援法第五項第八項に規定する児童デイサービスに係る措置に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。附則第三十二条第三項において同じ。）からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援に係る同項、旧児童福祉法第二十四条の五、第二十四条の六第一項及び第二十四条の七第一項の規定（これらの規定を旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）による障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

給については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定（通所のみの利用に係るものを除く。）を受けている障害児の保護者については、施行日に、新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなす。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなされた者に係る同条第六項に規定する給付決定期間は、同条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定に係る同条第六項に規定する給付決定期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十七条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみに利用されるものを除く。）、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみに利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設に係る旧児童福祉法第二十四条の二第二項の指定を受けている施設は、施行日に、新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設に係る新児童福祉法第二十四条の二第二項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた施設に係る新児童福祉法第二十四条の十第二項に規定する指定の有効期間は、この法律の施行の際現にその施設が受けている旧児童福祉法第二十四条の二第二項の指定に係る旧児童福祉法第二十四条の十第二項に規定する指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十八条 前条の規定により新児童福祉法第二十四条の二第二項の指定を受けたものとみなされた施設設置者であつて、旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十四条の十九の二において準用する新児童福祉法

第二十一条の五の二十四第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十九条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定を受けている者であつて、満二十歳未満であるものについては、施行日に、新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けた者とみなす。

第三十一条 施行日前に旧児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により委託を受けてこれらの規定により行われる指導の事務に従事する者又は従事していた者に係る旧児童福祉法第二十七条の四の規定によるその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第三十二条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置（旧児童福祉法第三十一条第四項、第六十三条の二第三項又は第六十三条の三第二項の規定により旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）を受けて旧児童福祉法第七條第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の六、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定による市町村の措置を受けて、又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置（新児童福祉法第三十一条第四項の規定により新児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。次項において同じ。）を受けて、新児童福祉法第六條の二第二項に規定する障害児通所支援、新児童福祉法第七條第二項に規定する障害児入所支援又は新自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスを受けているものとみなす。

2 新児童福祉法第五十三条及び第五十五条の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は旧児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用についての都道府県の支弁及び本人又は扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五項第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十九條第二項の届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六條の二第二項に規定する障害児通所支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、

当該障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る旧児童福祉法第三十五条第三項の届出をしているもの又は同条第四項の認可を得ているものは、施行日に、新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三十四条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く）、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設を設置しているものとみなす。

2 旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限り、又は旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設を設置しているものとみなす。

第三十五条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する施設給付決定（通所のみにより利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している者について、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、新自立支援法第十九条から第二十一条までに規定する手続を省略し、当該各号に定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る新自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を行うものとする。

一 施行日に満十八歳以上である者が、施行日において旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五十五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、施行日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき 施行日

二 施行日に満十八歳未満である者が、施行日以後において、満十八歳となることに伴い新児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五十五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、満十八歳となる日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満十八歳となる日

（精神保健福祉士法の一部改正に伴う経過措置）
第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の規定による改正後の精神保健福祉士法の規定にかかわらず、精神保健福祉士試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の精神保健福祉士法（以下この条において「旧精神保健福祉士法」という。）第七条第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号のいずれかの要件に該当する者
二 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条

第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目（以下この条において「旧指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

三 施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目（以下この条において「旧基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

四 施行日前に学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第四号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

五 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

七 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第八号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

第三十七条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の三第二項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
（罰則の適用に関する経過措置）
第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)
第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第四十条 次に掲げる法律の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二條の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十四條の二第一項第二号

三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十号)第三十條の二第一項第二号

第四十一條 次に掲げる法律の規定中「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改める。

一 労働者災害補償保険法第十二條の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法第十四條の二第一項第二号

三 地方公務員災害補償法第三十條の二第一項第二号

(地方自治法の一部改正)
第四十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の項第一号中「含む。」の下に、「第十九條の十二」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)
第四十三條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「第五項」を「第六項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に改め、同條第五項中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に改める。

第十條第一項第二号二中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に改める。

第十八條第二項中「同條第五項」を「同條第六項」に改める。

第一類第七号 厚生労働委員會議録第二十四号

平成二十二年五月二十八日

項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に改め、同條第二項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

第四十四條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「介護給付費等」の下に「次項及び」を加え、「同條第十三項」を「同條第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「第五條第十八項」を「第五條第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四條の二第二項若しくは第二十四條の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七條第一項第三号若しくは第二項の規定により措置(同法第三十一條第四項の規定により同法第二十七條第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む)が採られて障害者自立支援法第五條第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四條第一項に規定する児童(以下この項において「身体障害者等」という。)が、継続して、第十八條第二項の規定により入所措置が採られて、障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十條第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障

害者等の保護者であつた者(以下この項において「保護者であつた者」という。)が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

第九條の二第二項中「前條第四項各号」を「前條第五項各号」に、「同條第六項及び第七項」を「同條第七項及び第八項」に改める。

第十條第一項第二号二中「第五條第二十項」を「第五條第二十四項」に改める。

第十一條第二項中「第二十六條第一項」の下に「第五十一條の七第二項及び第三項、第五十一條の十一」を加える。

第十一條の二第四項第二号中「第九條第四項第三号」を「第九條第五項第三号」に改める。

第十五條第一項中「昭和二十二年法律第百六十四号」を削る。

第十八條第一項中「同條第十二項」を「同條第十一項」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第四十五條 前條の規定による改正後の身体障害者福祉法第九條第三項の規定は、施行日以後に継続して同條第二項に規定する特定施設に入所することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同條第三項に規定する身体障害者等について適用する。

(生活保護法等の一部改正)
第四十六條 次に掲げる法律の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八十四條の三

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百六條の二第一項第三号

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五條第一項第二号

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一條第三号

第四十七條 次に掲げる法律の規定中「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改める。

一 生活保護法第八十四條の三

二 国民健康保険法第百六條の二第一項第三号

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五條第一項第二号

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一條第三号

第四十七條 次に掲げる法律の規定中「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改める。

一 生活保護法第八十四條の三

二 国民健康保険法第百六條の二第一項第三号

三 高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第二号

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一條第三号

(国有財産特別措置法の一部改正)
第四十八條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同号ハ中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

第四十九條 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号ホ中「障害児施設給付費」を「障害児通所給付費の支給に係る者に対する障害児通所支援の用又は障害児入所給付費」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同項第三号中「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改め、同号ハ中「同條第十四項」を「同條第十三項」に、「同條第十六項」を「同條第十五項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)
第五十條 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第一類第七号 厚生労働委員會議録第二十四号

平成二十二年五月二十八日

一〇三

第九条第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第十一条第二項中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第十五条の四中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第十六条第一項第一号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第五十一条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護給付費等」の下に「次項」を加え、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置 同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該知的障害者の保護者であった者（以下この項において「保護者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生支援を行うものとする。

ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生支援を行うものとする。

第十条第一項中「前条第四項各号」を「前条第五項各号」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十一条第二項中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十二条第二項中「並びに第二十六条第一項」を「第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項並びに第五十一条の十一」に改める。

第十三条第四項第二号中「第九条第四項第三号」を「第九条第五項第三号」に改める。

第十五条の四中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九条第三項の規定は、施行日以後に継続して同条第二項に規定する特定施設に入所することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第三項の知的障害者について適用する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第五十三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「重度訪問介護」の下に「、同行支援」を加える。

第五十四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法第三十四条の四第一項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条 この法律の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設に係るものに限る。）は、新児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た新児童福祉法に規定する障害児入所施設又は新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の相当の規定によつてしたものみなす。

（児童扶養手当法及び所得税法の一部改正）

第五十六条 次に掲げる法律の規定中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四條第二項第五号

二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二條第一項第四号

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第五十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五十八条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第五十九条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び介護保険法第七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務」に改める。

第六十一条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第一号」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第一号」に改める。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正）

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」

を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百一十一号）別表第一及び別表第二

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法別表第一及び別表第二

（消費税法の一部改正）

第六十四條 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第五條第六項、第十四項又は第十五項」を「第五條第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

第六十五條 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第十五項又は第十六項」を「第十四項又は第十五項」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第六十六條 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

第六十七條 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「同条第十二項」を「同条第

十一項」に、「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改める。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第六十八條 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第三号中「第六條の二第二項」を「第六條の三第二項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第六十九條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「第五條第十六項」を「第五條第十七項」に改める。

第七十條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「第五條第十七項」を「第五條第十六項」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第七十一條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項の表第五十一條第四号の項中「第五十一條第四号」を「第五十一條第五号」に改める。

理由

平成二十五年八月までに障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法の廃止を含め障害福祉政策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉政策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものとする。

（障害者自立支援法の一部改正）

第二条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中、「高額障害福祉サービス費」を削り、「第三十一條」を「第三十一條の二」に、「第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」第三十六條「第五十一條」を「第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第三十六條―第五十一條）」を「第六款 業務管理体制」に改める。

第六款 業務管理体制
サービスマネジメント、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第三十六條―第五十一條）

に、「第四節 補装具費の支給（第七十六條）」を「第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第七十六條の二）」に、「第七章 審査請求（第九十七條―第一百五條）」を「第八章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務（第九十七條―第一百五條）」に、「第九十六條の二―第九十六條の四」に、「第八

章」を「第九章」に、「第百六條」を「第百五條の二」に、「第九章」を「第十章」に改める。

第一条中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第二条第一項第一号中「その有する能力及び適性に応じ、」を削り、同条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第三条中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第四条第一項中「精神障害者」の下に「発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含む、」を加える。

第五条第一項中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加え、同条中第二十二項を第二十三項とし、第四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第六條中、「高額障害福祉サービス費」を削り、「及び補装具費」を「補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費」に改める。

第二章第二節の節名中、「高額障害福祉サービス費」を削る。

第十九條第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十八條第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 同行援護

第二十九条第三項を次のように改める。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第二十九条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項を」第三項第一号に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十条第三項を次のように改める。

3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定障害福祉サービス等 前条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指

定障害福祉サービス等に要した費用の額)

二 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)

第三十一条中「次の各号に掲げる介護給付費等」を「介護給付費又は訓練等給付費」に、「当該各号に定める」を「第二十九条第三項の」に、「これらの規定中」百分の九十を「同項第二号中」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合を」に、「範囲内において市町村が定める額」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、前条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二章第二節第三款中第三十一条の次に次の一条を加える。

(児童デイサービスに係る介護給付費及び特例介護給付費の支給の特例)
第三十一条の二 市町村は、第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定にかかわらず、児童デイサービスを受けている障害児(以下この項において「児童デイサービス利用障害児」という。)について、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該児童デイサービス利用障害児が満十八歳に達した後においても、当該児童デイサービス利用障害児からの申請により、当該児童デイサービス利用障害

児が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き児童デイサービスに係る介護給付費又は特例介護給付費(次項において「児童デイサービス介護給付費」という。)を支給することができる。ただし、当該児童デイサービス利用障害児が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により児童デイサービス介護給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第十九条から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の場合においては、市町村長は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第二章第二節第四款の款名中「高額障害福祉サービス費」を削る。

第三十二条第一項中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条第一項中「施設入所支援の下に」「共同生活介護、共同生活援助」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「又は」を「若しくは」に、「当該指定障害者支援施設等から」を「又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居(以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。)に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から」に、「における」を「又は共同生活住居における」に、「及び居住」を「又は居住」に、「(次条第一項を)」を「(同項に)」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第四項から第七項まで」に改め、同条第三項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第三十五条第一項中「又は基準該当施設を」若しくは基準該当施設又は共同生活住居に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改める。
第三十六条第三項中「第七号」を「第九号」に、「第九号又は第十号」を「第十一号又は第十二号」に、「第十一号」を「第六号まで又は第八号から第十三号」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十六条第三項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「からの」下に「第六号まで又は第八号から」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「前号」を「第八号」に、「第四十六条第一項」を「第四十六条第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四十六条第一項」を「第四十六条第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 申請者が、第四十八条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申

請者に当該検査が行われた日から十日以内
に特定の日を通知した場合における当該特
定の日をいう。までの間に第四十六条第二
項の規定による事業の廃止の届出をした者
(当該事業の廃止について相当の理由があ
る者を除く。)で、当該届出の日から起算し
て五年を経過しないものであるとき。

第三十六条第三項第六号の次に次の一号を加
える。

七 申請者と密接な関係を有する者(申請者
(法人に限る。以下この号において同じ。)
の株式の所有その他の事由を通じて当該申
請者の事業を実質的に支配し、若しくはそ
の事業に重要な影響を与える関係にある者
として厚生労働省令で定めるもの(以下こ
の号において「申請者の親会社等」とい
う。)、申請者の親会社等が株式の所有その
他の事由を通じてその事業を実質的に支配
し、若しくはその事業に重要な影響を与え
る関係にある者として厚生労働省令で定め
るもの又は当該申請者が株式の所有その他
の事由を通じてその事業を実質的に支配
し、若しくはその事業に重要な影響を与え
る関係にある者として厚生労働省令で定め
るものうち、当該申請者と厚生労働省令
で定める密接な関係を有する法人をいう。)
が、第五十条第一項の規定により指定を取
り消され、その取消しの日から起算して五
年を経過していないとき。ただし、当該指
定の取消しが、指定障害福祉サービス事業
者の指定の取消しのうち当該指定の取消し
の処分理由となった事実及び当該事実の
発生を防止するための当該指定障害福祉サ
ービス事業者による業務管理体制の整備
についての取組の状況その他の当該事実
に關して当該指定障害福祉サービス事業者
が有していた責任の程度を考慮して、この号
本文に規定する指定の取消しに該当しない
こととすることが相当であると認められる

ものとして厚生労働省令で定めるものに該
当する場合を除く。

第三十八条第三項及び第四十条中「第八号及
び第十一号を「第十号及び第十三号」に改める。
第四十二条第一項中「その有する能力及び適
性に応じ」を削る。

第四十三条に次の一項を加える。

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六
条第二項の規定による事業の廃止又は休止の
届出をしたときは、当該届出の日前一月以内
に当該指定障害福祉サービスを受けていた者
であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後
においても引き続き当該指定障害福祉サービ
スに相当するサービスの提供を希望する者に
対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提
供されるよう、他の指定障害福祉サービス事
業者その他関係者との連絡調整その他の便宜
の提供を行わなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設の設置者は、第四十七
条の規定による指定の辞退をするときは、同
条に規定する予告期間の開始日の前日に当該
施設障害福祉サービスを受けていた者であつ
て、当該指定の辞退の日以後においても引き
続き当該施設障害福祉サービスに相当するサ
ービスの提供を希望する者に對し、必要な
施設障害福祉サービスが継続的に提供される
よう、他の指定障害者支援施設等の設置者そ
の他関係者との連絡調整その他の便宜の提供
を行わなければならない。

第四十五条に次の一項を加える。

3 指定相談支援事業者は、次条第二項の規定
による事業の廃止又は休止の届出をしたとき
は、当該届出の日前一月以内に当該指定相談
支援を受けていた者であつて、当該事業の廃
止又は休止の日以後においても引き続き当該
指定相談支援に相当するサービスの提供を希
望する者に對し、必要な相談支援が継続的に
提供されるよう、他の指定相談支援事業者そ

の他関係者との連絡調整その他の便宜の提供
を行わなければならない。

第四十六条第一項中「又は」の下に「休止し
た」を加え、「廃止し、休止し、若しくは」を削
り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項
の次に次の一項を加える。

2 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談
支援事業者は、当該指定障害福祉サービス若
しくは指定相談支援の事業を廃止し、又は休
止しようとするときは、厚生労働省令で定め
るところにより、その廃止又は休止の日の一
月前までに、その旨を都道府県知事に届け出
なければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第四十七条の二 都道府県知事又は市町村長
は、第四十三条第四項、第四十四条第四項又
は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が
円滑に行われるため必要があると認めるとき
は、当該指定障害福祉サービス事業者、指定
障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業
者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該
指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支
援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の
関係者に対する助言その他の援助を行うこと
ができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定障害福祉サー
ビス事業者、指定障害者支援施設の設置者又
は指定相談支援事業者について二以上の都道
府県知事が前項の規定による連絡調整又は援
助を行う場合において、第四十三条第四項、
第四十四条第四項又は第四十五条第三項に規
定する便宜の提供が円滑に行われるため必要
があるとき、当該都道府県知事相互間の連絡
調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、
指定障害者支援施設の設置者若しくは指定
相談支援事業者に対する都道府県の
援助を行うことができる。

第四十八条第一項中「に立ち入り」を「事務
所その他当該指定障害福祉サービスの事業に關
係のある場所に立ち入り」に改め、同条第三項
中「について」を「の設置者について」に改める。
第四十九条第一項から第三項までを次のよう
に改める。

都道府県知事は、指定障害福祉サービス事
業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると
認めるときは、当該指定障害福祉サービス事
業者に対し、期限を定めて、当該各号に定め
る措置をとるべきことを勧告することができる。
一 当該指定に係るサービス事業所の従業者
の知識若しくは技能又は人員について第四
十三条第一項の都道府県の条例で定める基
準に適合していない場合 当該基準を遵守
すること。

二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定
める指定障害福祉サービスの事業の設備及
び運営に關する基準に従って適正な指定障
害福祉サービスの事業の運営をしていない
場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第四項に規定する便宜の提供
を適正に行っていない場合 当該便宜の提
供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の
設置者が、次の各号(のぞみの圍の設置者に
あつては、第三号を除く。以下この項におい
て同じ。)に掲げる場合に該当すると認めると
きは、当該指定障害者支援施設等の設置者に
對し、期限を定めて、当該各号に定める措置
をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若
しくは技能又は人員について第四十四条第
一項の都道府県の条例で定める基準に適合
していない場合 当該基準を遵守するこ
と。

二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定
める指定障害者支援施設等の設備及び運営

に關する基準に従つて適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合
当該基準を遵守すること。

三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、指定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に關する基準に従つて適正な指定相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十五条第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第四十九条第七項中「第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に關する基準、第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に關する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に關する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号、第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第五十条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第五十一条第二号を次のように改める。

二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

第二章第二節に次の一款を加える。

第六款 業務管理体制の整備等
（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に關する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携

を図るものとする。

（報告等）

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等その他の物件の提出若しくは当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等若しくは指定相談支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「關係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を關係都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条第三項中「額は」の下に「、一月につき」を加え、同項第一号中「当該指定自立支援医療（を）同一の月に受けた指定自立支援医療（に）改め、」以下この号において同じを削り、「の百分の九十に相当する額」を「から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額」に改める。

該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額を控除して得た額に改め、同号ただし書を削る。

第五十九条第三項中「まで」の下に「及び第七号」を加える。

第六十八条第一項第二号中「第十号又は第十一号を」第十二号又は第十三号に改める。

第七十六条第二項中「額は」の下に「一月につき、同一の月に購入又は修理した補装具についてを加え、費用の額とする」を「費用の額」に、「の百分の九十に相当する」を「を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た」に改め、同項ただし書を削る。

第二章に次の二節を加える。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

第七十六条の二 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額（それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額の合計額を限度とする）から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他の高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し

必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第七十七条第一項第一号中「その有する能力及び適性に応じ」を削り、「事業」の下に「（次号に掲げるものを除く）」を加え、同号の次の一号を加える。

一の二 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

第七十七条第三項及び第七十八条第二項中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第八十八条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会（以下この項及び次条第五項において「自立支援協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。
（自立支援協議会の設置）
第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務

に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第九十二条第一号中「高額障害福祉サービス費」を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「第九十二条第一号」の下に「及び第四号」を加え、「の支給」を「及び高額障害福祉サービス等給付費の支給」に改め、同条第二項中「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

第九十五条第二項第二号中「第九十二条第四号」を「第九十二条第五号」に改める。

第一百十一条中「以下この条において同じ。」を「若しくは第五十一条の三第一項に」、「第四十八条第一項の」及び「同項の」を「これらの」に改める。

第九章を第十章とする。
第八章中第六十条の前に次の一条を加える。

（連合会に対する監督）
第一百五十五条の二 連合会について国民健康保険法

第六百六条及び第六百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の三に規定する障害者自立支援法関係業務を含む。」とする。
第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務
（連合会の業務）

第九十六条の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費の支払に関する業務を行う。

（議決権の特例）

第九十六条の三 連合会が前条の規定により行う業務（次条において「障害者自立支援法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

（区分経理）

第九十六条の四 連合会は、障害者自立支援法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

附則第一条第三号中「平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第二条中「第三十五条まで」を「第三十二条まで、第三十四条、第三十五条」に改め、「第七十一条」の下に、「第七十六条の二」を加える。
附則第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援について、指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に当該指定旧法施設支援に要した費用の額を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

附則第二十一条第三項を削る。

附則第二十二條第四項を次のように改める。

4 前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九條第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等について、第二十九條第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二 当該特定旧法受給者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

附則第二十二條第五項を削り、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第三十三條第一項」を「第七十六條の二第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三條 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。

目次中「サービス利用計画作成費」を削り、「第三十一条の二」を「第三十一条」に、「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に、「第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療

養介護医療費の支給（第五十二條―第七十五

「第三節 地域相談支援給付費、特例地

第一款 地域相談支援給付費及び特

第二款 計画相談支援給付費及び特

第三款 指定一般相談支援事業者及

第四款 業務管理体制の整備等（第五

第四節 自立支援医療費、療養介護医

域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特

例地域相談支援給付費の支給（第五十一条の五

例計画相談支援給付費の支給（第五十一条の十

び指定特定相談支援事業者（第五十一条の十九

十一条の三十一―第五十一条の三十三）

療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第五

例計画相談支援給付費の支給

―第五十一条の十五）

―第五十一条の十八）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

―第五十一条の三十）

に、「第四節」を

も」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十

七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 この法律において「基本相談支援」とは、地

域の障害者等の福祉に関する各般の問題につ

き、障害者等、障害児の保護者又は障害者等

の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情

報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者

と市町村及び第二十九條第二項に規定する指

定障害福祉サービス事業者等との連絡調整

（サービス利用支援及び継続サービス利用支

援に関するものを除く。）その他の厚生労働省

令で定める便宜を総合的に供与することをい

う。

第五條中第二十三項を第二十七項とし、第二

十項から第二十二項までを四項ずつ繰り下げ、

第十九項を第二十三項とし、同項の前に次の四

項を加える。

19 この法律において「地域移行支援」とは、障

害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若

しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に

入所している障害者又は精神科病院（精神科

病院以外の病院で精神科病室が設けられている

ものを含む。第八十九條第四項において同

じ。）に入院している精神障害者につき、住居

の確保その他の地域における生活に移行する

ための活動に関する相談その他の厚生労働省

令で定める便宜を供与することをいう。

20 この法律において「地域定着支援」とは、居

宅において単身その他の厚生労働省令で定め

る状況において生活する障害者につき、当該

障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障

害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊

急の事態その他の厚生労働省令で定める場合

に相談その他の便宜を供与することをいう。

21 この法律において「サービス利用支援」と

は、第二十条第一項若しくは第二十四条第一

項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六

第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請

に係る障害者の心身の状況、その置かれてい

る環境、当該障害者等又は障害児の保護者の

障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に

関する意向その他の事情を勘案し、利用する

障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及

び内容その他の厚生労働省令で定める事項を

定めた計画（以下「サービス等利用計画」と

いう。）を作成し、第十九條第一項に規定する

支給決定（次項において「支給決定」という。）

第二十四條第二項に規定する支給決定の変更

の決定（次項において「支給決定の変更の決

定」という。）、第五十一条の五第一項に規定

する地域相談支援給付決定（次項において「地

域相談支援給付決定」という。）又は第五十一

条の九第二項に規定する地域相談支援給付決

定の変更の決定（次項において「地域相談支援

給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給

決定等」と総称する。）が行われた後に、第二

十九條第二項に規定する指定障害福祉サービ

ス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定

する指定一般相談支援事業者その他の者（次

項において「関係者」という。）との連絡調整そ

の他の便宜を供与するとともに、当該支給決

定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支

援の種類及び内容、これを担当する者その他

の厚生労働省令で定める事項を記載した計画

（以下「サービス等利用計画」という。）を作成

することをいう。

22 この法律において「継続サービス利用支援」

とは、第十九條第一項の規定により支給決定

を受けた障害者若しくは障害児の保護者以

下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一

条の五第一項の規定により地域相談支援給付

決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付

決定障害者」という。）が、第二十三條に規定

する支給決定の有効期間又は第五十一条の八

に規定する地域相談支援給付決定の有効期間

内において継続して障害福祉サービス又は地

域相談支援を適切に利用することができるよ

う、当該支給決定障害者等又は地域相談支援

給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれて

いる環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第六条中「サービス利用計画作成費」を削り、「特例特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費」を加える。

第八条第二項中「第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者」に改め、「サービス利用計画作成費」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費、計画相談支援給付費」を加える。

第二章第二節の節名中「サービス利用計画

作成費」を削る。

第十九条第四項中「前項を」前二項に、「障害者等」を「障害者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二

十四条の二第二項若しくは第二十四条の二第十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者等が、継続して、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者以下この項において「保護者であった者」という。が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。

ただし、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

第二十条第二項中「第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者」に「指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等」に改める。

第二十二條第一項中「状況」の下に「当該障

害者等の置かれている環境」を加え、同条第二項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に、「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画書の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画書に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画書を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービスのサービス等利用計画書の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービスのサービス等利用計画書を勘案して支給要否決定を行うものとする。

第二十六条第二項中「同じ。」並びに「同じ。」に、「この規定」を「並びに第五十一条の七第二項及び第三項（これらの規定を第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に改める。

第二十八条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十一条の二を削る。

第二章第二節第四款の款名中「サービス利用計画作成費」を削る。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条 削除
第二章第二節第五款の款名中「指定障害者

支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に改める。

第三十六条第三項第六号中「及び第四項」を削り、「同じ。」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を加え、同項第七号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を加え、同項第八号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を、「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加え、同項第九号中「及び第四項」を削り、「含む。」の下に「又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項」を、「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を、「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加え、同項第十号中「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加える。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第一項中「並びに第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四項中「第三十八条及び前条」を「及び第三十八条」に改める。

第四十二条の見出しを「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務」に改め、同条第一項中「指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等の設置者」に改め、「又は相談支援」を削り、同条第二項中「又は相談支援」を削る。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条第一項中「又は指定相談支援事業者」「又は相談支援事業所」及び「若しくは指定相談支援」を削り、同条第二項中「又は指定相談支援事業者」及び「若しくは指定相談支援」を削る。

第四十七条の二第二項中、「第四十四条第四項又は第四十五条第三項を」又は第四十四条第四項に改め、「指定相談支援事業者」を削り、同条第二項中、「指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者を」又は指定障害者支援施設の設置者に、「第四十四条第四項又は第四十五条第三項を」又は第四十四条第四項に、「指定障害者支援施設の設置者若しくは指定相談支援事業者を」若しくは指定障害者支援施設の設置者に改める。

第四十八条第四項を削る。

第四十九条第三項を削り、同条第四項中「前三項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「サービス利用計画作成費若しくは」を「又は」に改め、「又は指定相談支援」を削り、「第二項各号」を「又は第二項各号」に改め、「又は第三項各号」及び「若しくは相談支援事業所」を削り、同項を同条第六項とする。

第五十条第四項を削る。

第五十一条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四号中「及び第四項」を削り、「指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者を」又は指定障害者支援施設に改める。

第五十一条の三第一項中「若しくは指定相談支援」を削る。

第二章第五節を同章第六節とする。

第七十六条第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二章第四節を同章第五節とする。

第五十二条第二項及び第五十六条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地域相談支援給付費、特例地

地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

(地域相談支援給付費等の相談支援給付決定) 第五十一条の五 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。

2 第十九条(第一項を除く。)の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(申請) 第五十一条の六 地域相談支援給付決定を受けようとする障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 第二十条(第一項を除く。)の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(給付要否決定等) 第五十一条の七 市町村は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第五十一条の十二において「給付要否決定」という。)を行うものとする。

2 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害者に對し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。

7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。

8 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に對し、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。

(地域相談支援給付決定の有効期間) 第五十一条の八 地域相談支援給付決定は、厚

生労働省令で定める期間(以下「地域相談支援給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

(地域相談支援給付決定の変更) 第五十一条の九 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に對し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができ

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第五十一条の七第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に對し、地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。及び第五十一条の七(第一項を除く。))の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、第二項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(地域相談支援給付決定の取消し) 第五十一条の十 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。

一 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

三 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第五十一条の六第二項及び前条第三項において準用する第二十条第二項の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付給付金の返還を求めるものとする。

（都道府県による援助等）

第五十一条の十一 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（政令への委任）

第五十一条の十二 第五十一条の五から前条までに定めるもののほか、地域相談支援給付決定、給付要否決定、地域相談支援受給者証、地域相談支援給付決定の変更の決定及び地域相談支援給付決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給）

第五十一条の十三 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、地域相談支援に關して次条及び第五十一条の十五の規定により支給する給付とする。

（地域相談支援給付費）

第五十一条の十四 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）から当該指定に係る地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援（地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。

2 指定地域相談支援を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定一般相談支援事業者に地域相談支援受給者証を提示して当該指定地域相談支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域相談支援給付費の額は、指定地域相談支援の種類ごとに指定地域相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。

4 地域相談支援給付決定障害者が指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときは、市町村は、当該地域相談支援給付決定障害者が当該指定一般相談支援事業者を支払うべき当該指定地域相談支援に要した費用について、地域相談支援給付費として当該地域相談支援給付決定障害者に支給すべき額の限度において、当該指定一般相談支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第六 市町村は、指定一般相談支援事業者から地域相談支援給付費の請求があつたときは、第三項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準（指定地域相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、地域相談支援給付費の支給及び指定一般相談支援事業者の地域相談支援給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例地域相談支援給付費）

第五十一条の十五 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第五十一条の六第一項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。

2 特例地域相談支援給付費の額は、前条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例地域相談支援給付費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第五十一条の十六 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に關して次条及び第五十一条の十八の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費）

第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第二十二条第四項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項（第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス等利用支援（次項において「指定サービス等利用支援」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

2 計画相談支援給付費の額は、指定サービス等利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは

は、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額とする。

3 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者を支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、計画相談支援対象障害者等に対し計画相談支援給付費の支給があったものとみなす。

5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 前各項に定めるもののほか、計画相談支援給付費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例計画相談支援給付費）

第五十一条の十八 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援 第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」

という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

2 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

（指定一般相談支援事業者の指定）

第五十一条の十九 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所（以下この款において「一般相談支援事業所」という。）ことを行う。

2 第三十六条第三項（第四号、第十号及び第十三号を除く。）の規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定特定相談支援事業者の指定）

第五十一条の二十 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下この款において「特定相談支援事業所」という。）ことを行う。第三十六条第三項（第四号、第十号及び第

十三号を除く。）の規定は、第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の更新）

第五十一条の二十一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者及び第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 第四十一条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定地域相談支援の事業の基準）

第五十一条の二十三 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該

指定地域相談支援に従事する従業者を有しななければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定地域相談支援を提供しなければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定一般相談支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（指定計画相談支援の事業の基準）

第五十一条の二十四 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定計画相談支援に従事する従業者を有しななければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定計画相談支援を提供しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定計画相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定特定相談支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。（変更の届出等）

第五十一条の二十五 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第五十一条の二十六 第四十七条の二の規定は、指定一般相談支援事業者が行う第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供について準用する。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者による第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定特定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第五十一条の二十七 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者(以下この項において「指定一般相談支援事業者」であつた者等)という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者若しくは指定一般相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定一般相談支援事業者の当該指定に係る一般相談支援事業所、事務所その他当該指定地域相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市町村長は、必要があると認めるときは、指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定特定相談支援事業者」であつた者等)という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者若しくは指定特定相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定特定相談支援事業者の当該指定に係る特定相談支援事業所、事務所その他当該指定計画相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条の二十八 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
都道府県知事は、第一項の規定による勧告

をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第二項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定一般相談支援事業者が、当該指定に

係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

五 地域相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。

六 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定一般相談支援事業者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十四第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

五 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。

六 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第五

十一条の二十七第二項の規定により出頭を求められてこれに 応 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十七第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

3 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)
第五十一条の三十 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談

支援事業者の指定をしたとき。
二 第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
三 前条第一項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を取り消したとき。

2 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定をしたとき。
二 第五十一条の二十五第四項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三 前条第二項の規定により指定特定相談支援事業者の指定を取り消したとき。
第四款 業務管理体制の整備等
第五十一条の三十一 指定相談支援事業者は、第五十一条の二十二第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事
二 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であつて、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生

労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第五十一条の三十二 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等）であつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要がある」と認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権

限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要がある」と認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に必要がある」と認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十一条の三十三 第五十一条の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等）であつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

できる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（基幹相談支援センター）

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第一号及び第一号の二に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九十九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九十九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 第三項の規定により委託を受けて第一項の

事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合）にあつては、その役員若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第七十八条第一項中「前条第一項第一号」を「第七十七条第一項第一号」に、「相談支援事業」を「相談支援に係る事業」に改める。

第七十九条第一項第二号を次のように改める。

二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第八十二条第二項第一号及び第二号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。

第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同項第二号中「指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、同項第三号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第四項中「精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。」を削る。

第九十二条第一号中「サービス利用計画作成費」を削り、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費（第九十四条第一項において「相談支援給付費等」という。）の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「及び第四号」を「第二号及び第五号」に改め、「人数」の下に「相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数」を加え、同項第二号中「第九十二条第二号及び

第三号」を「第九十二条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

第九十五条第一項第二号中「同条第二号及び第三号」を「同条第三号及び第四号」に改め、同条第二項第一号中「含む。」の下に「並びに第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び第五十一条の十の規定により市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務」を加え、同項第二号中「第九十二条第五号」を「第九十二条第六号」に改める。

第九十六条の二中「及び第三十二条第六項」を「第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項」に改め、「サービス利用計画作成費及び」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費」を加える。

第九十七条第一項及び第九十八条第三項中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等」を加える。

第九十九条第二項中「第二十四条第三項」の下に「第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項」を、「含む。」の下に「及び第七十七条の二第五項」を加える。

第一百零一条中「及び第四項」を削り、「若しくは第五十一条の三第一項」を「第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項」に改める。

第一百五十三条第三項中「又は第二十五条第二項」を「第二十五条第二項、第五十一条の九第二項又は第五十一条の十第二項」に改め、「受給者証」の下に「又は地域相談支援受給者証」を加える。

附則第二条中「第六十三条の四及び第六十三条の五」を「第六十三条の二及び第六十三条の三」に、「第三十二条」を「第三十一条」に改め、「第三十五条」の下に「第五十一条の五から第五十一条の十まで、第五十一条の十四、第五十

一条の十五」を加え、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定により障害者とみなされた障害児であつて、特定施設へ入所する前日において、児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害児に係る第十九条第四項の規定の適用については、同項中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日に当該障害児の保護者」と、同項ただし書中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日」と、「保護者であつた者」とあるのは「当該障害児の保護者」と読み替えるものとする。

（児童福祉法の一部改正）
第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三款 障害児施設医療費の支給（第二十四条の二十一第二十四条の二十三）」を「第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の十四款 障害児施設医療費の支給（第二十四条の九の二第二十四条の十九の四）に、「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改める。
第二十四条の二第二項を次のように改める。
障害児施設給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。
一 同一の月に受けた指定施設支援について、障害児施設支援の種類ごとに指定施設

支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額を合計した額
二 当該施設給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）
第二十四条の二第三項を削る。
第二十四条の三第十項中「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改める。
第二十四条の五中「同項中「百分の九十」を「同項第二号中「額」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合」を「額」の範囲内において都道府県が定める額」に改める。
第二十四条の六第一項中「費用の合計額」の下に「（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額の合計額を限度とする。）を加え、「政令で定めるところにより」を削る。
第二十四条の九第二項中「第二十四条の十三、第二十四条の十四」を「第二十四条の十二第四項、第二十四条の十三から第二十四条の十四の二まで」に、「及び第二十四条の十八」を「第二十四条の十八、第二十四条の十九の二第二項第二号及び第四項、第二十四条の十九の三第二項及び第三項並びに第二十四条の十九の四第五項」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定知的障害児施設等の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定知的障害児施設等の設置者による業務管理

体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定知的障害児施設等の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
第二十四条の九第二項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 申請者が、第二十四条の十五第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十四条の十四の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第二十四条の十一第一項中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。
第二十四条の十二に次の一項を加える。
指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十四の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定施設支援を受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定施設支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児施設支援が継続的に提供されるよう、他の指定知的障害児施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
第二十四条の十四の次に次の一条を加える。

第二十四条の十四の次に次の一条を加える。

第二十四条の十四の二 都道府県知事は、第二十四条の十二第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定知的障害児施設等の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十四条の十二第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の十五第一項中「に立ち入り」を、「当該指定知的障害児施設等の設置者の事務所その他当該指定知的障害児施設等の運営に関係のある場所に立ち入り」に改める。

第二十四条の十六第一項を次のように改める。

都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定知的障害児施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていない場合

当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の十二第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第二十四条の十七第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

第二十四条の二十第二項中「額は」の下に「一月につき」を加え、同項第一号中「当該障害児施設医療（を）同一の月に受けた障害児施設医療（に）、「以下この項を「次号」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「の百分の九十に相当する額」を「から、当該施設給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額」に改め、同号ただし書を削る。

第二章第四節第三款を同節第四款とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十四条の十九の二 指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十一第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定知的障害児施設等の設置者以外の指定知的障害児施設等の設置者 都道府県知事

二 当該指定に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定知的障害児施設等の設置者又は指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、その届け出た事項に変

更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の十九の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者 同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。に於ける同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定知的障害児施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等の設置者の当該指定に係る施設、事務所その他の指定施設支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定知的障害児施設等の設置者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十四条の十五第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十九の四 第二十四条の十九の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること

ができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定知的障害児施設等の設置者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第六十条第五項を削る。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項」の下に「又は第二十四条の十九の三第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

本則中第六十二条の三を第六十二条の四とし、第六十二条の二を第六十二条の三とし、第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十条第一項から第三項まで及び前条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十三条の三の二第一項ただし書中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第三項中「及び第二十四条の十九」を「第二十四条の十九及び第二十四条の二十」に改める。

第六十三条の四中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第五条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第三条)

第一節 定義(第四条―第七条)

第二節 児童福祉審議会等(第八条・第九条)

第三節 実施機関(第十条―第十二条の六)

第四節 児童福祉司(第十三条―第十五条)

第五節 児童委員(第十六条―第十八条の三)

第六節 保育士(第十八条の四―第十八条の二十四)

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導等(第十九条―第二十一条の五)

第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給(第二十一条の五の二―第二十一条の五の十四)

第二款 指定障害児通所支援事業者(第二十一条の五の十五―第二十一条の五の二十四)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十一条の五の二十五―第二十一条の五の二十七)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給(第二十一条の五の二十八―第二十一条の五の三十一)

第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置(第二十一条の六―第二十一条の七)

第六款 子育て支援事業(第二十一条の八―第二十一条の十七)

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所(第二十二条―第二十四条)

第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給(第二十四条の二―第二十四条の八)

第二款 指定障害児入所施設等(第二十四条の九―第二十四条の十九)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十四条の十九の二)

第四款 障害児入所医療費の支給(第二十四条の二十一―第二十四条の二十三)

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例(第二十四条の二十四)

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給(第二十四条の二十五―第二十四条の二十七)

第二款 指定障害児相談支援事業者(第二十四条の二十八―第二十四条の三十七)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十四条の三十八―第二十四条の四十)

第六節 要保護児童の保護措置等(第二十五条―第三十三条の九)

第七節 被措置児童等虐待の防止等(第三十三条の十―第三十三条の十七)

第八節 雑則(第三十四条・第三十四条の二)

第三章 事業、養育里親及び施設(第三十四条の三―第四十九条)

第四章 費用(第四十九条の二―第五十六条の五)

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(第五十六条の五の二―第五十六条の五の四)

第六章 審査請求(第五十六条の五の五)

第七章 雑則(第五十六条の六―第五十九条)

の八

第八章 罰則(第六十条―第六十二条の七)

附則

第四条第二項中「又は知的障害のある児童」を「知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)」に改める。

第六条の三第二項中「第三十四条の十八」を「第三十四条の十九」に改め、同条を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害以下「肢体不自由」という。のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との

交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することという。

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状態、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下「障害児支援利用計画」という。)を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。)又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定(次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。)が行われた後に、第二十一条の五の三第三項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者(次項において「関係者」という。)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画(次項において「障害児支援利用計画」という。)を作成することをいう。

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画(この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。)が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状態、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第七條第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という。)に対し行われる治療をいう。

第七條第三項から第七項までを削る。

第十二條の三第二項第二号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第二十一条の三第四項中「国民健康保険団体連合会を」「国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)」に改める。

第二十一条の十中「第六條の二第二項」を「第六條の三第二項」に改める。

第二章第二節第二款を同節第六款とする。

第一款 障害福祉サービスの措置を「第一款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置」に改める。

第二十一条の六中「市町村は、」の下に「障害児通所支援又は」を加え、「同法」を「障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法」に、「又は特例介護給付費」を「若しくは特例介護給付費」に改め、「従い、及び」に「者」の下に「障害児通所支援若しくは」を加える。

第二十一条の七中「障害者自立支援法」を「障害児通所支援事業を行う者及び障害者自立支援法」に改める。

第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に次の四款を加える。

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給

第二十一条の五の二 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給は、次に掲げる障害児通所支援に関して次条及び第二十一条の五の四の規定により支給する給付とする。

一 児童発達支援

二 医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)

三 放課後等デイサービス

四 保育所等訪問支援

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都

道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)又は指定医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。)から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けるときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通所特定費用」という。))を除く。について、障害児通所給付費を支給する。

障害児通所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)(以下「通常要する費用」という。))に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額を合計した額

二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第二十一条の五の四 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第二号に規定する基準該通所支援(第二十一条の五の七第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)(以下「費用」という。))を支給することができる。

一 通所給付決定保護者が、第二十一条の五

の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。

二 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。

三 その他政令で定めるとき。

特例障害児通所給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定通所支援 前条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)

二 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)

第二十一条の五の五 障害児通所給付費又は特

例障害児通所給付費(以下この款において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定(以下「通所給付決定」という。)を受けなければならない。通所給付決定は、障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在の市町村が行うものとする。

第二十一条の五の六 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状態、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定障害児相談支援事業者等」という。)に委託することができる。

前項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等は、障害児の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する

ものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第二項第四号(第二十四条の九第二項(第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の二十八第二項(第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号において同じ。若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項及び第二十一条の五の十において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省

令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画書の提出を求めるものとする。

前項の規定により障害児支援利用計画書の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画書に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画書を提出することができる。

市町村は、前二項の障害児支援利用計画書の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画書を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。

通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第二十一条の五の十八第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

第二十一条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができ。

市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとす

る。

第二十一条の五の五第二項、第二十一条の五の六(第一項を除く。及び前条第一項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

第二十一条の五の九 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。

一 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十一条の五の六第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。

第二十一条の五の十 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第二十一条の五の五から前条までの規定による業務に関し、その設置する児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第二十一条の五の十一 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があるこ

とにより、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認めた通所給付決定保護者が受ける障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の三第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額」とあるのは、「額」の範囲内において市町村が定める額」とする。

前項に規定する通所給付決定保護者が受ける特例障害児通所給付費の支給については第二十一条の五の四第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準」として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二十一条の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額(厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の合計額を限度とする。))から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第二十一条の五の十三 市町村は、第二十一条の五の三第一項、第二十一条の五の四第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通

所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者となして、第二十一条の五の三から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項の場合においては、市町村長は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第二十一条の五の十四 この款に定めるもののほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の障害児通所給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児通所支援事業者

第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所(以下「障害児通所支援事業所」という。)ごとに行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。
二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二

十一 一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をするこ

とができないと認められるとき。

四 申請者の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項において「役員等」という。)が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

るまでの者であるとき。

五 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものとして当該取消しを

省令で定めるものに該当する場合を除く。

として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者の役員等が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をし

ないことを決定する日までの間に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十一条の五の十六 第二十一条の五の第三項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、

同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者(以下「指定障害児事業者等」という。)は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十一条の五の十八 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

指定障害児通所支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十一条の五の十九 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

ばならない。

指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の五の二十 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の五の十八第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定障害児通所支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十一条の五の十八第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十一条の五の二十一 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る

障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

前三項の規定は指定医療機関の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十一条の五の二十二 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。）以下の項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十一条の五の十八第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

きる。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

市町村は、障害児通所給付費の支給に係る指定通所支援を行つた指定障害児事業者等について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児通所支援事業者又はその役員等が、第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十七第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に

関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に關し不正があつたとき。

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相対の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に關する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

る指定障害児通所支援又は肢体不自由児通所医療費の支給に係る第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療を行つた指定障害児通所支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。
- 二 第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等
第二十一条の五の二十五 指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十七第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に關する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生

労働大臣又は都道府県知事(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十一条の五の二十六 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に關し必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理

体制の整備に關し必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十一条の五の二十七 第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十一条の五の二十八 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。）から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの（以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。）を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。

肢体不自由由児通所医療費の額は、一月につき、肢体不自由由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十四條の二十第二項において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

障害児通所支援事業者等に対する肢体不自由児通所医療費の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第二項の医療」とあるのは「第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは「診療方針」と、第二十一条の三（第二項を除く。）中「診療報酬」とあるのは「肢体不自由児通所医療費の」と読み替えるものとする。

第二十一条の五の三、 肢体不自由児通所医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち、肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第二十一条の五の三十一 この款に定めるもののほか、肢体不自由児通所医療費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の肢体不自由児通所医療費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二章第四節の節名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二章第四節第一款の款名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給

者」を「入所給付決定保護者」に、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設を「障害児入所施設」以下「指定障害児入所施設」という。）」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「いう。」を「総称する。」に、「障害児施設支援を「障害児入所支援」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第一号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「障害児施設支援の種類」とに「を削り、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

を「障害児入所給付費」に改め、一、障害児施設

支援の種類ごとに」を削り、同条第二項中「障害の種類及び程度」を「心身の状態」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第四項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第五項中「障害児施設支援の種類ごとに」を削り、同条第六項中「施設給付決定を」

を「入所給付決定を」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「受給者証」を「入

所受給者証」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第七項中「指定施設支援」を

「指定入所支援」に、「施設給付決定保護者」を
「入所給付決定保護者」に、「指定知的障害児施

設等に施設受給者証」を「指定障害児入所施設等に入所受給者証」に改め、同条第八項中「施設給

付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定的障害児施設等」を「指定障害児入所施設

等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に、「特定費

第二十四条の四第一項中「施設給付決定を」を「入所給付決定を」に改め、同項第一号中「施設給付決定を」を「入所給付決定」に、「指定施設支援を」を「指定入所支援」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項に次の一号を加える。

第二十四条の四第二項中「施設給付決定の」を

「入所給付決定の」に、「施設給付決定保護者」を
「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を
「入所受給者証」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の五中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

第二十四条の六第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支

援」を「指定入所支援」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費の」に、「高額障害児施

「設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「高額障害児施設給付費」を「高額

障害児入所給付費」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の七第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（知的障

害児通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く。」を削り、「指定知的障害児施設

等」を「指定障害児入所施設等」に、「入所し」を「入所等をし」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の八中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費を」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「指定知的障害児施設等の障害児施設給付費」を「指定障害児入所施設等の障害児入所給付費」に改める。

「第二款 指定知的障害児施設等」を「第二款 指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の九第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設以下「知的障害児施設等」という。であつて、その」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十一条の五の十五第二項（第七号を除く。）の規定は、第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十一第一項及び第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同条第三項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十二第一項から第三項までの規定中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第四項中「指定知的障害児施設等の設置者は」を「指定障害児入所施設の設置者は」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「他の指定知的障害児施設等」を「他の指定障害児入所施設等」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項及び第二項の都道府県の条例で定める基準は、知的障害のある児童、盲児、強度の弱視児を含む。、ろうあ児（強度の難聴児

を含む。）、肢体不自由のある児童、重症心身障害児その他の指定障害児入所施設等に入所等をする障害児についてそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されるものでなければならぬ。

第二十四条の十三及び第二十四条の十四中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十四の二を次のように改める。

第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十の規定は、指定障害児入所施設の設置者による第二十四条の十二第五項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の二十第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第二十四条の十五第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「その長」を「当該指定障害児入所施設等の長」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十五第三項を削る。

第二十四条の十六第一項中、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「当該指定知的障害児施設等」を「当該指定障害児入所施設等」に改め、同項第一号及び第二号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第三号中「第二十四条の十二第二項」を「第二十四条の十二第五項」に改め、同条第二項及び第三項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十七中「指定知的障害児施設等に係る」を「指定障害児入所施設に係る」に改め、同条第一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「役員等が、第二十四条の

九第二項第四号、第五号、第七号又は第十号」

を「役員若しくは当該指定障害児入所施設の長（以下この条において「役員等」という。）が、第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号に改め、同条第二号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第三号中「指定知的障害児施設等」及び「指定に係る施設」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第四号中「指定知的障害児施設等の設置者」を「指定障害児入所施設の設置者」に、「指定知的障害児施設等の設備」を「指定障害児入所施設の設備」に、「指定知的障害児施設等の運営」を「指定障害児入所施設の運営」に改め、同条第五号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第六号中「指定施設設置者等」を「指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者（次号において「指定入所施設設置者等」という。）に改め、同条第七号中「指定施設設置者等」を「指定入所施設設置者等」に改め、同号ただし書中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「その長」を「当該指定障害児入所施設の長」に改め、同条第八号及び第九号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第十号及び第十一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

第二十四条の十八各号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十九中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十九の二を次のように改める。

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の四を削る。

「第四款 障害児施設医療費の支給」を「第四款 障害児入所医療費の支給」に改める。

第二十四条の二十第一項中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「障害児施設医療」を「この条において「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第二項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同項第一号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。）を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第二号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第四項中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第五項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第五項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の二十一中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改める。

第二十四条の二十二中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二十四条の二十三中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二章第四節に次の一款を加える。

第五款

障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例

第二十四条の二十四 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き第五十条第六号の四に規定する障害児入所給付費等（次項において「障害児入所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで、第二十四条の十九及び第二十四条の二十から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十四条第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援セン

ター」に、「第四十三条の三」を「第四十三条に改める。

第二章第七節を同章第八節とする。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設に改める。

第二章第六節を同章第七節とする。

第二十五条の七第一項第二号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業（一）に、「第三十四条の六」を「第三十四条の七」に、「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改める。

第二十七条第一項第二号中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同項第三号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項中「第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童」を「肢体不自由のある児童又は重症心身障害児」に、「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）」に改める。

第三十一条第二項中「知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）」を「障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）」に、「同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号」を「引き続き同項第三号」に改め、同条第三項中「肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項」を「障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項」に、「第四十三条の三に規定する児童」を「肢体不自由の

ある児童若しくは重症心身障害児」に改め、「第二十七条第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで」を削り、「第二十七条第二項」を「同項」に改める。

第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第二十四条の二十五 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給は、障害児相談支援に關して次条及び第二十四条の二十七の規定により支給する給付とする。

第二十四条の二十六 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第一項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

一 第二十一条の五の七第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。

二 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。

障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）とする。

障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十四条の二十七 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額を基準として、市町村が定める。

前二項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児相談支援事業者 第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとにを行う。

第二十一条の五の十五第二項の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一

項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に對する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十四条の三十一 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定障害児相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営

に関する基準に従い、指定障害児相談支援を提供しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害児相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に對し、必要な障害児相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四条の三十二 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二十四条の三十三 市町村長は、指定障害児相談支援事業者による第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事

業所の従業者であつた者(以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。)に對し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に對し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に對し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に係る場所(以下「関係場所」という。)に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十二第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に對し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児

相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(第十一号において「役員等」という。)が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたと

き。

五 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 せず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児相談支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
第二十四条の三十七 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十四条の二十六第一項第一号の指定

障害児相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十四条の三十八 指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十三第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者 都道府県知事

二 指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働

大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定障害児相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよ

う求めた市町村長に通知しなければならない。
い。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の四十 第二十四条の三十八第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。
第三十四条の二十を第三十四条の二十一と

し、第三十四条の七から第三十四条の十九までを一条ずつ繰り下げる。

第三十四条の六中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同条を第三十四条の七とする。

第三十四条の五中「都道府県知事は」の下に「障害児通所支援事業等」を加え、「又はその」を「その」に、「ときは」を「とき、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは」に改め、同条を第三十四条の六とする。
第三十四条の四第一項中「ときは」の下に「障害児通所支援事業等」を加え、同条を第三十四条の五とし、第三十四条の三を第三十四条の四とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

第三十四条の三 都道府県は、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業(以下「障害児通所支援事業等」という。)を行うことができる。
国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十二条中「知的障害児施設は、知的障害のある児童」を「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児」に、「これを保護し、又は治療するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える」を「当該各号に定める支援を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活

の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療

第四十三条中「知的障害児通所施設は、知的障害のある児童」を「児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児」に、「これを保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える」を「当該各号に定める支援を提供する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

第四十三条の二から第四十三条の四までを削り、第四十三条の五を第四十三条の二とする。

第四十四条の三中「第六条の二各項目」を「第六条の三各項目」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センター」に改める。

第四十七条第二項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第四十八条中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に、「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第五十条第六号中「次条第二号」を「次条第三号」に改め、同条第六号の二中「次条第三号及び第四号」を「次条第四号及び第五号」に改め、同条第六号の四中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第七号中「知的

障害児施設、知的障害児通所施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

第五十一条中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

第五十一条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

第五十三条中「第三号及び第五号から第十号まで」を「第四号及び第七号から第十二号まで」に改める。

第五十五条中「第二号及び第四号」を「第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第五十六条第二項中「第五十一条第一号及び第二号」を「第五十一条第二号及び第三号」に改め、同条第三項中「第五十一条第三号若しくは第四号」を「第五十一条第四号若しくは第五号」に改める。

第五十六条の二第一項第二号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第三項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設又は児童発達支援センター」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条の五の六第四項(第二十一条の

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項又は第二十四条の十九の三第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十六第一項第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一項」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項又は第二十四条の十九の三第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五の二十六第一項第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一項」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

正当の理由がないのに、第五十七条の三の第三項又は第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二條の四第一号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二号中「第五十七條の第三項」を「第五十七條の第三第二項」に改め、本則中同条を第六十二條の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条の七 市町村は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十一条の五の八第二項又は第二十一条の五の九第二項の規定による通所受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

の第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者第六十二条の三を第六十二条の四とし、同条次に次の一条を加える。

は第四項の規定による報告若しくは物件の提出若しくはは提示をせず、若しくはは虚偽の報告を出若しくはは提示をせず、若しくはは虚偽の物件の提出若しくはは提示をし、又はこれらの規定による当該職員との質問に対して、答弁せず、若しくはは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十二条の二中「前条第四号」を「第六十二条第四号」に改め、同条を第六十二条の三とし、第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 正当の理由がないのに、第五十六條の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をせず、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、

第五十六條の五の五第二項において準用する同法第九十八條第一項に規定する不服審査会等の行う審査の手続における請求人又は第五十六條の五の五第二項において準用する同法第九十二條の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第六章を第八章とする。

第五十六条の六第一項中「ため」の下に、「障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費」を加え、「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に改める。

第五十七條の二第一項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

市町村は、偽りその他の不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他の不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第五十七条の第三第一項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「第二十四条の十五第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十七条の三の次に次の二条を加える。

第五十七條の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に對し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行った者若しくはこれを使用した者に對し、その行つた障害児通所支援若しく

は障害児相談支援に関し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に必要であると認めるときは、障害児入所支援を行った者若しくはこれを使用した者に對し、その行った障害児入所支援に関し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。

第二十一条の五の第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

第五十七条の四中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に對し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

第五十七条の四の次に次の一条を加える。
第五十七条の四の二 連合会について国民健康保険法第六十六条及び第八十八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の三に規定する児童福祉法関係業務を含む。）」とする。
第五十七条の五第二項中「障害児施設給付費等」を「障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等」に改める。

第五十九条の五第一項中「第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。
第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第五十六条の五の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十四条の三第十一項（第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託を受けて行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受けて行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支払に關する業務を行う。

第五十六条の五の三 連合会が前条の規定により行う業務（次条において「児童福祉法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に關する特段の定めをすることができ。

第五十六条の五の四 連合会は、児童福祉法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第六章 審査請求

第五十六条の五の五 市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に對して審査請求をすることができ。

前項の審査請求については、障害者自立支援法第八章（第九十七条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第六十三条の二から第六十三条の三の二までを削る。
第六十三条の四中「第五条第十三項」を「第五

条第十二項」に改め、同条を第六十三条の二とし、第六十三条の五を第六十三条の三とする。
（精神保健及び精神障害者福祉に關する法律の一部改正）

第六条 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に、「第三節 精神科病院（第十九条の七―第十九条の十）」を「第四節 精神科病院（第十九条の七―第十九条の十）」に改める。
第四節 精神科病院（第十九条の七―第十九条の十）に改める。

第四節第一項中「又は社会適応訓練事業を行う者」を削り、「運営し、又はその事業を行う」を「運営する」に改め、同条第二項中「医療施設」を「及び医療施設」に改め、「及び社会適応訓練事業を行う者」を削る。

第四章の章名中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に改める。
第十九条の四に次の一項を加える。

3 指定医は、その勤務する医療施設の業務に支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、前項各号に掲げる職務を行うよう都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応じなければならない。
第四章に次の一節を加える。

第四節 精神科救急医療の確保

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療

を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に對し、必要な協力を求めることができる。

第四十七條第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に關し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に關する事務所をいう。）その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

第四十九條第一項中「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた」及び「又は精神障害者社会適応訓練事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）を削り、「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に改め、同条第二項及び第四項中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十條及び第五十一條を次のように改める。

第五十條及び第五十一條 削除
第五十一條の四中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十一條の十三第一項中「含む。」の下に「第十九條の十一」を加える。

第七條 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「ため」の下に「当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）同条第十七項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に關する事業に係るサービ

スを円滑に利用することができるよう配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに」を加える。

第六条第二項第五号中「第二十二條第二項の下に」又は第五十一條の七第二項を加え、「同条第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第二項の支給の要否の決定」に改め、同項第六号中「第二十六條第一項の下に」又は第五十一條の十一」を加える。

第二十二條の二中「障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を「障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは障害者自立支援法第五條第十七項に規定する特定相談支援事業（第四十九條第一項において「特定相談支援事業」という。）」に改める。

第三十八條中「ため」の下に、「当該施設の医師、看護師その他の医療従事者による有機的な連携の確保に配慮しつつを」、「応じ」の下に「必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら」を加える。

第四十九條第一項中「障害者自立支援法第五條第十八項に規定する相談支援事業を」一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。（精神保健福祉法の一部改正）

第八條 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一號）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十九條」を「第三十八條の二」に改める。

第二條中「利用している者」の下に「の地域相談支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三號）第五條第十七項に規定する地域相談支援をいう。第四十一條第一項において同じ。）の利用に関する相談その他」を加える。

第七條第一号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改

め、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四號）第十五條の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）を削り、同条第三号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。
第四章中第三十九條の前に次の一條を加える。

（誠実義務）
第三十八條の二 精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十一條第一項中「医師その他の医療関係者」を「その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（資質向上の責務）
第四十一條の二 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

（社会福祉法の一部改正）
第九條 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五號）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設に改め、同条第三項第二号中「児童福祉法に規定する」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業」を加え、同項第四号の二中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相

談支援事業」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）
第十條 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十號）の一部を次のように改正する。

第四十四條の二中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定、第二條中「障害者自立支援法目次の改正規定（第三十一條）を」第三十一條の二に改める部分に限る。次号において同じ。）、同法第一條の改正規定、同法第二條第一項第一号の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一條の次に一條を加える改正規定、同法第四十二條第一項の改正規定、同法第七十七條第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に」を削る部分に限る。次号において同じ。並びに同法第七十七條第三項及び第七十八條第二項の改正規定、第四條中「児童福祉法第二十四條の十一第一項の改正規定並びに第十條の規定並びに次條並びに附則第三十七條及び第三十九條の規定 公布の日

二 第二條の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一條の改正規定、同法第二條第一項第一号の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一條の次に一條を加える改正規定、同法第四十二條第一項の改正規定並びに同法第七十七條第三項及び第七十八條第二項の改正規定を除く。）、第四條の規定（児童福祉法第二十四條の十一第一項の改正規定を除く。）、及び第六條の規定並びに附則

第四條から第十條まで、第十九條から第二十一條まで、第三十五條第一号に係る部分に限る。）、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十四條、第六十六條及び第六十九條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二條 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（指定知的障害児施設等に入所又は入院している者に対する配慮等）

第三條 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧児童福祉法附則第二十二條第二項に規定する旧児童福祉法をいう。）第二十四條の二第二項に規定する指定知的障害児施設等（附則第三十五條において「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービス（障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス）をいう。以下この条において同じ。）を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第四十三條第一項及び第二項並びに第四十四條第一項及び第二項の基準の設定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置）
第四條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた第二條の規定による改正前の障害者自立支援法（以下この条から附則第六條まで及び附則第八條から第十條までにおいて「旧自立支援法」という。）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項及び附則第

十条第三項において「指定障害福祉サービス等」という。に係る旧自立支援法第二十九条第一項及び第三十一条の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスに係る同項及び旧自立支援法第三十一条の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに係る旧自立支援法第三十三条第一項の規定による高額障害福祉サービス費の支給については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第三十六条第一項（旧自立支援法第四十条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の指定又は指定の変更の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定又は指定の変更がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第六条 第二条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この条及び次条において「新自立支援法」という。）第三十六条第三項第七号（新自立支援法第三十七条第二項、第三十八条第三項（新自立支援法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十条（新自立支援法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、同号に規定する申請者と密

接な関係を有する者が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧自立支援法第五十条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消され、又は同日前に発生した事実を理由として同日後に新自立支援法第五十条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

第七条 新自立支援法第四十六条第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第七十条第一項に規定する療養介護医療に係る同項の規定による療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療に係る同項の規定による基準該当療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第五十九条第一項

の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具の購入又は修理に係る同項の規定による補装具費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援（次項において「指定旧法施設支援」という。）に係る同条第一項の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前行われた旧自立支援法附則第二十二条第三項の規定による指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に係る同項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十一条 第三条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下「新自立支援法」という。）第十九条第四項（新自立支援法第五十一条の五第二項において準用する場合及び新自立支援法附則第二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に継続して新自立支援法第十九条第三項に規定する特定施設に入所することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第四項の障害者等について適用する。

第十二条 新自立支援法第二十条及び第二十二条（これらの規定を新自立支援法第二十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、施行日以後に行われた新自立支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請について適用し、施行日前行われた第三条の規定による改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）第二十条第一項又は

第二十四条第一項の申請については、なお従前の例による。

2 新自立支援法第二十条及び第二十二条の規定にかかわらず、施行日前行われた旧自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

第十三条 旧自立支援法第二十条第二項後段の規定により同項の調査の委託を受けた同項に規定する指定相談支援事業者等の役員若しくは同条第三項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者に係る同条第四項の規定による当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十四条 施行日前行われた旧自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項において「指定障害福祉サービス等」という。）であつて、旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係るものについての旧自立支援法第二十九条第一項及び第三十一条の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前行われた旧自立支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスであつて、旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係るものについての旧自立支援法第三十条第一項及び第三十一条の規定による特例介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前行われた旧自立支援法第三十二条第一項に規定する指定相談支援に係る同項の規定によるサービス利用計画作成費の支給については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十二条第一項の指定を受けている者は、施行日に、新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新自立支援法第五十一条の

第十四第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新自立支援法第五十一条の十九第一項の申請をしないときは、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第十六条 前条第一項の規定により新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一条の第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五十一条の三十一第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第十七条 施行日前に行われた旧自立支援法第五十一条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十六条の二第一項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五十一条第八項に規定する相談支援事業に係る旧自立支援法第七十九条第二項の届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五十一条第七項に規定する一般相談支援事業に係る新自立支援法第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた第四条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「旧児童福祉法」という。)第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同項及び旧児童福祉法第二十四条の五の規定(これらの規定を旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)による障害児施設給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の九

第一項の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされていないものについて、当該処分については、なお従前の例による。

第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第二十二条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五十一条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第二十九条第一項の指定を受けている者は、施行日に、第五条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第四十三条に規定する知的障害児通園施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する旨ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けている施設設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けている施設設置者は、施行日に、新児童福祉法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

4 前三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされ

た者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の申請をしないときは、新児童福祉法第二十一条の五の十六第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第二十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五十一条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十一条の二第一項の規定により同項に規定する児童デイサービス介護給付費等の支給を受けている者については、政令で定めるところにより、新児童福祉法第二十一条の五の十三第一項に規定する通所者として、同条の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

第二十四条 附則第二十一条から第三項までの規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一条の二第二項又は旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る措置

に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。附則第三十二条第三項において同じ。)からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧児童福祉法第二十四条の五、第二十四条の六第一項及び第二十四条の七第一項の規定(これらの規定を旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)による障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定(通所のみの利用に係るものを除く。)を受けている障害児の保護者については、施行日に、新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなす。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなされた者に係る同条第六項に規定する給付決定期間は、同条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定に係る同条第六項に規定する給付決定期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十七条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する旨ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けている施設は、施行日に、新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設に係る新児童福祉法第二十四

条の二第一項の指定を受けたものとみなす。

この場合において、当該指定を受けたものとみなされた施設に係る新児童福祉法第二十四条の十第二項に規定する指定の有効期間は、この法律の施行の際現にその施設が受けている旧児童福祉法第二十四条の第二項の指定に係る旧児童福祉法第二十四条の十第二項に規定する指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十八条 前条の規定により新児童福祉法第二十四条の第二項の指定を受けたものとみなされた施設を設置者であつて、旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項の規定による届出をしていないものは、施行日に、新児童福祉法第二十四条の十九の二において準用する新児童福祉法第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十九条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定(旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定を受けている者であつて、満二十歳未満であるものについては、施行日に、新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けた者とみなす。

第三十一条 施行日前に旧児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により委託を受けてこれらの規定により行われる指導の事務に従事する者又は従事していた者に係る旧児童福祉法第二十七条の四の規定によるその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第三十二条 この法律の施行の際現に旧児童福祉

法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置(旧児童福祉法第三十一条第四項、第六十三条の二第三項又は第六十三条の三第二項の規定により旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。以下この条において同じ。)を受けて旧児童福祉法第七十二条に規定する障害児施設支援を受けている者は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の六、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定による市町村の措置を受けて、又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置(新児童福祉法第三十一条第四項の規定により新児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。次項において同じ。)を受けて、新児童福祉法第六十六条の二第二項に規定する障害児通所支援、新児童福祉法第七十二条に規定する障害児入所支援又は新自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受けているものとみなす。

2 新児童福祉法第五十三条及び第五十五条の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は旧児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第三項の規定による都道府県の措置に要する費用についての都道府県の

支弁及び本人又は扶養義務者からの費用の徴取については、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五十八条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十九条第二項の届出をしていないものは、施行日に、新児童福祉法第六十六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六十六条の二第二項に規定する障害児通所支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、当該障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る旧児童福祉法第三十五条第三項の届出をしているもの又は同条第四項の認可を得ているものは、施行日に、新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三十四条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する言うらあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設を設置しているものとみなす。

2 旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する言うらあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。又は旧児童福祉法第四十三条の三に規定す

る肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなす。

第三十五条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項(旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する施設給付決定(通所のみにより利用に係るものを除く。)を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、新自立支援法第十九条から第二十一条までに規定する手続を省略し、当該各号に定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る新自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を行うものとする。

一 施行日に満十八歳以上である者が、施行日において旧児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、施行日まで、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき 施行日

二 施行日に満十八歳未満である者が、施行日以後において、満十八歳となることに伴い新児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定入所支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、満十八歳となる日まで、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満十八歳となる日

(精神保健福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の規定による改正後の精神保健福祉士法の規定にかかわらず、精神保健福祉士試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の精神保健福祉士法（以下この条において「旧精神保健福祉士法」という。）第七条第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号のいずれかの要件に該当する者

二 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条

第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目（以下この条において「旧指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

三 施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目（以下この条において「旧基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

四 施行日前に学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第四号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧

指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

五 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

六 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

七 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七条第八号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

（施行前の準備）
第三十七条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法

第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他経過措置の政令への委任）
第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法等の一部改正）
第四十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十一条の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十四条の二第二号

三 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第四十一号）第三十条の二第二号

第四十一条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

一 労働者災害補償保険法第十二条の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法第十四条の二第二項第二号

三 地方公務員災害補償法第三十条の二第二項第二号

（地方自治法の一部改正）
第四十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の項第一号中「含む。」の下に「第十九条の十一」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）
第四十三条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第五項中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に改める。

第十条第一項第二号中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に改める。

第十八条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

第四十四条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護給付費等（の下に「次項及び」を加え、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五條第十八項」を「第五條第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第

なされる場合を含むが採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第二項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第二項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条

第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

第十条第一項中「前条第四項各号」を「前条第五項各号」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十一條第二項中「第五條第十八項」を「第五條第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十二条第二項中「並びに第二十六条第一項」を、「第二十六条第一項、第五十一条の七第二

第十三条第四項第二号中「第九条第四項第三項及び第三項並びに第五十一条の十二」に改める。

第十五条の四中「同条第十二項」を「同条第十

「項」に改める。

五十二條 前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九條第三項の規定は、施行日以後に

繼續して同条第二項に規定する特定施設に入所

することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第三項の知的障害者について適用する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第五十三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第五十四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条の第三項」を「第三十四条の第三項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法第三十四条の四第一項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条 この法律の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設に係るものに限る。）は、新児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た新児童福祉法に規定する障害児入所施設又は新児童福祉法第三十四条の第三項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

（児童扶養手当法及び所得税法の一部改正）

第五十六条 次に掲げる法律の規定中「第六条の第三項」を「第六条の四第一項」に改める。

一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四條第二項第五号

二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二條第一項第三十四号

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第五十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五十八條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第五十九条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第二号中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び介護保険法第百七十六條第一項第一号（連合会の業務に掲げる業務）」を「介護保険法第百七十六條第一項第一号（連合会の業務に掲げる業務及び障害者自立支援法平成十七年法律第百一十三号）第九十六條の二（連合会の業務）の規定による業務」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六十四條 消費税法（昭和六十二年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第五條第六項、第十四項又は第十五項」を「第五條第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

（児童扶養手当法及び所得税法の一部改正）

第六十一条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五條第一項第一号」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六條の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五條第一項第一号」に改める。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正）

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第百三十三号）別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百一十一号）別表第一及び別表第二

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六十四條 消費税法（昭和六十二年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第五條第六項、第十四項又は第十五項」を「第五條第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六十四條 消費税法（昭和六十二年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第五條第六項、第十四項又は第十五項」を「第五條第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六十四條 消費税法（昭和六十二年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第五條第六項、第十四項又は第十五項」を「第五條第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六十四條 消費税法（昭和六十二年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第十五項又は第十六項」を「第十四項又は第十五項」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第六十六条 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

第六十七條 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「第五條第十三項」を「第五條第十二項」に改める。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第六十八條 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第三号中「第六條の二第二項」を「第六條の三第二項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第六十九條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「第五條第十六項」を「第五條第十七項」に改める。

第七十條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「第五條第十七項」を「第五條第十六項」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第七十一條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十

八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表第五十一条第四号の項中「第五十一条第四号」を「第五十一条第五号」に改める。

理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年六月九日印刷

平成二十二年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

O